令和元年 第4回定例会

青木村議会会議録

令和元年12月11日 開会 令和元年12月17日 閉会

青木村議会

令和元年第4回青木村議会定例会会議録目次

第	1	号	(1	2月	1	1	\Box)
777	Т.	ク	(T	2 7	1	1	μ

○議事日程
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名2
○事務局職員出席者
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事録署名議員の指名
〇会期決定
○村長挨拶4
○議案第1号の上程、説明
○議案第 2 号の上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議案第3号の上程、説明14
○議案第4号の上程、説明
○議案第5号の上程、説明・・・・・・・・・・・16
○議案第6号の上程、説明・・・・・・・・・・・16
○議案第7号の上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
○議案第8号の上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
○議案第9号の上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 7
○議案第10号の上程、説明・・・・・・・・・・・28
○陳情第1号の上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 2 号 (12月13日)
○議事日程
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名33

○事務局	引職員	出牌	君…	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••	3	4
○開議の	つ宣告	÷	•••••			•••	3	5
○議事日	程の	報告	÷			•••	3	5
○一般質	質問…					•••	3	5
沓	掛	計	Ξ	君		•••	3	5
坂	井		弘	君		· • •	5	6
松	澤	正	登	君		•••	8	8
居	徭鳥	貞	美	君		1 '	О	9
金	井	とも	子	君		1	2	1
宮	入	隆	通	君		1	3	3
○散会の	つ宣告	-	•••••			1 -	4	9
第	3	号	(1	2月1	7月)			
○議事日	程…	•••••	•••••			1	5	1
○出席請	銭員…		•••••			1	5	1
○欠席請	美員…	•••••	•••••			1	5	1
○地方自	自治法	宗第 1	2 1	条の規	見定により説明のため出席した者の職氏名	1	5	1
○事務周	引職員	出牌	舌者…			1	5	2
○開議の	つ宣告	-	•••••			1	5	3
○議事日	日程の	報告				1	5	3
○視察研	开修執	2告…				1	5	3
○議案第	第1号	号の質	〔疑、	討論、	採決	1	5	6
○議案第	第2号	号の質	〔疑、	討論、	採決	1	5	9
○議案第	第3号	号の質	〔疑、	討論、	採決	1	6	1
○議案第	第4号	号の質	〔疑、	討論、	採決	1	6	3
○議案第	第5号	子 達	建举管	理委員	負及び補充員の選挙について	1	6	5
○議案第	66号	号の質	〔疑、	討論、	採決	1	6	6
○議案第	第7号	号の質	〔疑、	討論、	採決	1	8	3
○議案第	88号	号の質	疑、	討論、	採決	1	8	4
○議案第	99号	号の質	〔疑、	討論、	採決	1	8	5

○議案第10号の質疑、討論、採決188
○陳情第1号の質疑、討論、採決
○閉会の宣告・・・・・・・・・・・・190
○署名議員

令和元年12月11日(水曜日)

(第1号)

令和元年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和元年12月11日(水曜日)午前9時開会

日程第 1 議事録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議案第 1号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係条例の整備に関する条例について

日程第 4 議案第 2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 議案第 3号 青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例について 5

日程第 議案第 4号 青木村消防委員会条例の一部を改正する条例について 6

議案第 5号 選挙管理委員及び補充員の選挙について 日程第 7

日程第 8 議案第 6号 令和元年度青木村一般会計補正予算について

議案第 7号 令和元年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について 日程第 9

日程第10 議案第 8号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算について

日程第11 議案第 9号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算について

日程第12 議案第10号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 について

日程第13 陳情第 1号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情について

日程第14 一般質問

出席議員(10名)

1番 宮 入 隆 通 君 2番 坂 井 弘 君 金 井 とも子 君 3番 松澤 正登君 4番 5番 宮 下 壽 章 君 6番 沓掛計三君 小 林 和 雄 君 7番 居 鶴貞美君 8番

9番 堀 内 富 治 君 10番 山本 悟 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村	政 夫	君	教 育 長	沓	掛	英	明	君
総務企画課長 兼 事 業 推 進 室 長	片 田	幸 男	君	参 事 兼 建設農林課長	花	見	陽	_	君
住民福祉課長	小宮山	俊 樹	君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管 理 監	多	田	治	由	君
商工観光移住 課 長 兼 商工観光移住 係 長	中沢	道 彦	君	教育次長兼公民館長	官	下	剛	男	君
保育園長	若林	喜信	君	住民福祉課課長補佐兼 地域包括支援センター長	宮	澤	章	子	君
建設農林課課長補佐兼 国土調査係長	小林	義 昌	君	建設農林課課長補佐兼上下水道係長	横	沢	幸	哉	君
税務会計課課長補佐兼資産税係長	奈良本	安 秀	君	総務企画課課長補佐兼 企画財政係長	小	林	利	行	君
総 務 企 画 課 事 業 推 進 室 係	塩 澤	和宏	君	住民福祉課住民福祉係長	上	原	博	信	君
住 民 福 祉 課保健衛生係長	早乙女	敦	君	総務企画課庶務係長	宮	澤	俊	博	君
税務会計課住民税係長	増田	憲寛	君	建設農林課建設係長	小	Щ	明	之	君
教育委員会 教育係長	金井	大 介	君	総務企画課総務係長	小	林	宏	記	君

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 小林宏記

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長(宮下壽章君) 定刻になりましたので、ただいまから令和元年第4回青木村議会定例 会を開催いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長(宮下壽章君) 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、6番、沓掛議員、7番、居鶴議員を指名します。

◎会期決定

○議長(宮下壽章君) 日程第2、会期決定について議題にします。

お諮りします。

去る12月5日、議会運営委員会において、本定例会の会期は、本日11日から18日までの 8日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(宮下壽章君) 異議なしと認めます。

よって、会期は12月18日までの8日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙日程表をお配りいたします。

日程について申し上げます。

本日11日は開会、議案説明のみで散会といたします。12日木曜日は議案審査のため休会、13日金曜日は一般質問、14日と15日は休日のため休会、16日月曜日は議案審査のため休会、17日火曜日は審議・採決、総務産業委員会の視察研修についての委員長報告、18日水曜日は審議・採決といたします。

◎村長挨拶

- **○議長(宮下壽章君)** ここで、村長より挨拶があります。 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** 皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第4回青木村議会12月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方 に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

日ごろより、皆さんには村政の運営に御理解と御協力をいただきまして、感謝を申し上げ る次第でございます。

10月12日に発生いたしました観測史上最大級と言われます台風19号及び前線に伴う猛烈な風雨は、東日本を中心に各地で甚大な災害をもたらしました。県内でも東北信地域で、河川の護岸の崩落、堤防の決壊、内水の氾濫など、広範囲で災害が発生いたしました。

長野市穂保地区では、70メートルにわたりまして堤防が決壊し、1,000ヘクタールを超える地域で、床上、床下の浸水に見舞われました。道路、上下水道、電気、鉄道などの基幹インフラにも長期間大きな影響を受けまして、2カ月を過ぎた現在も懸命な復旧・復興活動が続けられているところでございます。この災害で、5名のとうとい命が奪われました。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりのお見舞いを申し上げたいと存じます。被災地の一日も早い復興を願うものでございます。

青木村でも昭和34年8月の台風7号以来、多くの被害に見舞われました。10月12日の18時間で累計雨量237.5ミリ、時間最大雨量23.5ミリ、瞬間最大風速23.6メートル、浦野川の最高水位1.84メートルを観測いたしました。

村の災害対策本部では、10月12日20時40分、警戒レベル5を発令し、10月13日1時にこの警戒レベル5を解除いたしたところでございます。避難状況は9カ所で、164名の方が避難されました。被災状況は、床下浸水1戸、道路、河川、農地等119カ所、農業の被害額は397万9,000円、地すべり1カ所等が確認されております。

今後の課題といたしまして、情報伝達の方法でありますとか、避難所の運営、増設、自助・公助・共助のあり方、被災箇所の早期の復旧・復興、防災・減災の対策などが上げられます。今議会の補正予算の中では、緊急性のある復旧工事予算をお願いしているところでございます。今回の超大型台風の一過に関しまして、各メディアを通しまして多くのことを学ぶことができました。今後、村で参考にしたい新聞の見出しを申し上げたいと存じます。

豪雨東北信に集中、同規模台風今後も懸念、温暖化影響か、警戒必要、これは、皆さんのお手元にこの配付がありますんで、このタイトルを申し上げていますんで、この内容につきましては後ほどごらんいただければというふうに思っております。これはやはり永久保存をして、今後5年、10年を、もうこの災害に学ぶこと、多いと思いますので、あえてこういうことをさせていただいているところでございます。

治水能力を超える雨、堤防・ダム対策に限界、巨大台風、堤防神話を崩す、整備、財政負担大きく、ハザードマップ生かされず、雨量100年に一度超え、千曲・阿武隈川流域、県内ハザードマップほぼ一致、降水量、流域全体で見る必要、水蒸気の帯、豪雨招く、山地にぶつかり積乱雲次々と、高い防災意識犠牲減らした、認知症被害者変化に注意、状況判断できず不安定になりやすく、治水や避難、自治体に課題、台風19号想定超す被害、予測、観測体制見直しも、再生エネ災害に備え急務、台風15号で太陽光設備火災、堤防ダムで妨げない洪水起きる、堤防越水波のように、上流雨量年間の半分1日で、越水の力想定以上、1.5キロ区間であふれる土削る、基準満たす強度の堤防なぜ、水害激化、対応は、情報生かせば被害軽減可能、ハード、ソフト両面強化を、国挙げて観測体制強化、急務、台風に強い神話崩れた、防災教育の役割、地域で次世代に語り継ぐ、警戒レベルなおわかりにくさ、ピーク過ぎても氾濫・土砂に注意、これらから多くのことを学ばせていただきました。冒頭申し上げましたように、別紙にて台風19号によります大雨台風報道もまとめて添付してございますので、参考にごらんいただきたく存じます。

さて、11月27日、東京のNHKホールで全国町村926の首長が集まりまして、全国町村長大会が開催されました。町村長の総意を結集して農山漁村の持つ多面的な価値の重要性を訴えまして、それぞれの町村が地域の特性や資源を生かした施策を自主的・自立的に展開できるよう、多様で個性あふれる町村実現を目指していくこととなりました。

安倍首相、衆参両院の議長が来賓として出席されるなど、大きな大会でありまして、大会では3つの決議、1つ目は、防災・減災に対する強化・推進に対する緊急決議、2つ目は、これからの町村行政と新たな圏域行政に関する特別決議、3点目は、農村価値の創生に関する特別決議がなされました。詳しい内容につきましては、以下の参考をごらんいただきたく思います。

下段に移りまして、そのほか当村に関する主な項目といたしまして、大規模震災、豪雨災 害等からの復旧・復興等、全国的な防災・減災対策の強化、町村自治の確立、町村財政基盤 の確立、地域保健医療対策の推進、医療保険制度の安定運営の確保、農業・農村対策の推進、 道路、河川、生活環境等の整備促進、町村消防の充実強化など、町村会といたしまして、国 等へ強く要望していくことになりました。

さて、12月も中旬になりまして、忙しい時期となりました。ことしの村の主な出来事を振り返ってみたいと思います。

昨年11月より、青木診療所に最新の医療機器、自動血液球計数CRP測定装置、電子カルテシステム、レセプト点検SW、ヘモグロビン分析装置を整備いたしました。また、診療所診察室の間仕切りや玄関ホール、トイレ、廊下の改修、バリアフリー化など、医療設備の充実を図りました。

2月5日に、名誉村民であり青木診療所の所長でありました小河原辰雄先生がご逝去されました。昭和36年10月より亡くなる直前まで、58年間もの長きにわたりまして多くの村民の診療に当たり、地域医療・保健医療に御尽力をいただきましたこと、深く感謝を申し上げます。

4月1日より、村内企業の協力をいただきまして、機能別消防団制度が発足いたしました。 4月9日に発生いたしました山林火災では、一般の団員とともに消火に当たっていただき、 消防団の一員として活動していただきました。

4月22日、青木村では初めての植樹モデル事業といたしまして、抵抗性アカマツ苗の植樹を実施いたしました。村では、この成長を長期にわたりまして、見守り、管理し、その効果を観察していきたいと思っております。

8月14日から22日、義民太鼓保存会こまゆみ会アイルランド文化交流事業といたしまして、訪問団がアイルランド共和国を訪れました。滞在中は、伝統ある音楽祭や世界遺産であります古代遺跡の路上でライブ公演を行い、大きな歓声をいただきました。

10月1日、青木村そば乾燥調製施設稼働式が行われました。JA信州うえだが特産品そば タチアカネの乾燥調製施設を青木ライスセンター構内に増設したもので、従来の2.25倍の 処理能力が可能になりました。さらに品質向上した風味豊かなそばをより多くの皆さんに味 わっていただきたいと思います。

10月3日、五島慶太未来創造館起工式が東急グループの代表者を初め、御寄附をいただいた皆さま、村の関係者など80名が出席し、盛大に開催されました。この館は、慶太翁の実業家や教育者としての功績の紹介、少年時代からのゆかりの品を展示するとともに、慶太翁の生家を模型としたVRにより復元いたしまして、慶太翁の青木村や家族の思いを感じていただける造りとなっております。また、現代の東急グループの情報なども展示し、人材育成・

交流・文化等の拠点として活用し、関係人口の拡大を推進してまいります。来年4月18日の 慶太翁の誕生日にオープンの予定です。この事業に寄せられました多くの皆さんの御支援・ 御協力にお礼を厚く申し上げます。

そのほか、主な事業といたしましては、タチアカネ蕎麦の本格栽培が始まりました平成24年から8年目に当たります本年は、初めて「タチアカネ蕎麦ナイターin東京ドーム」を行い、全国の皆さんに青木村とタチアカネ蕎麦をPRいたしました。そばの作付面積は、過去最大の80~クタール、収穫量も台風の影響があったものの過去最大の39トンとなりました。今後は、新たな加工品の開発など、ブランド化の幅をさらに広げ、全国に発信してまいります。

若者移住・定住政策が順調に進みまして、令和元年度は、定住促進応援補助金の申請が19 件、村外からの転入実績は、9世帯を超えました。

健康寿命延伸プロジェクト関係では、本会議4回、コア会議11回の開催、また成人向けの アンケート、生徒・児童に向けたアンケートを1回行いました。会議、アンケートの結果を 分析・評価をいたしまして、次のステップにつなげてまいります。

本年度夏、青木小・中学校にクーラーが設置され、子供たちは快適な環境の中で学習に励むことができました。念願でありました児童発達支援施設の「たんとキッズあおき」がオープンし、これまで進めてきました障害のある子供たちへの早期支援体制が一層整ったところでございます。このような当村の進めているインクルーシブ教育体制を学ぼうと、11月には、東信教育事務所の課長さんや全ての私立の指導主事の先生方が青木村へ視察に来られました。これからも教育委員会や住民福祉課、保育園や小・中学校が連携を密にして、対応してまいります。

さて、令和元年11月22日付の内閣府発表の月例経済報告では、景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種の政策の効果もあって、緩やかな回復をすることが期待される。ただし、通商問題をめぐる緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や、金融資本市場の変動の影響に加え、消費税引き上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があるとしております。

消費税が10%に上がって2カ月が過ぎ、増税後の国内景気の動向を示す経済指標が相次いで公表されております。個人消費の先行きには慎重な見方がありますが、政府の景気下支え策が一定の効果を上げる面もあります。台風19号の被災もあり、影響を見きわめていく必要

があると思われます。

さて、予算編成の時期となりました。国の令和2年度予算の概算要求に当たって、基本的な方針についてでありますが、令和2年度は、経済・財政運営の改革の基本方針2019を踏まえ、引き続き経済財政運営の改革の基本方針で示された新経済・財政再生計画の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成25年度予算から前年度当初予算までの安倍内閣の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしております。

次に、県の令和2年度当初予算編成方針についてですが、これは9月12日に作成されたために、台風19号の被害関係は含まれておりません。

本県の財政状況は、今年度については、当初予算において財政調整のため基金を98億円取り崩していることに加え、米中経済摩擦の激化等の影響により、県税収の動向が定かでなく、財政不足額のさらなる拡大が危惧される。このため予算の執行段階における工夫等、あらゆる方策を講じて、基金取り崩しの抑制に努める。来年度については、県税の収入は、消費税引き上げ等の増収要因である一方で、国際情勢等を背景とした減収要因もあること、高齢化による社会保障関係費の増加などにより、義務的経費や政策的経費を圧迫する硬直的な構造が続くこと、国の予算・制度の見直しや地方財政対策の動向が見きわめる必要があること等から、財政状況は不透明さを抱えながら厳しさを増すものと見込まれる。なお、一定の仮設の下では、100億円を超える収支差が生じる試算となっており、歳入歳出の両面にわたり財源確保に取り組み、収支差の圧縮に努めるとしております。

村の予算編成に当たっての基本的な方針を申し上げます。

令和2年度は第5次長期振興計画後期基本計画の4年目に入りまして、日本一住みたい村づくり計画の実現に全力で取り組んでまいります。引き続き村の財政力が県下の町村の中で6割程度の実力しかないことを認識のもと、村が真に担うべき事業を集中と選択し、限られた財源を有効かつ合理的に活用いたしまして、より質の高い行政サービスを提供できるよう、村政の実現を目指してまいります。

特に来年度は、台風19号の災害復旧・復興を優先して、予算づけをするとともに、自然災害への村民の皆さんへの安全・安心な村づくりに、ハード面のみならずソフト面からも取り組んでまいります。このような中、創意と工夫で最大限の効果が得られるよう、住民の皆さんの参画をいただきながら、職員の英知を結集いたしまして、元気で豊かな村づくり、日本

一住みたい村づくりに取り組んでまいります。

国の動きに敏感に対応できる体制をしきまして、この中で村の活性化や課題解決に積極的 に取り組んでまいります。あわせて、国・県等からの財源確保など、確実な事業を優先させ てまいります。

いずれにいたしましても、青木村はもとより厳しい財政状況の中にありますが、村民の皆 さんが将来に夢を持てる先々を見通した施策を、スピード感を持って、年々ふえる社会保障 への対応を図りながら、住民の皆さんの声をよく反映して将来を見据え、単に金額だけでな く内容が充実した予算編成をしてまいります。

次に、さきの9月定例会閉会後、本日までの主な行政等の報告をさせていただきます。

9月18日と20日、高齢者の祝賀事業による訪問を行いました。米寿38名、白寿6名、100歳2名、101歳3名、103歳2名、104歳1名、106歳2名の方々の御長寿をお祝いの日を迎えられました。これからもお元気でお過ごしいただきたいと思います。

9月27日、28日、青木中学校で、一人一人を大切にしようというテーマのもと、生徒たちの個性が輝いたこまゆみ祭が開催されました。意見発表では、自分の内面をしっかり向き合った発表があり、その発表に対してフロアからは小学校6年生も含め真摯な感想が語られました。次は、圧巻の義民太鼓の演奏と小学生も参加した郷土芸能の発表がありました。村の文化の継承にこまゆみ祭が大きくかかわっていると感じました。義民太鼓のこまゆみ会は、アイルランドで太鼓を通じたすばらしい文化交流を行ってきたばかりでしたが、中学生の義民太鼓もまた見事でした。中心となっていた中学3年生の成長した姿が印象的でした。

10月3日、未来を見据え、都市を開き、人を育てた誇らしき郷土の偉人、五島慶太翁の軌道を振り返るとともに、関係企業、大学等との関係人口をふやし、村の発展につながる五島慶太未来創造館の起工式がとり行われました。

10月5日、青木村保育園親子運動会が、園児や保護者の皆さんとたくさんの人が参加し、盛大に開催されました。快晴のもと、私も元気いっぱいの園児を応援してまいりました。

10月19日から20日、ことし創立100周年を迎えました東京青木会の皆さんが来村されました。御寄附をいただきました保育園の太鼓をごらんいただくなど、秋のふるさとを満喫していただきました。

11月16日から17日、青木村産業祭2019が発見・体験・交流をテーマに開催されました。 天候にも恵まれ、例年よりにぎわっていたように思います。義民太鼓こまゆみ会アイルラン ド文化交流事業でお世話になった方々へ感謝状の贈呈式や、現地の政府公認ガイド山下直子 さんのトークショーも行われ、あの日と同じ太鼓の音が青木の空に高く鳴り響きました。同時開催のタチアカネ新そばまつりは、さいたま市蕎麦打ち倶楽部の皆さんの御協力をいただき、2日間で合計1,000人以上のお客さんに新そばの味と香りを堪能いただきました。大好評でありました。蕎麦打ち倶楽部の名人たちの話では、ことしのタチアカネは、特にモチモチ感が強いとのことでした。また、毎年の産業祭の日を信州・青木村タチアカネ蕎麦の日に制定することも発表し、タチアカネが今後も皆さんに愛されていくよう努力を重ねていくと誓いました。

11月15日、JA信州うえだ組合長との懇談会がありました。JAから来年度の予算編成に当たっての人・農地プランの加速化など12の項目に当たりまして要望があり、村からも農機具のレンタル業務の委託など、9項目の要望をいたしました。

11月21日から29日まで、全12地区の要望を現地で確認させていただきました。今年度は台風19号の関係で、治水関係など新たな要望を多くいただきました。

次に、補正予算の主なものを申し上げます。

一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ1億8,496万3,000円を追加いたしまして、 総額を30億6,143万4,000円となります。

歳入の主なものといたしましては、村税軽自動車税は新たに環境性能割の導入に伴いまして16万6,000円、地方交付税普通交付税は3,321万5,000円、県補助金の保全松林健全化整備事業補助金は200万円、五島慶太翁顕彰事業の寄附金200万円、基金の繰入金青木診療所施設等整備基金287万4,000円、村債緊急防災・減災事業債に1,540万円の増をそれぞれ計上いたしました。

さらに、台風19号の災害復旧に係る歳入といたしまして、1つは負担金、農地農業用施設 災害復旧に係る受益者負担金9カ所82万8,000円、国庫支出金災害復旧費国庫負担金、道路 橋梁災害復旧負担金3カ所1,330万円、国庫補助金災害復旧費国庫補助金、農林水産施設災 害復旧費補助金農地農業施設災害復旧費補助金6カ所1,016万円、林業施設の災害復旧費補 助金1カ所1,575万円、災害復旧事業債といたしまして、補助災害復旧事業債、農地農林施 設災害復旧の7カ所250万円、公共土木施設災害復旧事業3カ所570万円、小災害復旧事業 債農地等小災害復旧4カ所110万円、防災対策事業債、河川改良に自然災害防止事業債 3,000万円、繰入金といたしまして、財政調整基金から災害復旧費用に4,900万円の増を計 上したところでございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

地方創生プロジェクト事業費五島慶太翁未来創造館展示に係る委託料560万円、民生費社会福祉総務費報償金出産祝金といたしまして、出生数、第2子、第3子の出産の増加に伴いまして250万円、衛生費保健衛生総務費補助金は、青木診療所電子カルテ等導入に伴う施設の改修補助金287万4,000円、農林水産業林業振興費委託料は、事業採択によりまして、保全松林健全化整備事業の300万円、消防費消防施設費委託料、工事請負金は、指定避難所5カ所の空調設備設計業務の委託料247万5,000円、設置の工事費1,540万円の増をそれぞれ計上いたしました。

また、職員の人件費につきましては、人事異動に伴います補正と国人事院勧告及び県人事 委員会勧告にあわせまして、補正予算で計上させていただいております。

さらに、台風19号災害復旧にかかわる歳出といたしまして、総務費総務管理費一般管理費 超過勤務手当に224万円、財産管理費工事請負費は、リフレッシュパークあおきの取水口の 復旧に330万円、農地農業用施設災害復旧費2,416万2,000円、林業施設災害復旧費3,570万 円、公共土木施設災害復旧費道路橋梁災害復旧費3,483万2,000円、土木費の道路橋梁費河 川改良費河川改良工事に2,970万円、教育費中学校費学校管理費工事請負費は、普通教室棟 屋根の修繕工事506万円でございます。この等が、失礼しました、棟でございます、のそれ ぞれの増を計上したところでございます。

以上、提案いたしました議案のうち、主な内容を申し上げさせていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をさせますので、御審議の上、御議 決いただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長(宮下壽章君) 村長の挨拶が終わりました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長(宮下壽章君) 日程第3、議案第1号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適 正化等を図るための関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求め ます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 議案第1号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例(案)。

令和元年12月11日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する 条例。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)ということで、第1条 一般職の職員の 給与に関する条例(昭和35年青木村条例第9号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和40年青木村条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(青木村印鑑条例の一部改正)

第3条 青木村印鑑条例(昭和50年青木村条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除 く。)」に改める。

第5条第3項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

(青木村公共下水道条例の一部改正)

第4条 青木村公共下水道条例(平成7年青木村条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項第1号中「エまで」を「オまで」に改める。

第6条の3第1項第4号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。」を「心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの」に改め、同号エ中「ウまで」を「エまで」に改め、「。」を削り、同号エを同号オとし、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附則、この条例は、公布の日から施行するということで、次のページに概要説明がございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する 法律が施行されたことに伴い、成年被後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置と して、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別がさ れないよう、成年被後見人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図る ための措置が講じられましたことから、所要の改正を行う必要が生じたため、関係する条例 の規定を一括して整理するための条例を制定するものでございます。

具体的には、一般職の給与に関する条例及び職員の分限に関する条例につきましては、地方公務員法第16条第1号の成年被後見人又は被保佐人という文言が削られたことに伴う用語の整理を行うものでございます。

印鑑条例につきましては、印鑑登録証明事務処理要綱の一部改正に伴いまして、登録資格 等の変更等の改正をするものでございます。

下水道条例につきましては、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている制度について、心身の故障等の状況を個別的に実質的に審査し、必要な能力の有無を判定する規定へと適正化をするという法律の趣旨に基づき、改正を行うものでございます。

以上、議案第1号につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議の上、お認めいた だきますようお願い申し上げます。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) 議案の資料がないですが。
- ○議長(宮下壽章君) よろしいですか。

◎議案第2号の上程、説明

○議長(宮下壽章君) 日程第4、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) それでは、議案第2号につきまして御説明申 し上げます。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)。

令和元年12月11日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和35年青木村条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改めるということで、別表が5ページまでついております。

5ページ目、第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の3中「1万1,000円」を「1万1,700円」に改める。

附則、第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年 4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般 職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 次ページに概要がございます。

令和元年人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づきまして、国・県が平成31年4月にさかのぼって実施する給与制度の見直しを踏まえ、当村におきましても民間の給与水準との均衡を維持しつつ実施するものでございます。給与表につきましては、平成31年4月よりさかのぼって県の給料表を適用し、住居手当につきましては、県の勧告に基づき、手当の上限額を令和2年4月1日から700円引き上げるものでございます。

以上、議案第2号につきまして御説明いたしました。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明

〇議長(宮下壽章君) 日程第5、議案第3号 青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例 についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田税務会計課長。

〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、議案第3号 青木 村手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)。

令和元年12月11日提出、青木村長、北村政夫。

裏面にまいります。

青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例。

青木村手数料徴収条例(平成12年青木村条例第8号)の一部を次のように改正する。 第6条に次の1号を加える。

(9) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認めたもの。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

こちらにつきましては、手数料の減免に関する部分の改正でございまして、災害対策基本 法に規定します災害のり災証明書等の発行に際し、証明手数料を免除するために規定するも のでございます。

よろしく御審議をいただき、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

◎議案第4号の上程、説明

〇議長(宮下壽章君) 日程第6、議案第4号 青木村消防委員会条例の一部を改正する条例 についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

〇総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 議案第4号について御説明申し上げます。

議案第4号 青木村消防委員会条例の一部を改正する条例(案)。

令和元年12月11日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

青木村消防委員会条例の一部を改正する条例。

青木村消防委員会条例(昭和26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「9人」を「11人」に改め、同条第2項第1号中「6人」を「5人」に改め、同項3号中「2人」を「4人」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 公益を代表する者 1人

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新旧対照表をおつけしてございますのでごらんください。

定数につきましては、これまで9人以内としていたものを11人以内に改めるものでございます。内訳につきましては、村議会において議員のうちから推薦した者6人以内となってお

りましたが、現状に合わせて5人以内とさせていただきます。学識経験を有する者を2人以 内から4人以内とし、消防団のOBと現役の消防署長を追加することを想定してございます。 今回、4号として新たに追加する公益を代表する者1人は、これまでおりませんでしたけ れども、女性の委員さんを追加することを想定しております。

以上、議案第4号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明

〇議長(宮下壽章君) 日程第7、議案第5号 選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長(北村政夫君) 議案第5号 選挙管理委員及び補充員の選挙、人事案件でございます。 今の委員そして補充員の皆さんは、12月25日に4年の任期が切れることになりますので、 改めましてこの選挙についてお願いするものでございます。人事案件でございますので、慣 例に従いまして最終日に改めて提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明

○議長(宮下壽章君) 日程第8、議案第6号 令和元年度青木村一般会計補正予算について を議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、総務企画課長より説明をいただき、歳出については、教育長、各担当課 長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) それでは、議案第6号について御説明申し上げます。

令和元年度青木村一般会計補正予算(第3号)。

令和元年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,496万3,000円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,143万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月11日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

起債の目的、緊急防災・減災事業債、限度額、補正後1,860万円。

続きまして、防災対策事業債、補正後、限度額3,000万円。

災害復旧事業債、補正後の限度額930万円。

限度額の合計は5,790万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一括して御説明申し上げます。

初めに、款1村税、項3軽自動車税、目2軽自動車税(環境性能割)ですが、16万6,000 円を追加するもので、令和元年10月1日より自動車取得税が廃止され、新たに軽自動車税の 環境性能割が導入されたことにより、今回補正をお願いするものでございます。

続いて、款 9 項 1 目 1 地方交付税ですが、3,321万5,000円を追加し、12億5,076万1,000円とするもので、普通交付税が見込みより増でございます。

款11分担金及び負担金、項2負担金、目32災害復旧費負担金は、新たに82万8,000円を追加するもので、節1農林水産業施設災害復旧費負担金は、さきの台風19号被害に伴う災害復旧費に係る受益者負担分でございます。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、96万8,000円を追加し、3,713万3,000円とするもので、節2現年度分高速情報通信サービス使用料46万8,000円、節4光ケーブル使用料50万円がそれぞれ見込みより増となっております。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金は、新たに1,330万円を追加するもので、節1公共土木災害復旧費負担金で、被災箇所3カ所で充当率90%を見込んで

おります。

項2国庫補助金、目6災害復旧費国庫補助金は、2,591万円を新たに追加するもので、農地農業用施設災害復旧補助金として1,016万円、林業施設災害復旧費補助金として1,575万円を計上いたしました。

続きまして、款14県支出金、項2県補助金、目1民生費補助金は、2,000円を追加し、1,230万4,000円とするもので、節2児童福祉費補助金は、未婚の児童扶養手当給付事務に対する事務費として新たに補助されるものでございます。

目3農林水産業費県補助金は、200万円を追加し、5,902万2,000円とするもので、節2林業費補助金で、追加で要望しておりました松くい虫の伐倒駆除に係る補助金が採択となったものでございます。

続きまして、款16項1寄附金、目1一般寄附金ですが、200万円を追加し、1億537万1,000円とするもので、五島慶太翁顕彰事業寄附金が実績により200万円の増でございます。 続いて、款17繰入金、項1目1基金繰入金は、5,187万4,000円を追加し、3億7,511万4,000円とするもので、財政調整基金4,900万円は、台風19号の災害復旧に係る一般財源分について基金を充当するものでございます。

青木診療所施設等整備基金287万4,000円は、診療所の改修工事、血液検査装置、電子カルテ導入等、実績により追加で繰り入れを行うものでございます。

次のページ、11、12ページへまいりまして、款20項1村債、目2緊急防災・減災事業債は、1,540万円を追加し、1,860万円とするもので、指定避難所の空調設備設置工事ということで本年度要望がありました5地区の公民館等にエアコンを設置するための費用を借り入れるものでございます。

目7防災対策事業債は、新たに3,000万円を追加するもので、自然災害防止事業債は、青木の森別荘地内で実施します河川の護岸工事に充当するものでございます。

目13災害復旧事業債は、新たに930万円とするもので、節1補助災害復旧事業債で820万円、節2小災害復旧事業債として110万円を借り入れて実施するものでございます。

続きまして、13ページ、14ページをお願いいたします。

歳出につきましては、各担当課より御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、746 万8,000円を追加し、1億9,349万円とするもので、節1報酬から節4共済費までは、人事 異動並びに人事院勧告によるものですが、節3職員手当の超過勤務につきましては、さきの 台風19号の対応に係る全職員分の超過勤務手当224万円をこの中で計上してございます。

15、16ページへまいりまして、目 5 財産管理費ですが、464万1,000円を追加し、7,078万9,000円とするもので、節11需用費の修繕料36万3,000円は、台風19号によりリフレッシュパークあおきに流入した土砂等の搬出に要する経費を計上いたしました。節13委託料66万円は、電算機器設定委託料として、地方自治法施行規則の一部改正により4月1日から臨時職員が会計年度任用職員に移行することに伴い、これまでの節7賃金が支出科目から廃止されることによるシステム改修費用でございます。節15工事請負費330万円は、リフレッシュパークの取水口を改修し、土砂等の流入を防ぐための工事費として計上いたしました。節18備品購入費31万円8,000円は、ドローンの購入費用として22万8,000円、庁舎の暖房機器代として9万円をお願いするものでございます。

目8情報通信サービス事業費ですが、96万8,000円を追加し、3,489万8,000円とするもので、節11需用費の消耗品29万7,000円は、情報電話の在庫用の子機50台、生産中止前に購入する費用として計上したものが主なものでございます。節13委託料66万円は、台風19号により断線した伝送路の復旧に係る委託料でございます。節14使用料及び賃借料11万円は、電柱添架料が新築家屋の対応等により見込みより増でございます。節15工事請負費3万円は、センター設備更新工事が見込みより増でございます。

続いて、目9地方創生プロジェクト事業費ですが、560万円を追加し、2億1,474万1,000円とするもので、節13委託料は、未来創造館の展示に係る委託料440万円と五島美術館から寄託を受けた寄託品等の修繕委託料として120万円をお願いするものでございます。財源は、それぞれ寄附金を充当してございます。

項2村営バス運行管理費につきましては、特に申し上げることはございません。 29、30ページをお願いいたします。

款8項1消防費、目3消防施設費ですが、1,787万5,000円を追加し、2,758万5,000円とするもので、節13委託料並びに節15工事請負費は、避難所となっております地区公民館等5カ所に係る設計委託料と、当初1カ所分を計上いたしておりましたが、追加の工事費を計上いたしました。

続いて、35から38ページになりますけれども、特別職と一般職の給与費の明細書となります。35ページ、特別職につきましては、一番下の比較の欄をごらんください。村長等に係る共済費が6万8,000円の増額となりました。

次に、右側36ページでございますけれども、一般職につきましては、(1)総括では職員

2名の増となっております。括弧内の数字は再任用の職員数で、1名減となっております。

報酬から共済費までは、人事異動及び人勧等に伴う増額、また職員手当1,087万5,000円の内訳がその下段に扶養手当から超過勤務手当、マイクロバス運転手当までに分けて記載されております。

以下、38ページまでは記載のとおりとなってございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第6号につきまして、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明申し上げました。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 多田税務会計課長。
- **〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君)** それでは、税務会計課関係の 歳出について御説明を申し上げます。

13ページをお開きください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 4 会計管理費45万2,000円を追加し、1,912万6,000円と するもので、節 3 職員手当等、次のページの15、16ページですが、節 4 共済費につきましては実績に伴いまして改正するもので、職員 2 名分でございます。

同じページの下段ですが、項3徴税費は、97万4,000円を減額し、5,758万1,000円とするもので、目1税務総務費、節2給料、節3職員手当等、次の17、18ページでございますが、節4共済費はいずれも人事異動等によるもので、職員3名分でございます。節23償還金利子および割引料につきましては、98万7,000円でございまして、住民税の修正申告等による還付金でございまして、実績により増でございます。

目2賦課徴収費は、12万5,000円を追加し、3,290万1,000円とするもので、節11需用費9万2,000円は、納付書等の印刷製本費で見込みより増、節13委託料3万3,000円につきましては、金融機関等のデータ転送に係る委託料で見込みより増でございます。

以上、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御 決定いただきますようお願いを申し上げます。

- **〇議長(宮下壽章君)** 小宮山住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小宮山俊樹君)** それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。 17ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費187万9,000円を増額い

たしまして2,485万8,000円とするもので、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、人事異動等に伴うものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費314万円を増額し、7,680万9,000円とするもので、節1報酬は、人事異動等に伴うもので、節7賃金からの振りかえでございます。 節3職員手当等、次のページの節4共済費につきましては、人事異動等に伴うものでございます。節7賃金、1名分で、節1報酬への振りかえでございます。節8報償費、出産祝金

につきましては、出生児数の増に加え、第2子以降の出生割合が多かったことにより、大幅

な増をお願いするものでございます。

目3老人福祉費9万9,000円を追加し2億3,885万8,000円とするもので、後期高齢者医療 電算委託料でございますが、国保連によりシステム連携用のパソコンを配備いただきました。 これに係る環境設定等の費用でございます。

目4地域包括支援センター費613万5,000円を減額し、2,207万3,000円とするもので、節1報酬は看護師報酬に係るもの、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、人事異動に伴うものでございます。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節13償還金利子及び割引料は、前年度の国庫負担金額 確定に伴う返還金でございます。

保育所費、福祉施設費は飛ばしまして、21ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費854万円を追加し、1億1,523万8,000円とするもので、節1報酬は人事異動等に伴うもので、1名の減でございます。節2給料、節3職員手当等、次のページの節4共済費につきましては、人事等に伴うものでございます。節11需用費は、健康寿命延伸プロジェクトの計画書印刷代でございます。節19負担金補助及び交付金、001補助金は、青木診療所整備事業に係るもので、さきの全協等で御説明申し上げましたとおり、需用費が増になったことに伴うもので、財源は、診療所基金から全額賄われるものでございます。

目3環境衛生費は16万3,000円を増額し、925万4,000円とするもので、節13委託料は、検査回数の増によるものでございます。節19負担金補助及び交付金、001補助金は、生ごみ減量化に資する資材の生産者に対して、当該資材の利用促進のための販売価格の一部を補助するもので、生ごみの堆肥化に有用な竹パウダーを想定しております。

項3上水道費、目1上水道施設費648万9,000円を減額し、5,079万7,000円とするもので、 簡易水道特別会計へ繰り出すものでございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明申し上げました。御審議いただき、御決定くだ

さいますようお願いいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- **○参事兼建設農林課長(花見陽一君)** それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

23ページをお願いいたします。

建設農林課関係での節2給料から節4共済費では、人事異動、人勧等によるものでございますので、説明を省略させていただきます。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費580万2,000円を追加し、2,768万6,000円とするものでございます。節1報酬では、嘱託職員の超過勤務が見込みより増となるものです。

次のページをお願いします。

目 3 農業振興費 38 万 7,000 円 を 追加 し、5,529 万 6,000 円 とする ものでございます。 節 7 賃金、 臨時雇人料 1 万円では、 見込みより増とする ものです。

項2林業費、目2林業振興費300万円を追加し、8,575万9,000円とするもので、節13委託料、保全松林健全化推進事業、松くい虫伐倒駆除の分でございますが、100立方メートル分を追加いたしました。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費28万1,000円を減額し、2億2,098万7,000円とするもので、節1報酬では、臨時職員から常勤の嘱託職員への雇用に伴うものでございます。

27ページをお願いします。

項2道路橋梁費、目5河川改良費、3,030万円を追加するものでございます。節13委託料30万円、節15工事請負費2,970万円につきましては、青木の森内の琴山川の護岸整備に要する経費となっております。節14重機等借上料10万円、次のページをお願いします、節16原材料費、節17公有財産購入費、節22補償金につきましても、今回の自然災害防止事業による経費見込みとしております。

31ページをお願いします。

款10災害復旧費、目1農地農業用施設災害復旧費2,416万2,000円を追加するもので、節11需用費、修繕料850万円では、頭首工などの整備10カ所を見込んでおります。節13委託料につきましては、農地本災害等の災害査定測量調査設計委託料を見込んでおります。節15工事請負費、国庫補助事業災害復旧工事1,180万円、6カ所分を計上しております。村単災害

復旧工事160万円では、小災害4カ所を計上しております。

目2林業施設災害復旧費3,570万円を追加しております。節11需用費、修繕では、3カ所300万円を計上しております。節13委託料220万円につきましては、林道災害の査定調査設計費を見込んでおります。節14使用料及び賃借料150万円につきましては、林道作業道等の復旧に伴う重機借上料を見込んでおります。

次のページをお願いします。

節15工事請負費、国庫補助災害復旧工事1,750万円につきましては、村松地区林道東沢線の復旧工事となっております。村単災害復旧工事では、林道長沢線の応急復旧工事を見込んでおります。節16原材料費150万円につきましては、林道作業道の災害復旧に際し、材料費の支給を見込んでおります。

項2公共土木施設災害復旧費3,483万2,000円を追加するものでございます。節7賃金13万8,000円につきましては、災害査定に伴う現地測量等の雇人料です。節11需用費、消耗品費10万円では、測量具費等を計上しております。修繕料1,000万円では、村道等被災箇所11カ所の応急復旧費を見込んでおります。節13委託料559万4,000円につきましては、村道3路線の災害査定、調査設計委託料を計上しております。節15工事請負費1,900万円につきましては、村道青木の森30号線、竹山線、釜房梅野木線の国庫補助復旧工事を計上しております。

以上、建設農林課関係の補正予算を御説明いたしました。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 中沢商工観光移住課長。
- ○商工観光移住課長兼商工観光移住係長(中沢道彦君) 25ページをごらんください。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費でございます。こちら、全体で給料、職員手当につきまして、292万5,000円の補正減をさせていただいております。これは療休に関する給与の減及び節12超勤手当でございますけれども、こちらにつきましては、土日の職員のイベント等の出勤に対応をするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 若林保育園長。
- ○保育園長(若林喜信君) それでは、保育園関係について御説明申し上げます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費は、14万1,000円を減額し1億3,923万円と

するもので、節1報酬6万円の増は実績によるものです。

次のページをお願いいたします。

節2給料18万3,000円の増は、人事異動及び人勧に伴うものです。節3職員手当等34万9,000円の減は、人事異動に伴うものです。節4共済費25万5,000円の減は、人事異動に伴うものです。節11需用費22万円の増、修繕料は、保育園南側の駐車場のラインが不鮮明になりまして、事故防止等のために区画線の引き直しを行うものです。

以上、保育園関係の補正予算について御説明いたしました。

御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。
- **〇教育長(沓掛英明君)** 教育委員会関係についてお願いします。

21ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設費でございますが、14万9,000円を増額して、1,139万8,000円といたしました。節1報酬の増と節4共済費の増は、人件費が見込みより増になったものでございます。

次に、29ページをお願いします。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費ですが、1,085万1,000円を増額して、3,989万2,000円といたしました。節 2 給料の増と節 3 職員手当等、節 4 共済費の増ですが、昨年退職職員が 1 名いたため、1 名減で予算を立ててあります。今回、退職職員のかわりに異動となった職員の給料と期末手当の増が主な理由であります。ほかは、主に人事院勧告に基づく補正になっております。

31ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費でございますが、7万7,000円を増額して、合計6,158万4,000円といたしました。これは通勤手当の増で、人事異動等による増であります。

続いて、項3中学校費、目1学校管理費ですが、521万円を増額して、合計6,212万3,000円といたしました。節1報酬の減と節7賃金の増は、1名の嘱託職員が臨時職員に任用がえになったための増減でございます。節15工事請負費の増は、中学校の校舎の屋根が、今回の台風によって被害を受けたため、その修繕に係る費用であります。

次に、項4社会教育費、目3文化会館費でございますが、2,000円を増額して、1,353万 1,000円といたしました。この増額は、社会保険、雇用保険料の増によるものでございます。 教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上 げます。

○議長(宮下壽章君) ここで暫時休憩としまして、10時25分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時25分

○議長(宮下壽章君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第7号の上程、説明

○議長(宮下壽章君) 日程第9、議案第7号 令和元年度青木村国民健康保険特別会計補正 予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長(小宮山俊樹君) それでは、お願いいたします。

議案第7号 令和元年度青木村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度青木村国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,194万8,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月11日提出、青木村長、北村政夫。

7、8ページをごらんください。

2 歳入。

款3使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料1,000円を追加し、1万1,000円と するもので、節1督促手数料は、見込みより増でございます。

款4国庫支出金、項1国庫補助金、目1その他補助金3万4,000円を追加し、3万6,000

円とするもので、節1その他補助金は、システム改修に伴うものでございます。

款 5 県支出金、項 1 県負担金及び補助金、目 1 保険給付費交付金22万8,000円を追加し、3 億8,777万9,000円とするもので、節 2 保険給付費交付金(特別交付金)は、説明欄002特別調整交付金、003県繰入金ともにシステム改修に伴うものでございます。

款8諸収入、項2目1節1雑入483万2,000円を追加し、519万円とするもので、前年度県 交付金の確定に伴う返還金でございます。

- 9、10ページをお願いいたします。
- 3 歳出。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費23万3,000円を追加し、364万2,000円とするもので、節13委託料は、電算システムの改修に伴うもので、外国人資格情報の自動連携に3万5,000円、旧被扶養者減免の見直し対応に19万8,000円でございます。

目2国民健康保険団体連合会負担金は、国保連が行う被保険者証と高齢者受給者証の一体 化に係るシステム改修の負担金でございます。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 5 保険給付費等交付金償還金483万2,000 円を追加し、483万3,000円とするもので、節23償還金利子及び割引料は、歳入で御説明申 し上げました県償還金を全額国保連に償還するものでございます。

以上、青木村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げました。 慎重審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明

〇議長(宮下壽章君) 日程第10、議案第8号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算 についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長(花見陽一君) それでは、よろしくお願いします。

議案第8号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ648万9,000円を減額し、歳入歳出の

総額を歳入歳出それぞれ1億8,155万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月11日提出、青木村長、北村政夫。

7ページをお願いします。

2 歳入。

款3繰入金、目1一般会計繰入金648万9,000円を減額し、5,079万6,000円とするものでございます。一般会計繰入金でございますが、水道担当職員の減に伴うものでございます。 次のページ、9ページをお願いします。

3 歳出。

款1運営管理費、項1総務費、目1一般管理費796万1,000円を減額し、1,321万8,000円とするものでございます。節2給料から節4の共済費につきましてでございますが、職員1名の減による減額が主なものでございます。昨年は、水道管理資格取得のために2名の職員を配置しておりましたが、取得完了後、今年度は1名に戻したことにより減となっております。

項2施設管理費、目1維持管理費147万2,000円を追加し、8,994万5,000円とするものでございます。節11需用費、修繕料につきまして、配水池水位計の設置を予定してございます。次のページからの給与費関係は、一般会計に準じておりますので省略をさせていただきます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明

〇議長(宮下壽章君) 日程第11、議案第9号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算 についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) それでは、議案第9号について御説明申し上げます。

令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,085万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月11日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入についてでございます。

款 2 項 1 目 1 繰越金に193万6,000円を追加し、243万6,000円とするもので、節 1 前年度 繰越金が見込みより増でございます。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出でございます。

款1事業費、項1目1別荘事業費は、193万6,000円を追加し、2,035万3,000円とするもので、節15工事請負費の村単工事費は、台風19号による被災箇所の修繕に係る3カ所分の工事費を計上いたしました。

以上、議案第9号について御説明申し上げました。

御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明

○議長(宮下壽章君) 日程第12、議案第10号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道 事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

〇**参事兼建設農林課長(花見陽一君**) 議案第10号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水 道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,028万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月11日提出、青木村長、北村政夫。

7ページをお願いします。

2 歳入。

款4繰越金、目1繰越金218万2,000円を追加し、618万2,000円とするものでございます。 前年度繰越金見込みより増とするものでございます。

次のページ、9ページをお願いします。

3 歳出。

款1下水道費、項1公共下水道建設費、目1公共下水道建設費138万円を追加し、406万 1,000円とするものでございます。節19負担金補助及び交付金、宅内工事村負担金60万円に つきましては1件分、下水道区域外補助金78万円につきましては3件分を追加しております。

項2公共下水道管理費、目1公共下水道管理費80万2,000円につきまして追加をし、5,535万8,000円とするものでございます。節3職員手当等、節4共済費につきましては、人勧等により追加をしております。節11需用費、修繕料13万2,000円につきましては、浄化センターの煙感知器4カ所の交換費用を見込んでおります。節27公課費、消費税納付金につきましては、見込みより増額となり、計上させていただきました。

次のページ以降、給与費関係は、一般会計に準じておりますので省略をさせていただきます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

◎陳情第1号の上程、説明

- ○議長(宮下壽章君) 日程第13、陳情第1号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情についてを議題とし、片田議会事務局長より説明をお願いします。
- ○事務局長(片田幸男君) それでは、陳情第1号について、朗読をもって説明とさせていた だきます。

2019年11月25日。

青木村議会議長、宮下壽章殿。

陳情者、長野県保険医協会会長、宮沢裕夫。

妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情書

(陳情趣旨)

妊娠中は、つわりなどにより食嗜好や食生活が変化するうえ、口腔清掃が困難になることから、口腔衛生状態が悪化しやすくなります。さらに、ホルモンバランスの変化などにより、歯周病菌が増殖しやすく、唾液による自浄作用も低下するため、むし歯や歯周病が進みやすくなります。また、養育者、特に母親のむし歯菌や歯周病菌が赤ちゃんに感染することだけでなく、近年では、重度の歯周病がある妊婦は、早産や低体重児出産のリスクが高まることが報告されています。

しかし、現在、長野県では全77市町村の中で妊婦に対する歯科健康診査を実施しているのは27市町村と半数にも及ばない状況です。

妊婦が歯科健康診査を受け、適切な歯科受診や口腔ケアを行うことは、妊娠期の口腔内環境を整え、歯周病による出産時のリスクを予防するだけでなく、生まれてくる子どものむし歯や歯周病予防にも繋がります。

(陳情項目)

妊婦及び生まれてくる赤ちゃんのために下記について陳情します。

記

一、青木村として妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を検討して下さい。

以上

陳情者に確認をいたしましたところ、別途、村のほうへも村長宛てに同様の趣旨の要望書を提出するということでございます。議会としても、村への働きかけをお願いしたいということでございました。

以上、陳情第1号について御説明申し上げました。

◎散会の宣告

○議長(宮下壽章君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、議員の皆さんは、この後、全員協議会を開催しますので、議員控室のほうへ御移動 ください。

散会 午前10時40分

令和元年12月13日(金曜日)

(第2号)

令和元年第4回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程(第2号)

令和元年12月13日(金曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員(9名)

1番 入 隆 君 2番 井 弘 君 宮 诵 坂 3番 松 澤 正 登 君 4番 金 井 とも子 君 5番 宮 下 壽 章 君 6番 沓 掛 計 三 君 7番 居 鶴 貞 美 君 8番 小 林 和雄 君

9番 堀内富治君

欠席議員(1名)

10番 山本 悟君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 教 掛 明 長 北村 政 夫 君 育 長 沓 英 君 総務企画課長 事 兼事業推進 男 片 田 幸 君 花 見 陽 君 建設農林課長 室 長 会計管理者兼 税務会計課長 兼 防 災 危 機 管 理 監 住民福祉課長 小宮山 俊 君 樹 多 田 治 由 君 商工観光移住 長 兼 教育次長兼 中 沢 道 彦 君 宮 下 剛 男 君 商工観光移住 公民館長 住民福祉課長補佐兼地域包括支援 若 信 澤 章 子 保育園長 林 喜 君 宮 君 センター長 建設農林課課長補佐兼 建設農林課課長補佐兼 稲 垣 和 美 君 小 林 義昌 君 農業振興係長 国土調査係長

建設農林課課長補佐兼上下水道係長	横	沢	幸	哉	君	税務会計課 人名 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法	奈月	良本	安	秀	君
総務企画課課長補佐兼 企画財政係長	小	林	利	行	君	総 務 企 画 課 事 業 推 進 室 係 長	塩	澤	和	宏	君
住民福祉課住民福祉係長	上	原	博	信	君	住 民 福 祉 課保健衛生係長	早る	乙女		敦	君
総務企画課	宮	澤	俊	博	君	税務会計課住民税係長	増	田	憲	寛	君
建設農林課建設係長	小	Щ	明	之	君	教育委員会教育係長	金	井	大	介	君
総務企画課総務係長	小	林	宏	記	君						

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(宮下壽章君) 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問には、村民の皆様の傍聴もいただいております。また、中学3年生が社会 科の授業として傍聴に訪れることになっております。それに伴い、役場の広報担当職員がカ メラ撮影に入ります。御承知おき願います。

◎議事日程の報告

〇議長(宮下壽章君) 本日は、令和元年第4回青木村議会定例会の中で一般質問日となって おります。

さきに通告ありました山本悟議員の一般質問ですが、欠席の届け出がありましたので、本日は6人の議員が一般質問を行い、終了後、散会といたします。

◎一般質問

○議長(宮下壽章君) 質問の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で 行ってください。

質問者並びに答弁者にお願いいたします。質問、答弁ともに簡潔明瞭に行い、論議を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。 質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。通告順に登壇をお願いします。

◇ 沓 掛 計 三 君

〇議長(宮下壽章君) 6番、沓掛計三議員。

沓掛議員。

〔6番 沓掛計三君 登壇〕

○6番(沓掛計三君) おはようございます。6番、沓掛です。一般質問させていただきます。 今回、2問について通告してあります。農業政策についてと、あと、台風災害についてで ございます。それぞれ、農業政策については一問一答、台風災害については一括質疑という ことでお願いいたします。

議長。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。
- ○6番(沓掛計三君) 通告では、私、農業政策と順番で台風災害ということになっておりますけれども、趣旨は変わりませんけれども、順番を変えてやらせてもらうことは御了承いただけるでしょうか。
- ○議長(宮下壽章君) はい、通告内容でしたら、構いません。
- ○6番(沓掛計三君) それでは、質問に入らせていただきます。

今回、多くの議員の皆さんから、関係に関する質問は出されております。ことしは特に日本各地で大きな災害をもたらしてきております。台風や異常気象など、今までにない河川の氾濫等により、多くの人命や家屋火災、インフラ等の災害が発生しました。命を落とされた方、また被災された方には、お見舞いを申し上げるものでございます。

今回の台風19号は、長野県各地にこれまでにもなかったような大きな災害をもたらしてまいりました。幸い青木村には人命にかかわる災害はなく、安心しております。しかし、停電等、ライフラインの被害は、水道施設の運営や一部地域の停電等もありましたが、関係各位の懸命な活動により早期に復旧されたこと、感謝申し上げるものでございます。

また、県道丸子信州新線、豆石峠での交通どめや村道、農林道等については、今後の早期 復旧を願うものであります。特に豆石峠については地すべり等が発生しているとのこと、復 旧には現在の道路線形ではなく、地すべり場所を避けての新たな道の検討も必要ではないか なという感じも受けております。

また、特に豆石峠の地すべり災害につきましては、長期にわたるということが村長のほうからございました。しかし、143号線もまだ時間がかかるということ、松本、鹿教湯への通勤、通院の方も多くあり、早期の復旧がこれは必要であると私は考えております。これについては、村としても、また県としても早い復旧をするため、また、どのような状況なのか、十分情報を住民に説明する義務といいますか、ことが必要だと私は考えております。

これについて、村長のほうから、この台風災害等について、どのように豆石関係について の話、また、実際の地すべり等について、どのように考えているか、まずお聞きできればと 思います。お願いします。

それと、これ、一括ですので、私のほうから次にどんどんやっていきます。

次に、青木村は、しばらく大きな災害にも遭わないで来ましたが、今回の台風は雨量が200ミリを超えるまれな雨量であり、避難対策等、多くの教訓を得たかと思います。この台風の対応に対しての村全体の対応はどうであったのか、また、どのように総括できるのか、できたのか、お聞きしたいと思います。

次に、避難場所についてです。

村の公共施設を中心に対応しておりましたが、各地区には各地区の公民館を指定したかと 思います。それぞれ各地区の公民館につきましては、本当に安全なのかどうか、建設される かどうか、改めて避難場所の検討をする必要があるのではないかということを考える必要が あるのではないかと考えておりますので、この点についてもお願いいたします。

次に、住民に対する情報のあり方について。

村には情報通信を中心に、メール、広報車、消防団、区長、民生委員等さんがありますが、 それぞれにメリット、デメリットがあります。主な情報伝達は情報通信施設でありますが、 加入していない家庭もある、また、停電により情報通信施設が不通となり対応に苦慮したと いう話も聞いております。今後の災害に対する伝達のあり方、対応についてお聞きできれば と思います。

次に、被災箇所の早期復旧についてでございます。

特に見逃されそうな各沢の被災箇所の把握、どうしても後手になりますもので、これについてどのような把握をしているのか。

また、村道や農林道等、公的な災害復旧対象については、各地区で起きております。これについては、それぞれ国・県等、公的な補助がありますけれども、作業道でありますけれども林道的に利用している地区が多くあると思います。また、沢沿いには多くの倒木があり、今後、二次災害が心配であります。これら被災箇所への村からの財政支援も必要であり、これについての対応、今回の補正予算を見ましても、ある程度の対応はしているかと思いますけれども、どういうような対応をするのか、ここら辺のところをお聞きしたいと思います。

以上、私のほうから項目、挙げましたけれども、お願いいたします。

〇議長(宮下壽章君) 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

〇村長(北村政夫君) おはようございます。

沓掛議員からの御質問のうち、私のほうから3点について答弁をさせていただきます。

まず、1点目の豆石峠の件でございますけれども、この道路は御案内のとおり、主要地方 道でありまして、一般県道よりは幹線となる道路であるわけです。今、御質問にもありまし たように、松本へ行く人、あるいは鹿教湯病院へ行く人等々、思いのほか交通量の多い道路 でございます。私も、この地すべりの一報があってすぐに現場に行き、被災状況を確認し、 写真を撮り、過日の全員協議会でごらんいただいたところでございます。

県でも早い対応を、国でも早い対応をいただきまして、11月13日に災害関連緊急事業を 実施するということで、国から災害関連緊急地すべり対策事業として、部分申請として 3,000万円の国から内示をいただきまして、調査のボーリングを開始し、また、地元にはサ イレン等の設置も2カ所でいただいて対応していただいております。

この長野県には、思いのほか地すべり地帯というのがありまして、例えばこの付近で言いますと、大町と長野の間とか、伊那のほうにもあるんですけれども、長野県は全体としてこういうことに対して経験も知識もたくさんあるわけでございます。

こういう中で事業をしていただくことになりますが、まず、ボーリングをした後、どういうような対策をするのか。例えば、抑止工といたしまして、集水井、排水トンネル、水路工、あるいは抑止工としてのり枠工、アンカー工、杭工、深礎杭工、その後の観測とか植栽等があるわけですけれども、どういったことが早くて効果的だということのための今調査が行われているというふうに認識しているところでございます。

上田の建設事務所の幹部の皆さんとは連絡をとり合っております。一番危惧しているのは、こういう災害のところで、全員協議会でも何回か申し上げておりますように、施工する皆さん、例えば設計のコンサルの皆さん、あるいはボーリングの会社、あるいは施工会社が引っ張りだこの状況でありますので、ぜひ早期に手を打っていただくようにお願いをしているところでございます。

いずれにいたしましても、生活の足の確保の面からも早急にお願いするとともに、今、議員から御質問ありましたように、住民への説明を時点時点で適宜に村の広報等を使いまして報告をさせていただきたいと思っております。

次に、全体的な対応と総括についてでございます。

この後、何人かの議員さんから同様の御質問いただいておりますけれども、今回の台風で

多くのことを学びましたし、新たな課題も見えてまいりました。反省ももちろんあります。 当郷の管社の入り口に治水興郷、こういう大きな立派な碑がございます。これは、宮原栄吉 さんの書になるものでございまして、その先輩の皆さんたちも治山治水には大変な苦労の中、 長年にわたりまして立派な事業をしていただいたと感謝しております。

今回の台風19号を体験いたしまして、国・県でも緊急の対応に追われて、全体の総括をするにはまだしばらくの時間がかかろうと思いますけれども、まず全体的な対応と総括について、役場、消防団、各区など、おのおのが精いっぱいのことをしていただいたというふうに思っております。10月12日、まだ昼間のうちに、大きな災害の前に各災害弱者の家を訪問していただいた区などありまして、今後は、自助、共助、公助の役割分担の中で私ども、こういったことを確認していく必要があるというふうに思っております。

地区防災マップの策定は、まだ全区で始まっておりませんけれども、こういうようなことをさらに進めていきたいとお願いをしてまいりたい。あるいは、その中に行政としても深く入っていかなければ、いく必要があるというふうに思っております。

それから、大きな反省の一つといたしまして、広範囲の停電が数日間続いたことによりまして、この対応をしっかりやらなければならないと。今の御質問の中にありましたように、村民の皆さんへの情報の伝達方法について、複数の伝達方法の確保が必要であろうというふうに思っております。現在、村で行っております情報は、情報電話、防災メール、ホームページ、広報車等がありますが、今後は、エリアメール、FM放送、デジタル方式の同報系の防災無線、そういったことを効果とか費用面とか、村の地形もありますので、感度の話ですね、そういったことを見ながらしていきたいというふうに思っております。

基本的には、根本的には、COP21が今、パリで開催しておりますけれども、この中で昨年1年間、豪雨とか超大型台風とか高温、異常気象によりまして経済損失が最も深い被害を受けたのは日本であると言われております。こういうことで、異常気象のもととなります温室効果ガスの削減については、国が、あるいは世界的な取り組みがされることを期待をしております。

今回の台風も、温暖化のスピードが災害を増長させたというふうに言われております。基本的には、議会の冒頭申し上げましたように、情報伝達の方法、避難所の運営・増設、自助、公助、共助のあり方、被害箇所の早期復旧・復興、防災・減災対策、基本的な事項といたしまして持してまいりたいと思っております。今議会の補正予算の中で緊急性のある復旧工事等をお願いしているところでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思いま

す。

役場も参加をいたしました、青木村も参加いたしました、先月11月29日に信濃川水系緊急治水対策会議が開催されました。この中では、水系としてハード面、あるいは地域連携によるソフトの対策など、緊急治水対策プロジェクトを取りまとめていくことになりました。12月9日、災害の第1次の査定が行われまして、別荘人の関係等々についても青木村でも審査を受けてパスをしたところでございます。

今後の課題は、先ほど申し上げましたけれども、もう一つ、各新聞を見ていて青木村で足りないなと思うのは、自主防災組織なんですよ。区であっていると言えばそれまでですけれども、自主防災組織を区がやっているからというだけではなくて、もう少し位置づけをしっかりして、これを確実にしていく必要があるというふうに思っております。

この本は、ことし4月出ました「イザというとき、命を守るために!」ということで、前の消防庁長官の青木信之さんが記載された本で、埼玉県の副知事でありましたことから私も深いおつき合いをさせていただいて、この方はほとんど毎年、青木村に来ていただいております。この人の本を見る中でも、本当にいろいろなことを学ぶ、台風の後、これを読んでみて改めて、ああもう少し深読みしなければいけないなというふうに思ったところでございます。

先日テレビを見ていましたら、こういう話がありました。防災のトライアルということで、 防災を知る、それから行政も住民も危機意識を持ってもらう、そして備える。知る、危機意 識、備える、これ、防災のトライアルと言うんだそうですけれども、こういったことも私ど も参考にしていきながら、この防災・減災対策をしていく必要があるというふうに思ってお ります。

次に、消防団の関係でございますけれども、出動手当のアップでありますとか、地域消費券の支給でありますとか、こういったことはさせていただいて、消防団にはお礼の気持ちを持っております。団員が少なくなる中で、今年度は10名の皆さんが退団し、新人は、ことしは意外に多かったんですが、6人でございました。なお、そのほか機能別消防団がこの4月1日から機能を始めて、この消防団に参画していただきまして、10名の皆さんが機能別消防団に参加をいただいて、合計16名という新人になったわけであります。

また、年齢構成上からも20代の団員は極めて少ない状況でありますので、今議会でも消防 委員の構成について見直しをお願いしておりますけれども、幅広く各界各層の皆さんにこの 実態を認識していただきまして、村民挙げてこの課題に取り組んでいく必要があるというふ うに思っております。

その原因は、若者たちの絶対数の不足でありますとか、会社の勤務体制とか、昔からとは違っておりますけれども、家族の理解がないとか、そういうことでありますけれども、魅力のある消防団にしていきたいということで、ここ数年、毎年、団の幹部の皆さんと話をしております。消防団からは、装備や訓練、出動の経験などの要望をいただいておりますので、できるだけこの事項を実現させていきたいというふうに思っております。

県内には、ポンプ操法大会の不参加、あるいは年齢制限の撤廃など、この課題解決に向けて試行錯誤が行われておりますので、参考にさせていただきながら、団員の確保に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

〇議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。

[会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監 多田治由君 登壇]

〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、私からは、避難所 の関係を中心に御回答申し上げたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

避難所の関係、先ほどの御質問の中で実際に安全かどうかというお話もありましたけれども、今回の状況で申し上げますと、12日の9時30分には、避難所の開設について各地区の区長さんに御協力をいただいて実施をしております。村内で全部で20カ所、開設をした形になっておりますが、その中で実際に避難された方については164名ということでございます。一番多かったのは文化会館でございまして、67名の方が避難をされております。

御指摘のとおり、現在、指定避難所になっています場所については、地区の公民館等が多いわけですけれども、ハザードマップの中に位置するものもございます。今回、その指定避難所とは別に保健センター、それから老人センターを避難所として開設してございます。特に保健センターにつきましては、福祉避難所的な利用としてお知らせをいたしまして、介助の必要な方を優先的に御利用をいただいた状況です。

今後、予想される災害の状況、それからバリアフリー化等、その施設の状況等も踏まえる中で見直しをしていく必要があるというふうに考えてございます。また、ラポートあおきさんですとか、診療所の御協力についても、今後検討させていただく中で全体的な見直しを行っていきたいと考えております。

それから、情報発信についての御質問でございますけれども、停電等もございまして一部 つながりにくい箇所がございました。今回の情報の伝達については、情報端末による告知と あわせまして、携帯電話で登録していただいていますメールサービスの配信によります告知、 それからホームページへの掲載、停電していた地域につきましては、消防団、それから村の 広報車を使っての巡回広報という形で周知を行ったところでございます。

御指摘のとおり、情報端末につきましては、情報伝達の中心ではありますけれども、停電の際には使用できないという部分がございます。広報車については、停電の影響はございませんけれども、詳しい内容をお伝えするにはちょっと十分ではない部分もございます。いろんな方法、メリット、デメリットございますので、今後につきましては、複数の手段を組み合わせることによって、より確かな情報をお伝えしていくということがよいと考えております。

私からは以上で、あと、災害復旧の細かな今後の復旧の方向等については、建設産業課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いします。

〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。

[参事兼建設農林課長 花見陽一君 登壇]

○参事兼建設農林課長(花見陽一君) それでは、災害の関係でございます。

今回の災害につきましては、こちらの把握の中で119カ所、全体の中でございます。その中で現在、冒頭でもお話ありましたが、今、国の査定、それぞれ農林分野、土木、また土地改良と、いろんな分野で査定を受けているところでございます。災害の当時から各地区の皆様には大変御協力いただきまして、できる範囲では対応していただいているという認識でございます。

今後につきましても、災害査定を受ける中で順次進めているわけですが、国・県の対象のならないものについて、対象になるところにつきましては、村のほうも対応していきたいと思っております。災害につきまして、やはりかなり上小管内でも広範囲にわたって大規模な災害の被害に遭ってございまして、順次、順調に進むかというと、なかなか少し時間をかけながら進めるのが実情でございます。

お話のありました作業道の関係でございますが、通常ですと、作業道のような被害につきましては、受益者の皆さんに御負担をしていただいて、受益者の皆さんに対応していただいているのが今まででございます。ただ、今回、県内でもそうですが、激甚の指定をされる災害の地域ということでございますので、作業道に関しましては、基本的には材料支給方式ということで村では機械のリース代、もしくは材料、資材の関係につきましては、こちらで負担をしまして、実際にその作業につきましては、各地区に御依頼をしたいと思っております。

そのオペレーターとか人的なものにつきましては、各地区でお願いしまして、通常、建設資材でも通常扱っております材料支給方式で重機の関係、また資材の関係は村で負担をして、 今議会でお認めいただく中で対応をお願いしたいと思っております。

その作業道につきましても小規模の程度ということで想定しているわけですが、作業道の 山の山腹が崩壊している場合とか大規模なものにつきましては、これにつきましてはちょっ とすぐ対応は難しいという状況でございますので、それにつきましては、今回の災害の作業 道につきましては、応急措置的な災害復旧という感覚で観点にしておりますので、また、現 場のほうにもまた今後また村のほうももう少し具体的に入らせていただきまして、また地元 と協議をさせていただきたいと思っております。

大規模な山腹崩壊につきましては、地すべりとかそういうような大規模なものにつきましては、当然国・県のほうでも入っていただくわけでございますけれども、村独自の山腹の復旧は難しいところがございますので、それにつきましては状況を見て協議をしたいというふうに考えております。

以上であります。

〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。

○6番(沓掛計三君) ありがとうございます。

再質問ということでお願いしたいんですけれども、先ほど、村長のほうから消防団についてのお話ございました。災害については、行政のみで対応できるものではなく、あくまでもかなり危険を伴いますので、組織的な活動ができるということで、消防団員の活動等が特に重要であります。

先ほど、今年度入っていただいたということでありますけれども、消防団員の減少というのは、本当に深刻な問題になってきていると思います。行政、広域消防等ではもう対応できないということ、ニュースの中では、ある県では600近い要請があったのに、出られたのが100カ所ぐらいしか出られないと。あとは、住民にもう我慢してくださいといいますか、避難に対することをやってくださいということでございます。

そのような中で、このような機会を捉えて、特に村民に対して自然災害等に対する消防団の重要性というものをもっと村としても広報して、入ってもらうような方法をとっていくべきではないかと思いますので、その点について、再度御質問できればと思います。お願いします。

〇議長(宮下壽章君) 北村村長。

○村長(北村政夫君) ことしは、今年度は幸いにして6名の方、プラス10名の方が入っていただきましたけれども、毎年ですと数名の単位であります。年齢構成も、本当に20代あるいは30代前半が少ないということで、ここ10年ぐらいの先を考えると大変危機的な状況にあるわけです。

私は、本当に消防団の皆さんと年、数回お会いしまして、お礼を言うんですけれども、なるべく消防団の皆さんの需要には、要望にはお応えすると同時に、感謝の気持ちをいろいろ、お金ではなくて、いろいろな面で伝えていきたいと思っております。御質問に今ありましたように、村民の皆さんにもその重要性を十分に認識していただくということは大変大事なことであるというふうに思います。

それから、もう一つ、やっぱり魅力のある消防団、消防団に入れば何かある、何かプラスあるというような、そういったことも、単に訓練、現場の出動だけではなくて、コミュニティだとか仲間意識だとか、そういうようなものを醸成する必要があるということで、例えば婚活の、今までもやって結婚された方も、お子さんがいらっしゃる方もいますけれども、団員の半分の方が独身だということも伺っておりますので、例えばそういうような婚活事業などして魅力のある消防団にも私ども育成するよう、お手伝いなり先導してまいりたいと思っております。

〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。

○6番(沓掛計三君) ありがとうございました。

青木村は災害の少ないほうであります。また、災害の少ない村かなという感じを私は持っておりますけれども、今後どのような災害が起きるかわかりません。村民も、行政のみに頼ることなく、自分の身は自分で守るという認識を持ってもらわなければ、なかなか対応し切れない部分があると思います。行政としても、これから必要があることについてはさらなる対策をとっていただくとともに、いろいろな災害に対応できるような方法論というものを今後考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、今回、私の災害に対する質問を終わらせていただきます。

次に、農業政策でございます。これ、一問一答でお願いいたします。

私、議会の立候補に当たりまして、青木村の農業問題の一つとして農業経営者の減少に伴 う農地の荒廃についての対策ということを挙げてきました。

村長は、農林業は青木村の基本産業に位置づけ、特色のある農林産物を生かし、六次産業を推進し、維持可能で稼げる魅力的な産業への事業転換を図り、次世代担い手の確保、育成

に努めると、長期計画では方針として出してあります。そして、大きな農業政策としては、 農業の経営支援、担い手の確保、農地の保全、活用、農産物の生産、品質の確保、販売力の 強化、六次産業化を推進することによる攻めの農業を展開するとあります。

それでは、質問に入りますけれども、村長は、この方針に沿って、現在、青木村の農業の 状況についてどのように考え、どのように進めているのか、そして、成果として挙げられる ことについて御質問申し上げます。

〇議長(宮下壽章君) 北村村長。

○村長(北村政夫君) 青木村の発展方向は、村民の皆さんが元気に生き生きと活躍し、安全で安心な村、住んでよかったと感じている村づくりが大変重要だというふうに思っております。そういう中で、農業というのは基幹産業であり、その活性化というのは、大変、村の基本にかかわることであると思っております。多くの村民の皆さんが、農業、林業とさまざまなかかわりを持ちまして活発に活躍していただくことが、元気で豊かな青木村になると、つながっていくというふうに思っております。

1つの課題といいましょうか、現状としては、農業経営者の高齢化があるわけでありまして、平均年齢は71.2歳ということで、全国の66歳を約5歳上回っているわけであります。 それから、青木村の農業後継者のことについてでありますけれども、後継者と同居している 農家というのは、約4割でございます。

生産の推移でありますけれども、昭和60年をピークといたしまして長期的に減少を残念ながらしておりますが、ここ数年は、県内では大変珍しいと言われておりますけれども、増加傾向にあります。

その原因は、1つは、道の駅あおき農産物直売所の販売が伸びているということでありまして、道の駅あおきの平成28年の100万円以上の売り上げの生産者の数は13でございましたけれども、昨年度の道の駅の100万円以上の売り上げは24になっております。約倍増でございます。ちなみに、そのうち24のうち2つ、2名あるいは2団体は、500万以上の売り上げでございます。それから、2つ目として、機械化部隊を含めまして、受託者組合等大規模な農家のソバの生産等が拡大していること。それから、新規就農ブース、若い人たちの花卉、野菜、果樹等の生産が順調に拡大しまして、成果が出始めたことが要因ではないかというふうに思っております。

米は、減反政策の強化で減少をしております。リンゴは、高齢化によります生産額の減少 が課題でありますけれども、廃園、いわゆるリンゴ園を次に引き受けていただく、栽培者に 引き受けていただくよう、JAと連携をとっていきたいというふうに思っております。

昭和の初期に、花は青木村の一つのシンボルでありましたけれども、冷凍輸送技術の向上でありますとか、輸入花卉の増加など、それから、若い人たちが花に対して、都会の若い人たちが花離れという現象もあるわけでありまして、残念ながら生産の規模としては小さくなっております。そうは言いながら、気候とか栽培技術で市場の信頼度は大変高い方もいらっしゃいまして、多くの新規の農業関係者が取り組んでいただいております。

キノコも、残念ながら、地域間競争の激化、あるいは大手企業の参入に加えまして生産過剰になったというようなことで伸び悩み、また、価格が低迷しております。それから、道の駅のお話は先ほどしましたけれども、JAの販売実績を見ても同様の傾向がうかがえるところでございますし、野菜が伸びておりまして、2名の新規の方に参入いただいております。以上でございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。
- 現在、私が感じている農業の状況についてでございます。農業経営者の高齢化による農業 後継者の減少、これ、今も村長のほうから話ありましたけれども、減少や、あと農業生産額

〇6番(沓掛計三君) いろいろな御努力いただいていること、本当にありがたく思います。

の減少について、農業生産額が減少しているのではないかと思いますが、主な農業生産額に ついての状況及び推移、これらについて現在どのような状況になっているのか。

特に果樹関係がかなり大変かなと思っておりますけれども、この点についてお聞きできればと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) ただいま御質問ございました点でございますが、農業 生産額ということでございます。

先ほど冒頭申し上げましたが、昭和60年度をピークに長期的に減少ですが、ここ数年、少し微増の傾向ということでございます。数字的に申しますと、JA信州うえだの青木村農畜産物取り扱い実績からでございますが、平成22年と平成30年の比較でございます。お米に関しましては、取り扱い実績ということで、平成22年がお米が6,100万円で、30年が6,800万ということで、率で申しますと111.5%。野菜関係が、1,700万円に対して2,300万円ということで135.3%。果実の関係でございますが、500万に対して300万ということで、60%ということで減少しております。

また、直売の関係でございますが、平成22年では3,300万が、平成30年では9,500万とい

うことで、287.9%ということでございます。そのほかにもキノコ、ほかの畜産など、ございますけれども、減少傾向の中で、トータル的には合計では、平成22年は2億6,900万に対しまして、平成30年が2億7,300万ということで、トータルでいきますと101.5%ということで微増の状況でございます。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。
- ○6番(沓掛計三君) 私の想像した数字とは大分違っちゃっているんですけれども、今それぞれの、花は若い人たちというのはわかるんですけれども、果樹等については、かなりの高齢化が進んでいる中で、減少はしているようですけれども、それほど減少していない。それと、米についても、単価の問題かと思いますけれども、それほど減少してないのかなという感じを持っております。

これらについて、それほど減少していない理由といいますか、そこら辺のところはどうい うふうに課長として感じ取っているのか。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) ただいま資料的に示したのは、JA信州うえだという ことでございます。ただ、青木村の農家の皆さんにつきましては、JAに限らず各独自のルートを持ってございますので、今、議員さんがおっしゃられましたように、特にリンゴの関係ですね、特に剪定をしたり、または後継者の関係、また需給の関係で、やむを得ず少し伐採してしまうという事例も見受けられます。そういう中でございますが、ここ数年、その後を引き継いでしていただけるという農業者の方も少し見受けられている中でございますので、今、大分、下限というか低いような、生産的に低くなってきている状況でございますが、これからもう少しその量に当たりまして普及をさせていただきたいと思っております。

データと、また実績、村全体の実際の関係ということになりますと、若干やっぱりリンゴ、 果樹に関しましては、少し減少はしているというふうには認識しております。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。
- ○6番(沓掛計三君) はい、わかりました。

幾つも項目数ありますので、また、時間もありますので、次に進めさせていただきます。 次に、担い手の確保についてですけれども、後継者、認定農業者、新規就農者の状況について、特に今ある農家の後継者について、今までは定年が60でありましたが、65歳、70歳 と勤める人が多くなってきております。私も60歳の定年で、すぐ農業につきまして、もう 10年ほどたちますけれども、なかなか65、70になると、体力的に農業を継ぐことができる 期間というのが少なくなってくるとともに、体力的にももう無理だという感じでございます。 このようなことで、かなりの農業離れが一因となっていると思われますが、これに対する 対策といいますか、どのような方針をとっていったらいいのか、その点についてお聞きでき ればと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 担い手の関係でございますが、ただいま農業の中心的 担い手である青木村の認定農業者の関係では、24経営体ございます。最近では、村外からも 2つの経営体が加入しているという状況でございます。

やはり今おっしゃられましたように、高齢者、年齢的な問題もございますが、その中でやはり日ごろよりJAファームのいろんな組織にも御協力をいただく中で、新規就農者の確保に積極的に努めてまいりたいと感じております。今年度よりも、やはりJAファームの新規就農者の事業につきましても、村としましても、ある程度の負担をしまして新規就農者に力を入れているところでございますが、さらに力を入れていく点、また、特に農業をしたい方につきましては、これからいろんなJA普及センターとか、また、それぞれいろんな組織の中で案内をしていかなければいけないというふうに考えております。

やはり高齢化に伴って、若い世代の方につきましても、やはり特に機械化部会の皆さんにも御協力、御苦労をいただいているわけでございますが、その中でもやはり若手の皆さんも大分参入してきていただいていると思っております。ほかにつきましても、やはり里親制度とか、いろんな事業を使う中で、もう少し活気のある農業を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。
- ○6番(沓掛計三君) わかりました。

次に、農業はきつく、農業はもうからないという中では、農業に従事する人は少なくなるということでございます。そして、農業というのは、何年かかけてやっと自分で覚えて、それを実施していかなければいけないということで、新規就農もよろしいんですけれども、なかなか田舎へ来てやってみても育たないというような気がかなりあるんじゃないかなという気もしております。

これらについて、農業を従事する人が衰退していかないように、農産額の向上、収入増、

労働環境の軽減等の対策等について、今そういうの、機械化等の問題もありましたけれども、 これらについてはどのようにお考えになっているのか、お願いできればと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 今お話ございました生産額の向上、収入増、また労働環境の軽減ということでございます。やはり所得をふやすということにつきましては、生産増、高品質化での販売単価のアップ、生産流通コスト低減に加えて、販路開拓というものが大変重要であるとは認識しております。

村としましても、やはり流通コストという点では、やはり青木村におきましてはやはり直 売所がだんだん規模が大きくなってございます。農産物直売所を利用されると、通常の青果 物の小売価格に占める流通経費というのは約54%ぐらいというふうにちょっと考えた場合に は、直売所の手数料で15%ということで、そういうところでも経費が節減できるのかなとい うふうに考えております。

また、生産コストの削減ということですが、青木村の農業支援センターでは、農業機械の レンタルもしております。そのような制度を利用していただく中で所得の確保の支援をして いきたいと、また継続していきたいと考えております。

また、労働環境につきましては、やはりスマート農業ということで国のほうでも大分、力を入れているようでございますが、村としてもやはりどのようなものが課題となり、できるのか。特に近年でも課題となっている田んぼの畦畔の土手草の関係では、リモコン式の自走草刈り機ですか、そのようなお話もお伺いしておりますが、それにつきましてもいろいろ視察などをして検討する必要があるのかなというふうに考えております。

また、スマート農業の関係では、お話ししますと、やはりドローンの関係、または温度計をスマホで管理するとか、いろんな関係がございますけれども、その中につきましても、今後またそのような情報を集めながら、青木村にとって何がいいのか、また一層検討してまいりたいと考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。
- ○6番(沓掛計三君) いろんな方法をお願いしているわけですけれども、徐々に進めていただければと思います。

次に、販売額の強化、先ほど村長から、また、今、課長からもお話ございましたけれども、 道の駅については、今のところ、今のところというと語弊ありますけれども、順調に進んで いるのかと、ことしはキノコがなくて、大分苦戦しているようでございますけれども、進ん でいるということでございます。

次に、六次産業化ということですけれども、これがなかなか目に見えてきてないのではないかなと私は感じておりますけれども、この点についてはどのように考えていくのか。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 六次産業化につきましては、一番やはり目にしますのは、道の駅をごらんいただきますと、今、よく入り口を入った一角に村の特産ということで、 一角コーナーをつくっていただいております。

やはり以前より梅の関係、また杜仲の関係、またいろんな関係もございますけれども、やはり六次産業化につきましては、村も六次産業についての助成制度を運用する中で、村の方には少し頑張っていただいているところでございます。また、村としましても六次産業化、村の六次産業化の製品ですかね、ブランド化といいますか、それにつきましても村もバックアップをして、一生懸命これから進めなければいけないというふうに認識しております。以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。
- ○6番(沓掛計三君) それでは次に、現在、耕作者が減少している農地離れの状況等、私どもも農業をやっている中で毎年お願いできないかということがふえてきております。このような中で、村では農業委員会や農地中間管理機構等によって、農地離れの対策をしているようですけれども、それぞれの状況や実績、課題等についてはどのようになっているのか。
- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 農地離れということで、やはり農地の利用集積の関係 というふうに考えておりますが、28年度の状況、数字が若干ちょっと古くなるわけでござい ますが、農業委員会の中間管理機構による農地離れ対策の実績の課題という点では、青木村 につきましては、農用地面積が28年度は445ヘクタールございます。

そのうち集積を、いろんな機構を使いまして、集積の対象者は32件ということで、利用集積面積はそのうちの206.6%ということで、利用集積率は46.4%ということで担い手が管理している状況でございます。これにつきましては、当時の長野県でいきますと40.8%の利用集積率ですので、県下の中では上のほうに位置しているのかなというふうな認識でございます。

ただ、やはり農地の集積につきましては、農業委員会、JA等が協力して、また、各種団 体の御協力のもと、担い手の利用集積が進んでいるところでございますが、やはりどうして も課題としまして何点かございます。やはり課題は、農地の資産保有ということで、農地をなかなか手放すのが難しいこと、また、出し手、貸し手のそのような関係をうまく連絡ですかね、マッチングにつきましても、なかなか難しいことがございます。

青木村におきましては、やはり標高の低いあたりにつきましては大分、圃場も大きいわけでございますが、若干山間部に入りますと、圃場が小さいということで、なかなか集積に当たりましても利用の仕方などございまして、ちょっと借りるにはちょっと難しい点が見受けられるようでございます。

また、貸し出し希望の農地の中には、やはり山間地、また進入路がないということで機械 も入らないということもございまして、その辺の調整がまた難しいという状況でございます。 今後につきましても、引き続き農業委員会等、関係機関と十分連携しまして、担い手の流 動化には取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。

○6番(沓掛計三君) 今、流動化の方法で農地離れ対策をしているということでございますけれども、特に今も言われましたけれども、畦畔の大きい、特に山間部の農地、特に畑関係ですけれども、もう手のつけられない状況になってきています。これらの対策、畑から収益上げるということは非常に難しい、経済的にも難しいことだと思います。

そこら辺のこういう対策等があるのか、あるのかどうかというといけないんですけれども、 お考えはどうなのか。

〇議長(宮下壽章君) 北村村長。

○村長(北村政夫君) 中学生の皆さん、来ていますので、少しそういうことも頭に置きつつ答弁させていただきたいと思いますけれども、農業というのは、単に食べるものを生産するだけではなくて、青木村の村土、国土と言いますけれども、村の地形、地質、自然環境、そういうものを守っていく大変大切なものであります。そうはいいながら農業をする人は少なくなった、あるいは農業だけで生活していくのは大変厳しい状況だということであります。

私ども、道の駅をつくりまして、3億近い売り上げ、その中で青木村の皆さんが直接売るのが約1億円ぐらいありまして、上田のスーパーでは売れないような小さなB級品とか省き物というような物まで販売して、そういうことによって農地を守っていくということも大切であるというふうに思っております。

やっぱり農業離れの中でどういうふうに農地を守っていくかなんですけれども、広範囲に、 例えば沓掛と夫神の間にある地域、宮沢、それから龍仙寺の上に原、8~クタールぐらいあ りますけれども、そういうような大変、広域化の土地は機械も入りますし、そういう恵まれたところでもありますので、青木村の個人がするんではなくて会社、青木以外のというか民間の会社の皆さんにこれをつくっていただけないか、そういうことをお願いし、現地を見ていただいたり、いろいろ試行錯誤してきました。東京のコンビニ行ったりしましたけれども、いろいろありました。

最近、管社で少し実績を上げておりますけれども、製粉会社が自分でそばをつくりたい。 大変、タチアカネの評価もいいですし、そういうようなことで青木村でソバ畑を拡大したい ということで、広範囲の土地については機械でできていきますことから、今、民間の方々と そういうような話し合いを進めているところであります。

それから、もう一つつけ加えさせていただきますと、六次産業という言葉がよく出てきますけれども、六次産業って何ですかということになりますけれども、これは、青木村でいわゆる生産する、そして加工する、そして販売する、それを足し算ではなくて掛け算で六にしたい、それで六次産業と、こういうふうに言っています。ですから、つくるだけではなくて付加価値を高めて売るということで、もうかる農業、あるいは生産意欲が高まっていく、そういうことでしているわけであります。

今、沓掛議員から御質問いただきましたような耕作地について、小さいものを一つ一つやっていくのは大変厳しいんですけれども、ある程度まとまったものについては、青木村のいろいろ魅力のある地形あるいは気象、そういうことで興味を示していただいておりますので、そういう取り組みを今後もしてまいりたいと思っております。

〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。

○6番(沓掛計三君) わかりました。ありがとうございます。

次に、一つの考え方でありますけれども、農地、特に水田の賃貸についてでございます。 今までは、昔ながらの個々の賃貸契約が多いと思います。今、中間管理機構が入ってきて おりますし、それぞれ農協でもやっておりましたけれども、入っておりますが、どうしても 昔からの賃貸契約でありますと、場所が点在するもので、用水の管理が非効率な点、また、 耕作等、また、村道をコンバインが横切って汚すのどうのこうのという中で、規模の大きい 稲作農家については、行政や農業委員会、管理機構が中に入って、今までの賃貸契約を全て 解消してもらって、それぞれに点在している賃貸農地を集約し、農業の効率化を上げるよう な対策というのは考えられるのかどうか、これについてお聞きできればと思います。

〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 大変貴重な御意見として承っております。

この点につきましても、やはり以前より議員さんからもお話のある中でございますが、本来ですとやはり集約的にしたほうが、やはり効率の面もありますし、いろいろまた価値が上がってくるのかなというふうな点がございます。

ただ、今これ、村内全域、基本やはりブロックローテーションというシステムを運用する中で、その地、その時々で転作作物の推進、また、日ごろからの大規模農家の皆さんの経営の考えなど、ございます中でありますので、今後やはり地域の皆さんと、やはり一番担い手の皆さん、そして村行政が一体となって、何かいろいろな少しずつですが、何か会議を持ちながら、青木村の農業についての将来を少し語りながら進めなければいけないのかなというふうには考えておりますので、こういう機会でございますので、また何かの機会を設けまして、そのようないろいろな意見をいただく、また、将来どういうふうにやるかということを徐々に進めてまいりたいと思っております。

現実的には、やはり村民の皆さんとみんなが一丸とならなければできない話でございます ので、またその節は、またよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。
- ○6番(沓掛計三君) このことについては、農地所有者の理解と今までの慣習を、これ、打破していかなければできないことでございます。大手の借り入れ農家、担い手の皆さん、大きくやっている皆さん等だけでこれを解決しようとしても、まず無理だろうという感じを持っております。

このことについて、農地所有者、村全体の今の考え方ですけれども、理解していただくには、かなりのこれ、時間が必要かと考えますけれども、今後ぜひ荒廃農地を少なくするためには、農地の団地化を進めなければだめだということになる、これは大きな転換になるかと思いますけれども、何とかこれをぼつぼつ表へ出して、こういうことが必要ですよということを農地所有者、村民の皆さんにも知ってもらう必要もあるんではないかなということもありますけれども、この点についてはどうですか。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** 農業の課題、今、沓掛議員からたくさんの御質問をいただいた、全て 課題でありますし、問題点でもございます。

そういう中で一つの方法として、解決する方法として、今の集約化の話が出てまいりまし

た。実は、よく話題に出ます、長野県でも宮田村の宮田方式というのがありまして、これは すばらしいことだなというふうに思って、いろいろ村長と同席した際に、いろいろ話を聞い ておりますけれども、お話、御質問にもありましたように、やはり結構時間がかかって、や っと今のようなスタイルになった、形式になったというふうに伺っております。

農業、あと10年たったら誰がやるのかというような課題も、よく村民の間で出ますけれど も、それでは土地を手放して、集約化して、誰かにということになると、また、そこは一歩 踏み込めないものがあるわけであります。

少しそういった宮田方式的な考え方を村民の皆さんにPRといいましょうか、理解していただくための前段を取り組まなければならないというふうに思っております。

〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。

〇6番(沓掛計三君) ありがとうございます。これは、長い話になるのかと思いますけれど も、また御検討願えればと思います。

次に、畑地でございます。農地の集団化によるアイリス園の跡地は、ワインの栽培地として農地の荒廃が避けられました。私は、現在特に心配しているのは、下奈良本の原地区地籍の状況であります。現在は、整備された土地でも小規模農家が耕作しており、あと多くの面積はソバ栽培が行われております。この状況については、私は本来の原地区を整備した目標の耕作状況とはかけ離れているんではないかなと考えております。

これについては、国の補助金等も入ってきております。今後について、どのように原地区を整理していくのか。この間、筑北村との議会の懇談会、議会同士の話し合い、ございましたけれども、筑北村では国からの補助を得ながら集団化し、換地まで行っているというところを見させていただきました。このような方法論をしっかりとらなければ、また、なかなかもとのもくあみになっていっちゃうのかなと。

私は、受託組合が今、荒廃を防ぐために一時的にはソバの栽培をしていますけれども、これが一番いいことだと私は考えておりませんので、青木村として何をあそこへやろうとしているのか、これからどのようにあそこの地籍を集約していくのかというお考えをお聞きできればと思います。

〇議長(宮下壽章君) 北村村長。

〇村長(北村政夫君) 原地区というのは、青木村にとりまして大変、石ころ一つない、すば らしい土壌を持った地区であります。しかも、集団化して約8~クタールあります。

課題が2つありまして、1つは、上流にあることで水利、水の便が悪い。耕作物にもより

ますけれども、この水の便をどうするかという課題があります。それから、もう一つ大きな 課題として、大型の機械が入る道路幅員がないというのがあります。

この2つの解決をしなければならないわけですけれども、今、御質問のありましたように、何人かがブロッコリーをつくったり、機械化部隊の皆さんがソバをつくっていただいたり、若手農家の皆さんが栽培したりということで、大変この土地を活用している皆さんには感謝を申し上げたいというふうに思っております。

ここも今まで野菜の栽培、それからワインブドウの栽培、いろいろ民間の方々に現地を見てもらったり、あるいは土壌を送って分析していただいて、試験室でその土壌とワインブドウとの適性を見てもらったりしております。現地を視察していただいた方も数人おりまして、非常にロケーションもいいですし、土質も見たところ、いいですし、それから、適当な傾斜もありまして、すばらしいところだというふうには言ってくれるんですが、冒頭申し上げました2つの課題の解決をしなければ、次のステップは踏めないわけでございます。

そういうことで、もう少し民間の方々にこれをつくっていただく方向が出たときに、水利の問題、あるいは道路幅員の問題を解決することも、また、議会の皆さんにお願いする場も早く来るような努力をしてまいりたいと考えております。

〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。

○6番(沓掛計三君) はい、わかりました。

今、村長言われたように、8~クタールという広大、青木村としては大きい農地でございます。そして、土質もいいです。何をつくっても、かなりのものができる土質と私は考えております。それだけに地主の皆さんに何とか御理解いただきながら、整備し、これから活用を図ってもらっていければと思っております。よろしくお願いします。

最後になりますけれども、農業については多くの課題がございます。農業は生活の一部となるよう、また、特に水田の荒廃は、豪雨災害時の一時的に水をためることができます。田んぼというものは、水田は水を張ることによって作物をとっているところでございます。通常ですと、3センチ、約30ミリから50ミリぐらいの水を降雨時にためることができる施設でございます。自然のダムと言ってもいいことでございます。これが青木村全部降ったとき、これがもしなければ、荒廃してためることができなくなると、かなりの大きい災害が発生するはずでございます。

そのためにも、水田等の荒廃については、経営できるような状況に持っていくような方法 というものを村で考えていただければと思います。農作業対策については、行政のみでなく 村民全体で考えていかなければいけないことだと考えておりますけれども、このような災害 も含めた中で、ぜひとも長期計画にあるようなすばらしい対策を打っていただければと思い ますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 先日の台風の累計雨量は237.5ミリ、弘法の公民館のデータでありますけれども。そういうことで、青木村の水田、たくさん、200へクタールあるわけでございますけれども、大変大きな効果が、貯水効果があったというふうに思っております。仮に、この200へクタールが、今お話しにありましたように、豪雨時に10センチためる、水をためた場合、20万トンになるわけでありまして、当郷の塩野入のあの水と同量になるわけでございます。

そういうことで、農業、特に水田が持っている保水能力ということを私どもも今後も期待 し、防災・減災の大きな一つのポイントの中でも、この水田を保全していくという視点に立 った行政をしてまいりたいと思っております。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。
- ○6番(沓掛計三君) ありがとうございました。

順番を変えたことによって、ちょっと紛らわしいところございましたけれども、私の質問 は以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〇議長(宮下壽章君) 6番、沓掛計三議員の一般質問は終了しました。

◇ 坂 井 弘 君

○議長(宮下壽章君) 続いて、2番、坂井弘議員の登壇をお願いします。 坂井議員。

〔2番 坂井 弘君 登壇〕

- ○2番(坂井 弘君) 議席番号2番、坂井弘でございます。
 - 3点にわたって質問をいたします。
 - 1点目、台風19号の防災対応並びに今後の防災・減災対策についてお伺いいたします。
 - 2カ月前、10月12日に襲来した台風19号に際しましては、村長を先頭に役場職員総出で 対応に当たり、不眠不休で御奮闘いただきました。また、その後も引き続き復旧に御尽力い

ただいておりますことに、改めて敬意を表し、感謝申し上げます。

最初に、今回の台風19号の被災状況並びに防災対応について村としてどのように総括されているのか、お聞きする予定でおりましたけれども、さきの沓掛議員の質問に御答弁いただいておりますので、この点については割愛したいと思います。

個別具体に質問いたします。

まず、避難指示、避難所開設についてです。

警戒レベル3発令が11時、この発令を受け、私は当郷区の区長と連絡をとり、当郷公民館の避難所開設の手だてをとるとともに、近隣の避難弱者の家々を回り、声がけをしました。しかし、いずれのお宅も避難行動には移りませんでした。午後からは公民館に詰め、消防団からの被害情報を受けながら、災害危険地域にあると判断したお宅に電話し、避難を呼びかけました。すぐに避難してこられた家があった反面、猫がまだあくびして寝ているから大丈夫だい、そうおっしゃって避難されないお宅もありました。

警戒レベル4発令、20時15分、続いて5発令、20時40分、この発令に、多くの村民が動揺しました。こんな大雨の中、避難なんかできるわけがない、寝具なんか持っていけるわけないじゃないか、当郷中、避難したら公民館あふれちゃうわい、家にいるより避難所に行ったほうが危険だわい、これらは翌日、区民から一様に聞かれた声です。結局、レベル4、5発令以後に当郷公民館に避難してこられた区民は一人もいませんでした。

お聞きをいたします。村内全体の避難状況はどのようだったのでしょう。避難者数の推移、 とりわけ日没以前と以後の避難者数、レベル4、5発令以前と以後の避難者の動向、そうし た避難状況について、村としてはどのように分析、考察しているのか、お聞かせください。

- ○議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。
- ○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) ただいまの御質問でございますが、御指摘がありましたように、村内で20カ所の避難所を開設してございますが、そのうち実際に避難を受け入れた施設については9カ所になっております。延べ164名の方が避難されてはおりますけれども、時間的な動向について、具体的な時間を追った数字は把握してございませんが、レベル3が発令された後、レベル4が発令される前に避難された方がほとんどということで確認してございます。

今回避難された方については、村民の方の3.8%に過ぎないということになりまして、全体評価の中では、まだ避難に対する意識は住民の方々の中では低いというふうに分析しているところでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** 今回の避難指示の出し方、村民の動向を教訓に、今後の防災のあり方 を再検証していただければと思います。

避難所の受け入れ態勢はどうだったでしょうか。各区の避難所には寝具が3組配付されていたわけですが、十分だったでしょうか。避難時に寝具を持ってくることが困難だった村民はいなかったでしょうか。大勢避難された避難所では、プライバシーを守る配慮などはされたのでしょうか。つい立てなどは十分準備され、活用されていたんでしょうか。

また、今回避難所に詰めながら困ったのは、情報収集が容易でなかったことです。その大きな理由は、避難所にテレビがなかったためでした。提案です。各避難所には高速情報通信の電話機端末を置くだけでなく、放送サービスも受けられるよう設定しサービス料は課さない、そして村負担でテレビ受信機を1台ずつ設置することはできないでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。
- **〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君)** それでは、私のほうから避難 の状況について若干説明申し上げたいと思います。

今回、避難に当たりましては、常備薬、それから当面の食料、それと毛布等、できるだけ 持参して避難してくださいという呼びかけをしてございます。実際に毛布等持参してくださった方もいますが、実際、そのまま何も持たずに避難された方もおられました。当然のこと と思いますが、お話の中にありましたように、村から各地区に配付してございます寝具については、場所にもよりますけれども2組から4組程度でございます。一番大勢が避難された 文化会館につきましては、避難用ということではございませんけれども寝具等の用意がございましたので、そちらを御利用いただいております。それと、避難所によっては寝具が足りないということで本部のほうに連絡があって、村から村で保有しています毛布等を届けた経過もございます。

今も申し上げましたように、災害用ということで保管しているものではありませんけれど も、相当数の寝具、毛布等、保有しているものがありますので、そちらをこれからも十分活 用していくことは考えていきたいと思います。

それから、プライバシーの保護についてでございますが、今回避難を受けた中で文化会館、 それから保健センターの対応で申し上げますと、御家族ですとか、配慮の必要な方等でその ケースに応じてでございますけれども、小さな部屋等を御利用いただいたりということで配 慮した部分はございました。 今後の中で長期化等見込まれる部分については、文化会館で保有している展示用のパネル、 そちらをパーテーションとして利用すること、それから、先般、災害の提携を申し上げたコ ンパクトシステムの段ボールのベッド、ああいったものには簡単なつい立て等もございます。 そういったものの活用等を検討していきたいと思います。

それから、情報収集についてでございますけれども、今回停電等もございまして十分な情報が得られなかったというお話もございます。各地区の公民館には発電機等も置いているところもありますけれども、テレビが十分見られなかったということも聞いております。たまたまテレビがあっても、発電機との接続がうまくいかなかったというケースもあったようでございますけれども、今後、訓練等の中で紹介を申し上げていきたいと思います。

各地区の公民館の状況でございますけれども、テレビが実際にないところも確かにございまして、今後、災害用ということも含めてになるかと思いますけれども、いろんな制度を活用する中で導入することは可能かと思います。ただ、全体のものについて、村が負担して設置、それから管理していくという部分については、今後検討させていただく内容になっていくかと思います。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** ただいまの御答弁の中の寝具の件ですが、保有は十分あるということで、そうした場合、各区のほうには、要請があれば十分に行き渡るような体制がとれるということで理解してよろしいでしょうか。
- ○議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。
- **〇会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君)** そのケースにもよりますけれ ども、道路の状況、それから天候の状況等踏まえる中で判断は必要かと思いますが、相当数 の輸送等、実施することは可能と思います。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) 各避難所に役場職員が足を運んだのは、避難所避難者名簿記入用紙並びに避難弱者名簿を区長に持ってきたときだけだったというふうにお聞きをしております。避難者に対し、夕食、朝食の心配をする等のことは、一切区に任されて指示はなかったと。役場職員が少なく、対応が精いっぱいだったことは理解をいたします。しかしながら、各避難所の運営が区の役員のみに任せられてしまってよかったのでしょうか。役場職員の配置及び指示がない避難所で、指揮命令の責任は誰がとるのでしょう。万が一のことが発生した場

合、どうなるのでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。
- ○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) 今お話がありましたとおり、 実際に足を向けて確認したという部分については、名簿をお届けしたときだけという地区が ほとんどであったというふうに思います。

ただ、情報伝達の中で、頻繁に連絡をいただいた地区と、それからこちらからの一方的な連絡に限られた地区、温度差が大分ございました。この部分については、積極的に村のほうからは情報をお伝えしていくことも必要でございますけれども、今後の訓練等によって、どんな内容についてどういうふうに決めていくかということの精査をしていかなければならないと感じております。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 避難所の運営をどうしていくかというのは、今回の大きい課題だというふうに思っております。私ども職員は、正規の職員は保母さんを除くと40人です。年齢差も男女差もあります。そういう皆さんが現場で、災害で今こういう状況だという、いわゆる水害の話です、土木的なことで精いっぱいですよ。車も出しながら、この雨の中に出ていって大丈夫かとか、そういう危険をかいながらパトロール、現場の河川のパトロールとか道路のチェックだとか、その40人全員ができるわけじゃなくて、本部要員も必要ですし、消防団との役割分担も必要ですし、それから、県とか気象庁からのやりとりも必要です。

そういう中で12地区、あるいは12を超える避難所の運営を、役場職員があの場合、できませんね、正直言って、ということで、先ほど言いましたように、自主防災組織をしっかりつくらなければいけないと。自主防災組織で役場が全くノータッチということではなくて、各区の今の区を拡大すればいいのか、各区の中にまたつくるのか、各区も区長さんだけではなくて、民生・児童委員とか、いろいろな会がありますけれども、そういう皆さんでつくってもらってというふうに思っております。

役場職員も、本当に自分の命を危険を顧みずパトロールに出るような、あるいは現場に行くようなことがあって、本当に私も心配しながら見ていました。ですから、時間帯によっては、内容によっては、あるいはレベルによっては、避難所に職員、行けますけれども、避難所へ行ったのはそうかもしれませんけれども、情報のやりとりは電話等で、あるいは携帯電話で区長さんたちとは何回もやりとりをしております。これはぜひ御理解いただきたい。

それから、もう一つは、区長さんの経験者は御存じいただいていると思うんですけれども、各区には情報優先電話なるものがございます。皆さんのところは、何か地震があったり、あるいは12月31日の12時になると、みんなが一斉に電話しますから、情報が行かないような状況になりますけれども、これは相当数が各区にあるのと、それから役場とか社協とか、それから私と防災担当の課長はこの電話を持っておりまして、相当数がダウンしても、私どもは電話のやりとりを各区のこの情報電話、災害優先電話とやりとりできるということでやっております。

ですから、今、坂井議員がおっしゃった、避難所の運営というのは大変大きな課題でありますし、長野のあの状況を見ますと、これも大いに参考にしなければなりませんけれども、あの夜の10時、11時に役場から避難所の運営に行くというのは、ちょっとできなかったですね。だからどうするかというのは、今後の課題というふうに共通認識を持っていただければと思います。

〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。

〇2番(坂井 弘君) ただいまの村長の御答弁のとおり、私もそういうふうに思っております。少ない人数の中で精いっぱいやっていただいたことについては、感謝をしているところでありますが、今、村長おっしゃったように、今回のことを教訓にして今後どう生かしていくか、そこが問われるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、情報伝達の方法について伺います。

停電が発生したところでは、高速情報通信が途絶えました。緊急防災メールも、青木の森 別荘や弘法地区では使用不能になりました。携帯そのものが通信障害を起こしたためです。 その原因は何だったのでしょうか。

エリアメールは、千曲川決壊のおそれ、周辺住民避難という上田市からの指示は受信しましたが、青木村からの発信はありませんでした。翌日、停電が続いた地域からは、夕べ停電になって以降、何の情報も入らないと苦情が寄せられました。役場では広報車を出していたようですが、家の中にいたり、雨風にかき消されたりしたためか、住民の耳には届きませんでした。今後、停電時でも確実に情報を伝える方法が確立されなければならないと考えます。 坂城町や上田市武石地区では、各戸に交流、直流両用の防災無線機が設置されています。

停電の際にも乾電池を入れて持ち出すことができ、大変役立ったと聞いています。同報無線 が必要だという声も聞かれます。先ほど来、村長また担当者のほうから御答弁いただいたと おり、既存の情報伝達ツールでは不十分だったという認識に立ち、お答えでは複数のという ふうなお答えがありましたが、さらなる伝達方法の確立に努めていただきたいと思いますが、 いかがでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) ただいま議員さんのほうで御指摘がありましたとおり、携帯も確かに停電等によりまして基地局への電源の供給等が十分でなかったというようなことで、一部ちょっとつながりにくかったというようなことも確認してございます。停電時の情報伝達の方法というのは大きな課題だということは、先ほどの中でも、御答弁の中にもございましたし、我々もそういう認識をしております。

今お話がございました戸別受信機、そういうようなものを設置するタイプ、また、FM放送方式ですとか、いろんな方法が考えられるかと思います。費用の関係ですとかもございまして、すぐ対応できるもの、できないものがあるかとも思いますが、その辺を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

また、今回やはり、今御指摘もありましたように、このような場合、エリアメールというのを発信することというのも一つの選択、必要だったかなというふうに反省をしているところでございます。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) 情報電話での伝達放送について、9月議会で、機械音声での放送はやめて血の通った人の声でアナウンスをしてほしいと要望しましたが、一向に改善されておりません。聞くに堪えないからと、自主防衛といって音量を最小限に絞っているという加入者の声も聞こえてきます。そうした場合、緊急放送はどうなるのでしょう。音量が絞ってあっても、緊急放送は通常の音声で放送されるようなシステムになっているでしょうか。その点についてお伺いします。
- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 情報電話につきましては、発信者側のほうで緊急放送ということでチェックを入れて放送することによって、音量が最大で流れる仕組みとなっております。ただ、今回の台風の対応の中でも反省すべき点としては、我々が忙しく対応している中で、そのチェックを忘れて放送してしまったんじゃないかと、後でみんなで話しした中で、もしかしたら、そこ、緊急放送として流してなかったところがあったかもしれないねというようなことも反省の中では出てきているところでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** そうした場合にも、放送が十分に聞くことができるというために、直 ちにできる改善方法は、機械音声をやめて人の声に、従来の声に戻せばいいんじゃないかと いうことを思いますので、ぜひ改善を強く求めておきたいと思います。
- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 声の音声のことなんですけれども、坂井議員は9月議会でそうおっしゃいました。私も気になって、いろいろな人に聞いてみたんですよ。そういう方もいらっしゃるし、必ずしも変だから変えたほうがいいわいという人ではなくて、どういう人なんだろうねと興味を持って、若い人かいというような人もいました。だから、好き好きもあるというふうに思います。

私ども、もう一つは、その声をやるのは、やっぱり職員の対応についてで、人事管理といいましょうか、の一面もあるわけです。それから、早く流さなければいけない、正確に早くやらなければならない、あるいは職員が最小限度で、それに耐えられるといいましょうか、声がよく通るような職員がいない場合もあるというようなことで、今の音声にしているわけでございます。当然、おわかりのとおり、この緊急放送の場合には、当然、肉声でやっております。

ですから、今すぐ音声を変えるか、もう少しお金を出せば肉声に近いような声のものもあるようでありますけれども、今すぐこれを全てのことを職員がやっていくというには、課題もあるということも御理解いただきたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) ただいまの点については、認識の相違等もございます。9月議会でも 主張しておりますので、今回はそこまでにとどめたいと思います。

続いて、高齢者、障害者など……。

○議長(宮下壽章君) 坂井議員、ここで質問途中でございますけれども、暫時休憩としたい と思いますが、御了解いただきたいと思います。

ここで暫時休憩として、10時45分から再開するようにお願いします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

- ○議長(宮下壽章君) 休憩前に引き続き会議を再開し、坂井議員の質問を続けます。 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** それでは、引き続き質問させていただきます。

高齢者、障害者など、避難弱者に対する避難誘導は、どのように行われたのでしょうか。 民生委員を通して声がけが行われたと聞いていますが、そうした中で見えてきた問題点など はなかったでしょうか。

また、県の指導で災害対策のマップが他の地区に先駆けて原池や弘法でつくられていますが、どのように活用されたのでしょうか。

さらに、各区の支え合いの会での避難弱者対応のマップ製作が社会福祉協議会から呼びかけられて何年かたちますが、遅々として進んでいないように見受けられます。地区任せにせず、村としての強力な働きかけが必要と考えますが、いかがでしょう、お考えをお聞かせください。

- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小宮山俊樹君)** それでは、高齢者、避難弱者の関係について、御回答申し上げます。

一般の高齢者の皆さんに対しては、各避難所の区長さんのほうにお願いし、65歳以上の高齢者リストの提供をしたところでございます。独居高齢世帯、こちらのほうは、民生委員の方にお願いして、各担当地区の該当者に安否確認を依頼いたしました。高齢者生活福祉センターの方は、ラポートを通じ安否確認をしたところでございます。

それ以外の弱者と呼ばれる方、障害をお持ちの独居の方、また、特に支援を要するような方、こちらにつきましては、住民福祉課のほうで直接電話で安否を確認したところでございます。さらに、介護認定者、それから車椅子の方、認知症の独居の方、このような方に対しては、避難をするに介助を要するわけでございますので、近隣の方々にその依頼をお願いしたところでございます。

また、避難された方でみずから家族等に連絡ができない方は、役場のほうでその親類縁者に連絡をつけたところでもございます。福祉避難所ということではございませんが、高齢者、それから身障者等優先で利用していただくということで、保健センターのほうを開放したわけでございますが、こちらのほうで受け入れた人数は総数で27人、うち車椅子の方が3人、それから要医療の方がお一人でございました。受け入れ人数の中には、介助の方も含まれて

おります。

問題点ということでございますが、レベル3以前から高齢者リストの作成や特に心配な方の電話確認等は行ってまいりましたが、一斉的な誘導等は発表を待ってから行ったところでございます。避難された方の大半は、この時点で保健センターにお越しいただいたところでございます。

その後、レベル5になった時刻が8時を過ぎておりまして、風雨も強く、また暗くもなっておりましたので、避難すること自体が大変危険だろうとの判断から、近隣の方の要請も含め、強制的にはお願いできませんでした。もちろん電話対応で、その様子から不安等を感じた方に対しては、その後も必要に応じ確認を続けたところでございます。レベル3発表以前から避難の準備については、呼びかけができた部分もございました。

また、レベル5になる前に、より積極的な避難の働きかけもできたかもしれないというふ うに感じているところでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。
- ○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) それでは、御質問の防災マップの関係でございますけれども、こちらのマップにつきましては、村では村の防災計画ができておりますが、それとは別に、その地域ならではの内容を含めたマップづくりということで進めていただいているところです。

具体的にどう活用したかというお話でございますけれども、それを製作する段階で何度か 地域の方々にお集まりいただいて、内容を一緒に見ていただき一緒に考えていただくという 中で、防災意識を高めていただくというのが目的の一つになってございます。そういった意 味では、今回、避難の関係で地元の公民館へ避難された方はいらっしゃいませんでしたが、 近くに当たります文化会館については、全員で67名の方が避難されておりましたけれども、 そのうち24名の方は入田沢地区の方でございました。そういう意味では、一定の意識の改革 があったものではないかと評価しています。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** 3点目の避難弱者対応のマップづくり、これについてはどのようにお考えでしょう。
- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- 〇総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 今、御指摘がございました地区防災マップ、

それから地域支え合いの関係、この辺については、折に触れて村長みずからお願いをしたり、 昨日も各地区の要望箇所の現地確認、あるいは区長会等でも再三、またこの作成について御 理解をいただきたいということでお願いをしているところでございます。

特にこういったものというのは、上からというよりも自主的な取り組みといいますか、そういうことが望ましい部分があるかと思います。この辺については、根気よくお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) 次に、河川対策についてですけれども、浦野川の水位は、避難氾濫水位には達しなかったものの、氾濫注意水位を54センチも超えていました。浦野川に合流するそのほかの河川は、果たしてどうだったのでしょう。一時は越水を覚悟するほどまでになっていたということも聞いております。こうした状況を少しでも回避するためには、河川に堆積している泥土を取り除くことが喫緊に求められているのではないでしょうか。

また、護岸の目地のひび割れ等も目立ちます。これまでも各区から河川域の整備、改修要望が出されていますが、いずれも後回しになっていて、一向に進んでいないように思われます。今後の方針をお聞かせください。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) ただいま議員さんがおっしゃられました今回の災害に関しまして、越水はしなかったわけでございますが、やはり大分、天端に近づいている場所も見受けられているところでございます。やはり河床の堆積土の処理は常に県に要望しているところでございますが、財政的にやはり、毎年少しずつ整備も実際していただいております。最近でも小学校の南側ですかね、河床整理ということで、災害とは別に通常お願いしている分のものをしていただいているところでございますが、なかなかやはり各地域の要望に応えるまでには至ってないということでございますので、さらに県のほうには要望していきたいと考えております。

最近では、総務省のほうですが、治水対策強化として河川の水位を下げる掘削工事に対する地方財政措置の検討をしているというところでございます。今後このような情報を見据えながら、村としてもどのように進められるのか検討してまいりたいと思っております。 以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** ぜひ手がつけられていくようにお願いしたいと思います。

昨年来、ため池ハザードマップが作成され、関係地区に配布されています。当郷地区には、 塩野入池と中原池のハザードマップが配布されましたが、これらの池が決壊した際の浸水予 想は、それぞれの池の独自データであるというふうにお聞きをいたしました。大雨では、2 つの池が同時決壊することも予想されます。そうなった場合、浸水被害はより深刻なものと なります。同時決壊も想定して、ハザードマップを作成しておく必要はないでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) このため池のハザードマップにつきましては、議員さんがおっしゃられましたように、災害時に決壊のおそれがある場合や決壊した場合に、迅速かつ安全に避難するための参考資料ということで作成しております。

今回、中原池の分につきまして、今、村内3カ所につきまして、ため池ハザードマップをつくりまして、事前に上田市、塩野入の管理が上田市さん、川西土地改良区ということでございますので、そちらが先に作成をしていただいていたようでございます。その後、平成30年度に国からのいろいろな話の中で、助成対象にもその年にやるとなるということでございまして、青木村の残りの3カ所ということで、当初ハザードマップをつくらせていただきました。

つくりまして、その後、今、議員さんのおっしゃられたとおり、やはりそういうような貴重な御意見も伺いまして、その当時は、反省すべき点でございますが、近くの2つが一遍に決壊ということは想定しておりませんでして、上田市が既に塩野入があったものですから、その後、残りのものについて村が独自でマップをつくろうというものが先行したものですから、結果としてそのようになっております。

今回そのようなまた御意見も、当時また村民の方からも貴重な御意見もいただいている中でございまして、今後、ちょうど今、村でも地域防災マップというものをつくるように各地区へお願いしてございます。その折には、その辺も踏まえまして、ぜひそのため池ハザードマップのものも当然、資料的なものも必要になってくると思いますので、そのタイミングに合わせて何とか活用できないかなというふうにこちらでは考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) よろしくお願いします。

災害復旧に関しまして、先ほども質問、御答弁がありましたけれども、受益者負担という、 そういう部分についてお伺いしたいと思います。

補正予算では、農地・農業用施設災害復旧に係る受益者負担金が9カ所、82万8,000円と

いうふうに計上されておりますけれども、これのみということで考えてよろしいでしょうか。 先ほど、材料支給とかというふうなことで、労力は区民だと、そんな林道に関してお話があ りましたけれども、そのほかの災害等についての負担割合について教えてください。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 今回の予算でございましたが、受益者負担金ということでは、農地の災害復旧費に関して計上させていただいております。今回、作業道につきましては、従来ですと地元対応をお願いしてきたわけでございますが、今回は村で重機の関係、材料につきまして、村で負担するということで予算計上させていただきましたので、あと、人的な負担は地元にお願いしたいと、地元の施工でお願いしたいというふうに考えてございます。

作業道は、ですので負担金としては計上になりませんが、地元の皆さんにはオペレーターなり人的な経費につきましては、地元の各地区で負担をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** 私有地の畑であるとか、そういったところが崩れた場合の補修については、先ほどの受益者負担の中でやっていくということでよろしいのでしょうか。
- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 今回、農地に関してでございますが、基本的には国の激甚災害また災害救助法によりまして今事業を進めているところでございますが、今お話のありました、例えば農地の関係でございます。農地が崩れた場合には、基本的には国にベースを上げる、相当の規模では上げております。あと、小災害、そのほかに対応が考えられるものにつきましても、個人の負担をいただく中で今回につきましては対応をしていきたいというふうに考えております。

例えば、小災害、対象にならない、例えば10万円の事業費がかかる場合に、それは村のほうで施工する形になるんですが、その負担をいただいていきたいというふうに考えております。基本ベースですが、通常ですと災害の負担金というのは、やはり村と受益者の通常50%折半で従来対応させていただいております。今回の事業につきましては、激甚、また広範囲な災害等を考慮する中で、基本は13%の負担をいただいて対応したいと思っております。

ただ、今回、山に関しては、村のほうでは見る予定はございません。個人の山が崩れた場

所につきましては、個人対応をお願いしたいというふうに考えております。 以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) 今回の台風では、交通網にも多大な被害が出ました。関係機関の御尽力により、いち早く復旧が図られたところですが、国道143号、明通トンネル付近は、青木側開通後も筑北村側でしばらく通行できない状況が続きました。青木峠新トンネルの開通が期待されるところではありますが、開通後、弘法より西はどうなるのか心配する声も聞かれます。

新トンネル開通後は、国道から村道に格下げになるのではないか。そうした場合、今回のように国道であっても青木側と筑北側の開通の時期が10日以上も隔たったように、行政区によって対応が異なり、災害後は復旧工事さえされず廃道になるのではないか。明通トンネルを利用している自転車愛好家たちも少なからずいる。そうした利用者への配慮はどのようにしていくのかという声ですが、村のお考えをお聞かせください。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 今回のような143のようなトンネルが開通したところでは、県下の多くでは、地元の自治体が市町村道として管理するということが通例でありまして、既に県からはそういうことを見越して意向の打診をいただいているところでございます。村道としてしっかり管理していくことになります。

トンネル開通後も、今御質問の中にありましたように、生活道路として利用する方、あるいは山林の関係の利用の方もいらっしゃいます。今後、その後は村道に引き受けた後は、交通量も一定の量しか通らなくなるということを前提として、この道路の持つ特徴としての観光道路とか、あるいは自転車、オートバイ等のレースに使う等々、プラスの遺産、遺産というとちょっと語弊があるかもしれません、プラスの思考で活用できればというふうに思っております。

ただ、引き渡される前に、県でしっかり予防とか防災とか、そういうのをやっていただく ことを前提で引き受けるということにしていきたいというふうに思っております。

それから、今御質問にありましたように、143のトンネルのあけたところが遅くなって、 自治体によって差があるというお話でありましたけれども、これは松本建設事務所がやって おりますので、自治体の管理ではないということを御理解いただきたいと思います、今回の 場合ですね。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** 今の御答弁で、廃道の心配はないということで確認をしておいてよろ しいでしょうか。
- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** しっかり村道として管理してまいりたいと思っております。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) よろしくお願いします。

それでは、以上で1点目の質問を終え、2点目の質問に入りたいと思います。

誰一人取り残さない障害児教育のあり方をめぐって質問いたします。

障害児教育については、1年前の12月議会でも質問をいたしました。その際の村の答弁を 踏まえ、再び質問をいたします。

最初に、村内在住で保育園や小・中学校に通園、通学することができずに、村外の他の機関、教育施設、すなわち児童発達支援センターや各種障害児学校等に通園、通学されている障害のあるお子さん、あるいはそうした機関にさえ通園、通学できず、自宅で過ごされているお子さんは、村内にどれぐらいいるのでしょうか。そうしたお子さんの生活、教育状況はどのようであるのか、お話しください。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) では、お願いします。

上田養護学校に通っている高等部の生徒さんが2名、それから、小学部に通っているお子さんが1名、それから、いずみ園に通っている年長の幼児の方が1名、それから、蓮の音こども園に通っている年少の幼児の方が1名おられます。自宅に引きこもっている障害のあるお子さんはいないというふうに、私は認識しております。

どのお子さんも適宜、関係者で支援会議を行いまして、お子さんの成長を確認し、それから、保護者の支援を行っているところであります。近いところでお話しすると、入学、進学時には保健師、それから学校長、スクールカウンセラーや私自身も体験、それから見学に一緒に参加したり、支援会議を行ったりして、丁寧な対応を考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** ただいま御答弁をいただいたような状況にあるお子さんですが、保育 園就園年齢期を迎えたお子さんを青木村保育園に入園させることはできないものかというこ とを、1年前にお尋ねをいたしました。

村長の答弁では、村でそういう子供たちを育てるというのは理想であり、そういうことができればすばらしいことだ。しかし、医療について配慮をするということになると、今の青木村の状況では難しい。一人一人に必要な支援の方法を行政として今後考えていきたいというものでした。それから、1年、村長の言われる一人一人に必要な支援の方法はどのように考えられ、実践されてきたのでしょうか。

6月に議会アンケートを実施をいたしました。その中で次のようなアンケートが寄せられました。私の家には障害を持った子供がいます。祖母が心配して、知り合いの議員さん数名に、障害の子も生活しやすい整備をしてほしいとお願いしてくれました。熱心に話を聞いてくださる方もいましたが、その先はとまってしまいました。我が子は青木村の保育園に入れませんでした。詳しい理由はわかりませんが、薬を使用している関係上、看護師さんが常駐していないとならないということが一つの理由だったかと思います。3年後には小学校ですが、きっと青木小学校には通えません、養護学校に行くことになるんだと思います。青木村には発達支援の保育園や学校がありません。とても悲しいです。村の子供は村で育てるというスローガン的な言葉をよく耳にしますが、それは健常者の子だけなのでしょうか。

アンケートに記されたこの悲痛な叫びに、私は胸が締めつけられました。この叫びに議会人としての私は一体何をしてきたのか、何ができるのか。同時に、村政は何をしてきたのか、何ができるのか、問われるのではないでしょうか。この叫びに応える温かな答弁をお願いいたします。

〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。

○教育長(沓掛英明君) 考え方ですけれども、文部科学省のインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、報告というところに的確に書かれているので、ちょっとそこを読みたいと思います。

全ての子供が同じ場で教育を行おうとすることは、同じ場で学ぶという意味では平等であるが、実際に学習活動に参加できていなければ、子供には健全な発達や適切な教育の機会を平等に与えることにはならない。そのことが、将来、その子供が社会参加することを難しくする可能性があると言い切っております。この考え方が基本になるのではないかなというふうに思っています。

今お話がありましたお子さんについて、私のほうで今までずっと経過を見させていただい ている中で、蓮の音こども園に通園しているお子さんがおられますが、保護者の希望でいず み園から転園したとお聞きしております。今、蓮の音こども園やいずみ園に入ることが難し いという中で、保護者の希望で転園まで行えたということに、それは感謝しているわけであります。蓮の音こども園は、その専門性について言うと長野県というレベルでいっても抜群の存在であります。去る11月11日、一昨日にも、住民福祉課、蓮の音こども園、保護者で支援会議を行い、これまでの成長と今後の指導について話し合いを行ったとお聞きしているところであります。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) 1年前に同じ質問をしたとき、質問の後の休憩時間中に、教育長からは、当事者にしっかり寄り添っていくからと力強い言葉をいただきました。大変、私は感銘を受けました。その後、家庭訪問するなどして本人や御家族の様子をごらんになっていただけたでしょうか。寄り添うとは、まずもって当事者の状況をつぶさに捉え、願いを聞くことから始まるのではないでしょうか。当事者が勇気づけられる希望の持てる対応を、一層お願いするものです。

先ほどのアンケートでは、3年後には小学校ですが、きっと青木小学校には通えません、 養護学校に行くことになるんだと思いますという、半ば諦めの入った嘆きが記されています。 小学校でも、やはり医療行為を必要とするお子さんは入学できないのでしょうか。もちろん、 就学指導、就学相談の中で、他の障害児学校等に入学したほうが本人の発達にとって有効で あり、親御さんも納得し希望するのであれば、青木小学校入学に固執するものではありませ ん。しかし、親御さんが青木小学校入学を望んだとしたら、どうでしょう。門戸を開くだけ の用意はあるのか。また、どのような環境を整えれば門戸が開けるのか、教えていただきた いと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 今の話で言うと、医療的行為が必要なお子さんについての話でありますので、例えば看護師を配置するかという条件設定が先にあると、配置するといっても、あるいは逆に配置しないといっても、それはその子のニーズに的確に応えることにはならないというふうに思っています。ともすると保護者と対立する構図になってしまう。信頼関係が築けないことは、どちらにとっても最も不幸であると思っています。子供さんを中心に据えて考えてみたいというふうに思います。

今、議員もお話しされましたが、支援はその子の理解をもとに考えていくことになると思っています。例えば、自分が興味のある音楽やおもちゃなどを通して遊びの幅を広げること、 さらに、親しい人を仲立ちにしてコミュニケーションの幅を広げることというような、その 子供の理解があったとすると、それを踏まえて、最も適切な支援ができる環境を考えること になっていきます。

その子の教育的なニーズに合った的確な支援ができる高い専門性のある場で、気持ちの通 じる仲間と集団生活を通して生きる力を育てていくことが重要だと考えています。その場が どういう場であるか、保護者を交え、チームで検討するということになると考えております。

〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。

〇2番(坂井 弘君) 今お答えの中に敵対することというふうにお話がありましたけれども、 もちろんそれを両者が望んでいるわけではございません。敵対をせずに、そしてこの子にと ってどうなのかということをお互いに話し合う中で、よりよい方法を探っていただきたい、 そういう中で青木小学校ということを望んだときにどうなのかということを質問したわけで す。今後もよろしく御検討ください。

アンケートの記載はさらに続きます。青木村の一つのすばらしい特徴として、どんな子供にも優しい住みやすい村と言われる村にしてほしいと思います。発達支援に力を入れた保育園、子供の発達を促すリハビリ施設、障害のある子供の施設を、上田市や稲荷山まで行かなくても、ここ青木村でぜひつくっていただきたいと思います。

8月に児童発達支援施設たんとキッズあおきが開設されました。親御さんも家族の皆さんも大いに期待し、早速相談に行きました。週に1度でも通園できないか相談すると、ぜひ来てほしいというのが最初の答えだったそうです。ところが、後日、不許可となりました。看護師の配置がない中、医療行為の必要なお子さんは預かれないという理由だと思われます。

しかし、医療行為が必要な時間は限られています。四六時中必要なわけではありません。 看護師が常駐していなくても、近くの施設、例えばラポートあおきなどにいる看護師さんが 必要なときに出向くような体制がとれればどうなのでしょうか。法的に縛りがあるのだとす れば、その縛りを緩めるような対応はできないでしょうか。英知を絞り、障害がある子やそ の家族の願いにできるだけ応える対応を、ぜひ考えていただきたいと思います。お考えをお 聞かせください。

〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。

○教育長(沓掛英明君) まず、今も話しましたが、今行かれている蓮の音こども園は、最も専門性の高い指導を受けられる場所であります。感覚統合ができる設備も整っておりますが、そこへ行っているお子さんが、同じ児童発達支援施設であるたんとキッズあおきに行くということは、これは、気持ちはわかる、週に1度、青木の施設というのはわからないわけでも

ないんですが、それはその子が混乱することになるのではないかなというふうに実は考える ところであります。水曜日というふうにお聞きしていますが、水曜日は逆に訪問看護ができ るという日である。それをというのは、ちょっと話を聞いて考えたところであります。

さらに、医療的なケアが必要なお子さんがいる場合、常にやっぱり看護師さんが対応できる状態でないと、これは子供の命がかかわっているわけですので、ある一定時間いればいいんではないかということには、多分ならないだろうなというふうに思います。

〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。

○2番(坂井 弘君) 蓮の音学園に行っているからいいのかということですよね。家族の思いを聞いたことがおありでしょうか。どれぐらいその子のために家族の者たちが手をかけているのか、困難を来しているのか。だからこそ、村でせっかく開設したたんとキッズに何とか入れてもらえないか、そういう声が出てくるんです。そういう声に耳を傾けたとき、おのずと対応が違ってくるんではないでしょうか。医療行為、別に常駐しなくても、そういうことは法的にできないでしょうか。多分、その方法があるんだと私は思っています。御検討をぜひ前向きに、家族に寄り添う形でお願いしたいと思います。

青木保育園や青木小学校、中学校に通うことができないことで、同年代の子供たちと疎遠になってしまうことが懸念されます。青木村の子供でありながら、青木村の子供としての基盤が確立できずにいます。同年代の子供たちが、あれ、この子どこの子といぶかしがるような環境をつくってしまうことは、障害のある子にとっても周りに子たちにとっても不幸です。 互いが青木村のかけがいのない子供たち同士であることを自覚するためには、交流の機会を多く持つことが重要です。そのために、村として、あるいは保育園、小・中学校としてどのような方策をとられているのか、また、今後新たにどんな方策をとることが考えられるのか、具体的にお話しください。

〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。

○教育長(沓掛英明君) 先ほどいずみ園に通われているお子さんの入学について、養護学校と小学校での見学、体験を重ね、進路を決定していくようにしたということをお話ししました。私も小学校の校長も保健師も、一緒に参加をいたしました。都合6回ですね、本当に一年をかけて丁寧に相談をしたところであります。

その中で、現在は上田養護学校に進学する方向で検討しているところでありますが、小学校との交流を充実させることが大切であるというふうに考えておりまして、副学籍を導入しようと今、保護者や学校と相談をしているところであります。副学籍、副籍という言い方も

ありますが、本当の籍は養護学校にあるんだけれども、地域の小学校には副次的な籍を置き、 入学式に参加し、下駄箱や机や椅子も用意してもらい、適宜、交流教育も行うようにするも のということで、今、長野県では積極的に推奨している方向であります。将来、地域で生き るための地盤を築いておく、そういう狙いでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** 大変前向きな取り組みかというふうにお聞きをいたしましたが、年間 どれぐらいの交流日を設けることができるのでしょうか。また、今は小学校ということでしたけれども、保育園の時代にそうしたことは行われていないのでしょうか。
- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) これは、その人によって、子供さんによって、どのような交流をするかということはケースによって違うと思いますので、何回ということは言えないと思うんですが、入学式、それからいろんな行事関係は必ず招待することになると思いますし、そこは適宜考えていきたいと思います。

ただ、余りにも多ければいいかというと、逆に、例えば上田養護に入った子供が上田養護の教育課程で過ごしている場合、週の半分、小学校に行ったとなると、今度は上田養護学校の教育課程がおろそかになってしまうことがありますので、そこは本当に丁寧な進め方が必要だと思います。

それから、保育園との関係なんですが、こういうふうに実は思っております。障害児の保護者というのは、本当に深い悩みの中にあるというふうに思っております。障害を認めたくなくて病院を転々としたり、そういうことをする否認期と言われる段階や、混乱期と呼ばれる、自分を責めたり、周りを責めたりする時期があるというふうに言われています。その後、努力期、それから受容期が訪れると、一般的にはそういうふうに言われております。

そのような混乱期であるとか否認期のときは、周りで支援してくれる人たちが本当に必要で、さらに最も心が開けるのが、同じ障害を育てている保護者同士のつながりであるというふうに思っております。蓮の音こども園やいずみ園というのは、子供の指導と保護者支援では専門的な先生がそろっております。そして、保護者同士のつながりが持てるところでもあるため、まず、早期の療育を行い、さらにそこで同じ悩みを抱える保護者同士のつながりを持つことが重要だというふうに考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** いずれにしましても、子供たちが居場所がある、あの子どこの子とい

う形にならないような方策をとっていっていただきたいというふうに思います。

本年度から、6カ月から3歳児までと中学3年生のインフルエンザ予防接種に補助が出ることになりました。過日、住民福祉課からいただいた補助金交付要綱を見ると、そのほかに、循環器、呼吸器、消化器または腎臓もしくは免疫の機能に障害があり、これらのことにより1級の身体障害者手帳を所持する小児もしくは同等の症状を有すると認められる小児には、対象年齢を15歳までとする旨、うたわれています。

高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種については、広報あおき10、11月号、2度にわたり対象者について、①65歳以上、②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、または呼吸器の機能、並びにヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があることで1級の身体障害者手帳をお持ちの方、もしくは診断書等により同程度の障害があると認められる方と広報されています。

一方で、小児インフルエンザ予防接種の費用補助については、10月号で対象者を、①生後6カ月から3歳、②中学3年生と広報されているのみで、要綱にうたわれた障害のある子については一言も触れられていません。そればかりか、ホームページに至っては生後6カ月から3歳未満と記され、本年4月から12月の間に3歳に達した者は、助成対象であるにもかかわらず対象外と受け取れる表現になっています。

これらの点についてどのようにお考えか、お聞かせください。

- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小宮山俊樹君)** お答え申し上げます。

これらの障害をお持ちの小児の15歳までを対象とする規定は、仰せのとおり、広報、ホームページ等にはお示ししておりません。補助金交付要綱そのものが大変難解な文章でございますので、広報、ホームページ上では、対象とならない小児の保護者が誤解、勘違い等なさらないよう、なるべく簡潔な表現にとどめたところでございます。

また、これらに記載がなくても、障害をお持ちの小児の御家庭には別途通知を差し上げる つもりでおりましたので、あえて記載はいたしませんでした。

なお、議員さんのほうで御指摘のありましたホームページの記載の件でございますが、そのとおりでございますので、こちらのほうは修正させていただきます。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) 60から65歳未満の対象者については、誤解をするおそれはない、障害をお持ちの家庭は誤解するおそれがあるということでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **〇住民福祉課長(小宮山俊樹君)** 対象の御家庭には別途、通知を全員に差し上げますので、 難しい表現をする必要はなかったということでございます。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** 高齢者と差別化している理由は何ですか、広報の仕方で。
- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **〇住民福祉課長(小宮山俊樹君)** ですので、対象の方には通知は申し上げております。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) では、高齢者には通知をしないということですね。
- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小宮山俊樹君)** こちらのほうにつきましても、必要とあれば通知をしておりますけれども、通知をしなくても十分、対象の方にはその旨を承知することができるということでやらなかったというだけのことでございます。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** 理解に苦しみます。高齢者も通知している、個別に、障害者も通知している、で、広報は異なっている、これは理解ができるところではありません。

また、対象者でなくてもそのことを知ることは重要かと思います。ぜひ同様に広報を今後 していただきたいと思います。また、案内は別途ということでしたが、その案内は接種開始 期日の12月1日以前に対象者の手元に届けられたのでしょうか、お聞かせください。

- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小宮山俊樹君)** この点については、私どものほうの落ちの部分がございました。通常の方につきましては、10月初めに送っておりますが、障害をお持ちの小児につきましては11月になってからでございました。この点については、今後気をつけたいというふうに思います。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** 対象者が、そのために混乱をしたという事例を聞いております。やは り広報しなかったことがまずかったのではないでしょうか。

また、さらにもう一点、障害の程度1級に絞っている理由は何でしょうか。2級以上に拡 大するということはできないものでしょうか。

〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。

- ○住民福祉課長(小宮山俊樹君) 3歳から15歳の該当する障害をお持ちの小児につきましては、全員が1級を所持しております。2級以下の方はおりません。ですが、今後、2級以下の方、もしそういった方が出ましたら、その都度、協議をいたしますし、必要とあれば要綱のほうも改正いたします。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- 〇2番(坂井 弘君) わかりました。

障害者福祉は、社会発展のバロメーターだと言われます。高度に発達した社会では、障害者福祉もまた成熟したものとなります。青木村の自治体としての成熟度が、障害者、障害児に対する福祉政策にあらわれます。障害のある子に優しい、障害のある子が住みやすい青木村に少しでも近づけるよう、行政としての御尽力をお願いし、2点目の質問を終わります。

続いて、3点目の質問に移ります。

文化薫る村づくりに向けてと題し、質問いたします。

最初に、青木村が全国に誇れる村の文化にはどんなものがあるとお考えか、また、それら をどのように発信しているのか、お聞かせください。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 文化のことについてでございますけれども、青木村は御案内のとおり、 1,300年前に東山道が都から東北に抜ける、その官道が通っていたということから、歴史的 に見ても大変文化という点で受け入れる、いい環境にあったんではないかというふうに思っ ております。その面影を大法寺の三重塔あるいは大法寺全体に見ることができるわけであり ます。

いつの時代かは定かではございませんけれども、村内の小高い見晴らしのいい山の中腹というんですか、丘というんでしょうか、お月見堂というのがありまして、そこで満月をめでたり、歌をうたったり、お酒を飲んだりと、その歌というのが恋歌だそうでありまして、神社とか大法寺とかに飾ってあります。そういう風流な時代があったというのを祖母から聞きまして、ああ、青木村といいましょうか、この地域はすごかったんだなというふうに思っております。

誇れるものとして、義民太鼓でありますとか、各地域にまだ残っております固有の獅子舞、 ささら踊り、壁塗り踊りなどありますし、それを中学生がこまゆみ祭の際に踊ってくれてい ると、地域の方と交流しながら踊ってくれているという、大変これは誇るべきこと、うれし いことでございます。 ハード面では、歴史文化資料館あるいは民俗資料館、信州昆虫資料館、郷土美術館がありますし、来春春には、五島慶太未来創造館が完成するわけでありますので、そういったものを青木村の文化というふうに私は捉えております。

先日、五島慶太の生家の講演を東京都市大の勝又先生に講演をいただきました。その中で 先生は何回も青木村へ来られて古い建物を見る中で、例えば養蚕の部屋というんでしょうか、 蚕室というんでしょうか、そういうようなものも、それから神楽殿ですね、これは本当に建 築士を勉強する先生から見て、誇るべき青木村の文化ですよというのを講演の中でお聞かせ をいただき、うれしいことだなというふうに思っております。

後期基本計画の表紙にうたわれておりますように、いで湯と歴史・文化がかおる心の郷ということで、青木村の伝統ある文化を次世代にしっかり残していきたい、伝えていきたいというふうに思っております。

この伝え方は、青木村のPRするパンフレットだとか、各種のパンフレットだとか、そういうものを道の駅のみならず、さまざまな機会、例えば長泉町に行くとき、あるいは埼玉県の久喜市に産業祭で行くとき等々に持っていってPRしておりますし、上田の駅前にも観光所にはこういったものを置いてPRさせていただいております。

最近、先日もドローンで青木村の航空、上から見た青木村の紹介をされて、数日間にわたってテレビで紹介されておりましたけれども、そういうメディアを通して、マスメディアも通して、こういったものを伝えていく、PRしていく、青木村の文化として誇っていきたいというふうに思っております。

〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。

〇2番(坂井 弘君) ただいま村長から御紹介いただきましたような村の誇れる文化、これ については今後とも大切にし、発信をしていただきたいというふうに思います。

私は、ここで、青木村のさらなる文化の創造という観点から、3つの提案をしたいと思います。

まず、1点目は、青木村郷土美術館の活用という点です。

本年3月議会で郷土美術館の入場者数についてただしましたところ、平成3年の開館時には1万人を超える来館者があったものの、現在ではその5分の1、2,200人台までに落ち込み、年々減少する傾向にあることが報告されました。美術館では企画展や各種講座を開催し、魅力ある美術館づくりに御努力いただいているところですが、入場者数の推移の分析、今後の取り組みについて、お考えがありましたらお聞かせください。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 今、お話のように、最初は1万人を超えていたものが、減少しているということは事実であります。ここ数年見てみますと、平成29年度は2,281人、平成30年度は2,777人が入場しております。30年度は、米津福祐展の効果であると考えております。ここ数年で多かったのが、平成23年と24年に行った良寛展でありました。3,600人を超えている、そういう年であります。ここ数年の人数を見ても企画展の効果は大きいなというふうに考えておりますので、その工夫は必要なんだろうと思います。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) では、青木村郷土美術館のコンセプトは何でしょうか。展示作品群を 見ますと、青木村にゆかりのある作者、作品がコンセプトなのかなとも思いますが、明確に はなっていません。実のところはどうなのでしょう、教えてください。
- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。
- **〇教育長(沓掛英明君)** こういう小さな村が美術館を所有しているということ自体がすごいなというふうに、まず考えています。

美術館のコンセプトですが、平成29年の郷土美術館運営委員会に出された基本理念案がございます。その中では、郷土の文化向上の一翼を担い、その実現に向けて質の高い多様な活動を推進していくとなっております。今後も青木村の美術館として、地域の作品ですとか、地域由来の作家の作品を展示していくことが重要かなと考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) きょう、私はこの席に絵本を何冊か持ってまいりました。これは、「ぼうし」という題名の絵本です。この絵本の作者は誰か、皆さん、御存じでしょうか。この本も同じ作者です。「絵巻平家物語」の中の一冊です。これは「ひな」、そして「ひなとてんぐ」のシリーズです。いずれも当然御存じであろう、皆さんに御存じですかなどと問いかけるのは大変失礼なことと存じますが、これらの絵本は、青木村に在住し、青木村にあるアトリエで生まれた作品です。

日本のみならず世界絵本原画展でグランプリを受賞するなど、世界的な評価を得ている絵本作家、そして青木村に28年間住まわれ、生涯を閉じられた瀬川康男さんの作品です。ところが、青木小学校でこれらの絵本を子供たちに見せ、瀬川康男さんって知っていると問いかけても、知っていると答える子はクラスに一人いるかいないかです。

10月4日から12月15日の間、松川村にあるちひろ美術館で瀬川さんの企画展が開かれて

います。青木村図書館にも、道の駅にも、コンビニにも、チラシが置かれていました。企画 展は見事でした。作者と学芸員の思いが重なった空間が創造されていました。果たして青木 村の何人がこの企画展に足を運んだでしょうか。

瀬川さんは、2010年2月18日に亡くなりました。来年2月18日は没後ちょうど10年になります。青木村郷土美術館で企画展を開くべきときではないでしょうか。村の中には瀬川さんの作品を個人的に所蔵されていらっしゃる方も何人もいらっしゃると聞きます。そうした作品をお借りし、一堂に展示する企画も考えられるのではないでしょうか。

さらに言えば、郷土美術館のコンセプトを、青木村が育んだ絵本作家美術館にしてはどうでしょう。瀬川康男さんの作品に会える美術館として全国に発信すれば、来館者増につながる可能性が大きく開けます。

もうお一方、ここに別の絵本も持ってきました。「カガカガ」、そして「かえるの平家も のがたり」です。これらの絵本も、やはり青木村に在住され、青木村で筆をとられている絵 本画家、斎藤隆夫さんの作品です。

青木村ではすぐれた絵本画家を2人も輩出しています。郷土美術館のコンセプトを、青木村が生んだ絵本作家美術館、あるいは青木村が育んだ絵本作家美術館とすれば、発信力は一気に高まるのではないでしょうか。村のお考えをお聞かせください。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 今、お話を、いい話をお伺いしたなと思っています。どういうふうにしていくかということは、今お話ししたように、郷土美術館運営委員会がございますので、坂井文教委員長さん、当郷区長さん、美術館長、次長、教育長、教育長職務代理、社会教育委員長、大法寺の和尚さん含めて、つくっている委員会ですので、今受けた提言をしっかりここで検討させていただきたいと思います。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** よろしくお願いいたします。

2つ目の提案です。高齢者が気軽に集え、おしゃべりができる場所がほしい、高齢者の何人かからそうした声が上がっています。教育委員会と社会福祉協議会、それに道の駅あおきの後援を受け、先月11日に第1回、今月11日、一昨日になりますが、第2回のぷらっとあおきうたごえ喫茶が開かれました。

志を持った方々が実行委員会を立ち上げ、企画、運営をしたものです。午後のひと時、みんなで道の駅あおきのぷらっとホームに集い、懐メロやフォークソングを歌って楽しむ内容

ですが、1回目は43人、うち村民27人、2回目は54人、村民39人が集まりました。年配の皆さんがほとんどです。1時間半があっという間に過ぎ、参加者は一様に楽しかったと、にここので帰っていかれました。今後も毎月1回開く予定だといいます。

上田市芳田には、ふれあいサロンひなたぼっことよさとが1年前に開設されました。高齢者や認知症を患った方がボランティアでスタッフになり、コーヒーつきの日替わりランチをワンコインで提供するカフェです。10月31日付の信毎にも紹介されていました。先日、このカフェを訪ねてきました。平日にもかかわらず店は満席、ランチは完売していました。カフェの立ち上げには、地域のボランティア、JA、高齢者施設、地域包括支援センター、公民館、社会福祉協議会などの関係機関が集まり、検討を重ねてきたと言います。

青木村の町なかでも貸店舗として売り出されるようなところも出てきました。そうした既存の建物を村で借り上げるなどして、高齢者が集える場所にすることはできないでしょうか。高齢者の方々には、しめ縄づくりやわら馬づくりなど、伝統的なわら細工のわざを持った方もいらっしゃいます。そうしたわざを生かし、高齢者が集いながら工芸作品を生み出す、そこに子供たちも顔を出すことができれば、わざを伝承することもできます。

そんな場所が村の中に今求められているように思います。大型事業も一区切りがつき、こうした福祉、文化政策により一層これまで以上に軸足を置いた行政運営を進めるべきときではないでしょうか。村のお考えをお聞かせください。

〇議長(宮下壽章君) 北村村長。

○村長(北村政夫君) 高齢者の知恵あるいは伝統を生かした交流の場の確保についてでありますけれども、長野県の平均年齢あるいは健康寿命が全国でも1位から3位の間にランクされている、そういった要因の一つに、身体的な健康のほかに社会参加、いわゆる県民が生きがいを持っている、青木村もしかりというふうに思っておりますけれども、そういうものが大きく寄与しています。

人生100年、100歳時代と、こういう中でありますので、元気で活躍できる中高年あるい は高齢者の皆さんの場というのは必要だというふうにも思っておりますし、さらに健康寿命 の延伸のためにも、そういうようなことは、今、坂井議員がおっしゃったようなことは必要 であろうというふうに思っております。

今、高齢者の知恵と経験を生かす場としてシルバー人材センターへの参画だとか、ボランティアの会に入った行動、それから地域支え合いの会、高齢者クラブ等々がありまして、同世代の交流というようなことを各地区、各場によって違いはありますけれども、ある程度つ

ながりを持って大切に行われているというふうに思います。ただ、昔と比べてどうかという と、大変そういうものは、これはいろいろ社会的な現象の一つだろうと思いますけれども、 希薄にはなってきております。

あと、食生活改善推進員会の皆さんでも、こういった乳幼児の健診だとか、あるいは男性の料理教室、こういうことと関連して活躍もいただいているところでございます。それから、もう一つは、小・中学校あるいは水曜クラブ等々で、村民の高齢の皆さんの参画もいただいております。

場所なんですけれども、青木村には各地区に公民館がありますし、例えば当郷の第2で言えば、日向に立派な組合の建物があるわけでありますから、こういったものを利用されてはどうかなというふうに思います。私は、埼玉の人口密集地帯におりましたけれども、場所をとるのが皆さんは大変なんですよ、くじ引きでとっています。そういう点からみると、青木村はもうあり余るほどたくさんの館があるわけでありますので、館としてはそういうものを活用していただきたいというふうに思います。

ただ、今、坂井議員のおっしゃっていたのを聞いて、これも運営する人とか、あるいは運営する団体とか、そういうものがいま一つないので、今質問にありましたようなことが実現していないのかなというふうに思います。行政も旗を振りますけれども、今言いましたような支え合い会とか、区とか、ボランティアの会とか、そういう皆さんとも連携しながら、あるいは社会福祉協議会が事務局になる部分もあるでしょうし、行政が後ろから支援するのも、前から手を引くのもあるでしょうけれども、そういうようなことをやりまして、今の高齢者の知恵あるいは伝統を生かす交流の場を確保していきたいというふうに思っております。

〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。

〇2番(坂井 弘君) 運営する者たちの大切さといいますか、そういう方が出てきてくださることが一番いいわけですが、そんな点では、先ほど紹介したうたごえ喫茶などもその一つの例かと思います。そうしたものと、一方でまた村の協力も重ねてお願いするところであります。よろしくお願いします。

3つ目の提案です。

まず、公文書の取り扱いについて、質問します。

国会では、桜を見る会が安倍首相や内閣府、自民党議員などに私物化され、前夜祭の運営をめぐっては公職選挙法や政治資金規制法に抵触する疑いがあることが問題になりました。 しかし、その証拠となる招待者名簿は処分され、闇に葬られました。こうした国民を欺く手 法に、怒りが沸騰しています。

青木村の行政にかかわる公文書はどうなのでしょう。適切に保管されているものと思いますが、その様子、どういう基準で管理され、どれぐらいの期間、どこにどのように保管されているのか、実情をお話しください。

- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 役場の公文書の管理につきましては、文書取扱規程に基づきまして、保存年限も、それぞれ永年保存、それから10年、5年、3年、1年というような保存区分に分けられております。文書の性質によりまして、それぞれ担当課ごとに保存、または廃棄等の管理を行っているところでございます。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) 保存場所はどこでしょうか。
- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 保存場所につきましては、地下に集中管理書庫がございます。だから、長期保存するようなものにつきましては、その集中管理書庫、当然、施錠されるといいますか、誰もが村民の方が例えば自由に入れるとか、そういうようなところではないところに保存しています。

また、事務室内に保存、キャビネット等で保存されているものもございますが、重要書類、個人情報等が記載されているものについては施錠されるもの、鍵のかかるところに保存をしている、保管をしているという状況でございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) 地下室で水害のおそれはないでしょうか。先日、千曲市に行った折、水害の後ですが、行った折、水が地下へ入っちゃって、地下へ置いたものが全部だめになったと、そういうものを見てきているんですけれども、その点は大丈夫でしょうか。
- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 青木村、一応、地下という表現をしておりますけれども、一方ではグラウンドといいますか、レベルが1階のレベルと地下のレベル、地下のレベルにも、一段下がってはいますけれども、排水とか、そういうことは配慮された構造になっておりますので、そこに水がたまって出ていかないというようなことはないというふうに認識しております。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。

○2番(坂井 弘君) 続いて、古文書管理はどうなっているでしょうか。

青木村には、今どのような古文書がどれぐらい残され、どこでどのように保管されている のでしょう。この点についても御説明ください。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 現在、文化会館の3階に収蔵されております。3つ大きく分かれています。

まず、古文書についてですが、9軒の家から寄託された古文書が収蔵されております。内容は2冊の目録にまとめられておりまして、調査をする場合はその目録に沿って調査できる体制は整っていると思っています。その資料は、昭和27年に上田小県史編成時に集めた資料や、その後、専修大学のセミナーが来られて調査をした、それから村内の重要と思われる資料をその時々の郷土史家が集めてきて収蔵したものであります。ただし、寄託に対して許可が得られないお宅もありましたので、そういうお宅は主にコピーということで集めてある資料もございます。

それから、2つ目は、村史、平成6年刊行の村史の資料は、そっくり収蔵してございます。 それから、もう一つは、古文書の類だと思うんですが、役場が改築されたときに重要と思 われる書類を、一括ここに収蔵してございますので、その3つの文書が3階にございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** 文化会館3階に収蔵されているというお話でしたけれども、それらの 古文書は村民が求めれば閲覧できるような形になっているんでしょうか。

また、目録は整備されているのでしょうか。

管理保存のための条例は整備されているのでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 先ほど申しましたように、古文書は2冊の目録にまとめてありまして、そして封筒に丁寧に保管されていますので、調査をするということは可能だと思います。ただし、調査をするとなると、プライバシー保護という立場から、こちらで少し事前に調査をさせてもらうということは必要になってくるかと思います。

条例については、ちょっと今ここではわかりませんので、すみません、後日お答えします。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** それでは、村民が、これこれこういうのを見たいということをあらか じめ申告しておけば、数日後には見せていただけるということでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) その目録にある中であれば、可能だと思います。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- 〇2番(坂井 弘君) 2006年、平成18年7月、上田・東御・小県地域史連絡協議会から、 上田市長、東御市長、長和町長、そして青木村長宛てに、文書資料館建設陳情書が提出され ております。2010年、平成22年8月には、東御市長、市議会議長並びに上田市長、市議会 議長宛てに請願が提出され、採択されました。2016年11月には、長和町議会に請願が提出 され、同様に採択されています。一昨年、2017年2月には、再び青木村長宛てに、公文書、 古文書などの資料活用体制の確立を求める要望が出されています。

こうした一連の動きを受け、昨年2018年4月4日に東御市文書館が開館をいたしました。 本年4月1日、長和町文書館開館、9月1日、上田市公文書館開館、上小地域で残すところ 青木村だけとなりました。

1987年に制定された公文書館法第5条第2項には、地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならないとされています。公文書並びに歴史的価値の高い古文書の散逸を避け、閲覧に供することができる、そういった文書館を青木村として責任をもって設置すべきときではないでしょうか。新たに箱物をつくるには、相当な困難が予想されます。既存の施設を利用し、その一角を文書館として整備することも現実的な選択肢かと思います。村のお考えをお聞かせください。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) 現在は、大量に収蔵されている古文書について、前はお亡くなりになった北村典子さんに、現在は永川先生に依頼をして、古文書を翻刻してもらっています。翻刻というのは、古文書を現在の漢字にしてコンピューターに打ち込んでもらっているという、そういう作業であります。古文書は、ほとんどの人は、私は読めないと、読めないため、かなりこれは現在の漢字にするということは重要な仕事だと考えています。現在、週に1日、文化会館の3階に来ていただいて翻刻を進めていただいているという状態であります。

この仕事が進んでくれば、検索機能が使えるんじゃないかなと考えておりますが、ただし、 そんな一斉にできる仕事ではないため、いつまでに完成とは今のところは言いがたい、保存 に向けて青木村としてできる努力はしているというふうに考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) 文書館を設置していく、そういう計画はございませんか。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) これは今後の検討になると思いますが、今ここでどうこうするということはないというふうに思っていますし、この前、上田の丸子にある古文書館も見学してきましたけれども、4人の方がおられて、ずっとそこに待機しておられるというのはすごいなというふうに思いました。

青木でできればいいんだけれども、そうそう簡単ではないなというふうに思いましたし、 文化会館の3階には、今お話ししたように本当にかなりのものが収蔵されていますので、と りあえずの散逸は防げるというふうに考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** 繰り返しになりますが、上田・東御・小県地域史連絡協議会から各市 町村に何回にもわたって要望が出されており、青木村にも要望が出されているかと思います。 そうした要望に対しても青木村だけが今残ってしまっているという状況の中で、早急に文書 館の設置を検討していただきたいというふうに思います。

私の近隣では、これまで江戸、明治から続く幾つかの講が行われていました。伊勢講、戸隠講、豊受講といった類です。しかし、時代の趨勢の中、こうした講もだんだんと取りやめられるようになっています。戸隠講は、私が村に戻ってきた30年前には既に閉講していたように思います。伊勢講も数年前に閉じられました。残っていた豊受講も、本年秋をもって閉講することになりました。その際、持ち上がったのは、講の中で代々受け継がれてきた文書です。こうしたものを個人が管理するのはいかがなものかということになり、教育委員会に預けようと話がまとまりました。

こうした古文書もまた、文書館が整備されれば適切に保管されるのではないでしょうか。 既に消失してしまった文書も数多くあると聞きます。散逸し藻くずとなる前に、文書館を設置し適切な文書管理を行うことは、待ったなしの課題かと思います。一日も早く設置条例を定め、文書館を開館するよう求め、時間になりましたので、以上3点にわたりました私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(宮下壽章君) 2番、坂井弘議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩とし、再開は1時から再開の予定ですが、よろしくお願いします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長(宮下壽章君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

- ○議長(宮下壽章君) 先ほどの坂井議員の質問に対し、沓掛教育長より答弁があります。
 沓掛教育長。
- ○教育長(沓掛英明君) お願いします。

先ほどの条例についての御質問について、回答申し上げます。

青木村には、青木村文化財保護条例というのがございまして、その2条に、この条例の文化財とはというところに古文書が含まれております。そして、3条の2に、文化財の所有者、その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともにできるだけこれを公開する等、その文化的活用に努めなければならないとありますので、現在これにのっとって動いておるところであります。

なお、上田市については、上田市公文書館条例みたいのがございまして、このような条例 は青木村にはございません。

◇松澤正登君

○議長(宮下壽章君) 続きまして、3番、松澤正登議員の登壇を願います。
松澤議員。

[3番 松澤正登君 登壇]

○3番(松澤正登君) それでは、議席ナンバー3番、松澤正登でございます。

通告に従いまして質問いたしますので、村長初め、関係課長さんからの答弁をよろしくお 願いいたします。

私からは、3点にわたって質問させていただきます。

最初に、村の防災、減災についてでございますけれども、先ほどから2議員からも細かい 項目等の質問がされております。私と重複するような質問もあるわけでございますが、先ほ どの質問のほか、補足とかいろんな、また新しいお話がありましたら聞かせいただきたいな と、こんなふうにお願いをしたいと思います。

それでは、一番初めの村の防災、減災についてでございます。

10月12日、静岡伊豆半島に上陸し関東を縦断した台風19号によって、各地に甚大な被害が出てから、間もなく2カ月になるわけであります、過ぎましたけれども。長野県内では千曲川流域を中心に浸水によって全壊や半壊など、住宅被害が8,000世帯以上に上っており、今でも大勢の方が避難生活を余儀なくされております。衷心より、亡くなられた方々、また御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復興を祈願するものであります。

さて、ある記者が台風19号のこの取材で、まさか千曲川から水があふれ出るなんてという 言葉を何度も耳にしたそうであります。今回の台風で各地の堤防決壊など河川の氾濫が発生、 家屋の浸水や道路、橋梁の崩落現場を目の当たりにし、まさかに備えた防災、減災対策の重 要性を改めて痛感しているところであります。

そこで、質問をさせていただきます。

まず、停電時の対応についてでございます。

今回、台風により青木村でも多くの地域で停電になりました。停電をした地域は、大勢の 人が不安と不便を長時間にわたり感じたようであります。一部地域では、復旧が早まったの で助かったとの声が出たことは、村長初め、村職員の強い対応があったと聞いて、努力に感 謝をするところであります。

停電すると、先ほども話が出ておりましたけれども、現況は情報端末、電話、ときには家電器などの伝達経路がとまり、一切の情報が入らない状況になります。特に、高齢世帯、高齢者ひとり暮らし世帯には、時間的に暗くなる時刻でもあり、広報車などの声も雨、そのほか聞こえず、また、いつ復旧するのかもわからず、不安な夜を余儀なくされた様子をお聞きしました。

ここでお聞きしたいと思います。

村は停電した地域の掌握と対応、そして、今後の課題と対応等につきまして、お聞きをまずしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** 今回の台風の風雨によりまして、村内に停電が起きてしまいました。 結果として、大変御不便をおかけいたしたわけであります。こういった場合の電気、ライフ

ラインの最たるものの一つであるというふうに思っております。

御質問の停電した区域の掌握というのは、実は私どもはここにいて画面を見てわかるというわけではないんです。私も参加して手分けをして、どこの区域が今停電しているかという、公共施設の管理も含めてありますけれども、そこに広報車を出さなければならないというようなことがありまして、その情報をポイントで電話して、この区域は何時ぐらいから停電している、何時ぐらいに直ったというのは電話でないとわからないという状況でございました。そんなこともありまして、電力会社とは協定を既に2018年12月19日に締結しておりまして、青木村と中部電力株式会社の災害時における相互協定というのを結んでおります。連絡体制の確立、相互協力、敷地施設の提供、情報管理の徹底等をやっております。この情報のやりとり、電力会社とのやりとりなんですけれども、ほかにはなかなか電話、民間の方々、村民の方々、県民の皆さんは、その電力会社にこの電話使えませんけれども、行政側に与えられた電話回線がありまして、番号がありまして、それを使ってやり取りをさせていただきました。ほかの自治体とも話をしたんですけれども、やっぱりこういうようなものがあってよかったという話と、そこを通じていろいろやり取りができたということは、そういう中ではヒットだったなというふうに、相互協定を結んでおいてよかったなというふうに思っております。

今回の停電の大きいものは、後で反省し、上田の営業所の所長さん等が来られましていろいる情報交換する中で、倒木によるものが大部分だったということであります。したがいまして、日ごろから倒木の管理については、あるいは倒木しそうな管理、あるいは枝については、パトロールを電力会社にお願いするとともに、私どももそういったことを、村民の皆さんの情報をいただきながら電力会社に伝えていくということが大切であるというふうに思っております。

それから、私どもの備品としてあるものは、発電機、投光器は各自治会、各区に、11区にあるわけでございますし、それから村として、役場として持っているのが5台、発電機あり、投光器が3台あります。それから、今回の台風では、県から大型の発電機を借りまして、旅館にお貸ししたというような状況であります。

今後の課題といたしましては、前、お二人の議員さんにも御答弁申し上げましたように、 情報の伝達をこちらから村民の方にどういう方法がいいのか、いろいろあるわけで、長所、 短所があるわけですけれども、青木村の現状に合った効果の出るものをなるべく早く備えつ けられるような、しかもダブルでできるような方法を考えてまいりたいと思っております。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) 私も地域、またある区等に行って一番したのは、やっぱり高齢者への対応だとか、それからひとり暮らしだとか、そういうところがなかなか、高齢者というのはなかなか情報といっても有線とか端末があれば、情報端末があれば頼りにしているというのが結構、大勢いるんじゃないかと。なかなか最新の機器を使って情報を得ようというのは、なかなか難しいなと。そういうところをもう一度、御検討いただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

次に移ります。次に、区と消防団との連携についてでございます。

今回の台風で、消防団は仕事も休み、早くから台風への対応に使命を感じて果敢に対応していただいたことに、感謝をするところであります。現状、消防団は2分団制になり、各区にも分団から部になり、少人数にもなりました。聞いたところによると、区と消防団が情報の収集面においてそれぞれの責任と任務を自覚する行動をとる中、いまいち連携がとれなかったり、とりづらかったりする面が出たと。一時的ではあったようでありますけれども、ばらばらな対応になったところがあるようでございます。

そこでお聞きをしたいと思います。区と区長と消防団との連携、伝達はどのようにされて いたのか、今後の課題はあったのかをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。
- ○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) 今回の災害時における消防団と区長さん方、区との連携というお話でございますが、先ほどお話にありましたとおり、団員数の減少等ございまして、今現在、2分団制となりました。それによりまして、従来のように各地区の公民館に必要な人員を待機させるということが不可能になってきていますので、今回の対応としましては、村の対策本部の中に消防団の本部も一緒に開設していただいたという形をとっています。

村と消防団連携して対応させていただいたということでございますけれども、各地区の区長さんからの要望等がつながりにくいという部分ですが、直接、消防団の皆さんと連絡をとっていただいたケースもあろうかと思いますが、対策本部のほうに入った情報についてはそのまま共有することができておりましたので、消防団員と、それから村の職員とそれぞれ役割を分担する中で対応に当たっていたというのが現状でございます。

ですから、これからもそうかと思いますが、まず対策本部のほうに相談をかけていただくと、消防団とも連携がすぐとれるという体制であったかと思います。内容的に区長さん方に

伝わりにくかった部分もあろうかと思いますので、今後そういった意思統一については課題 かと思いますが、よろしくお願いします。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) わかりました。ぜひその辺もスムーズな伝達等ができるように御検討をお願いをしたいと思います。

次に進めさせていただきます。避難と福祉避難所についてでございます。

今回の台風で村でも警戒レベル3から5まで出たというケースは、初めてじゃないかと思います。避難するか、どこに避難するか、これは村民のそれぞれの判断があったのかとも思いますけれども、青木村では幸いにして大災害はなかったものの、私は過去の昭和34災、36災で裏山に逃げた経験もございます。

ある新聞記事に載っておりましたけれども、避難所に行くことは心理的に非常にハードルが高い、さらに大丈夫だろうという正常性バイアスも働いてしまう。隣近所で避難しようと声をかけ合うことが大切です。誰かが背中を押してくれると、逃げる判断がしやすくなりますとありました。私も地元地域ではありましたけれども、高齢者世帯、障害を持っている世帯、ひとり暮らしの世帯などを中心に声をかけてまいりました。そんな中でお聞きをしたいと思います。

村では、積極的に地域支え合い活動、ハザードマップの確認指導、また、マイタイムラインづくりなどの活動が大切と考え、積極的に進められていると思いますけれども、改めて今後のお考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 今、議員さんおっしゃるとおり、自助、共助の観点からも、このところ、もうずっと各地区に地区防災マップの作成等についてお願いをしているところでございます。今、お話に出ましたマイタイムライン、これ、自分が実際にそのときにどういうふうに動くのかというようなことをあらかじめ確認しておくということも、大切な一つであると認識しています。

マイタイムラインについては、今、地区防災マップの作成を各地区順次行っていただいているわけですけれども、そこに用紙を一緒に印刷するようなことをして、防災マップと一緒にマイタイムラインというようなものを確認できるような仕組みができればというようなことで、今考えているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、やっぱり自助、共助という観点からも、この防災マップの

作成みたいなことがとても今後大事になってくるというふうに認識をしております。区長会等でもお願いをしているところですけれども、今後も全ての地区で取り組みができますようにお願いしてまいりたいというふうに考えてございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- O3番(松澤正登君) ありがとうございました。

引き続きまして、避難に当たって大勢が避難されたということの中の数字的な話もございましたけれども、福祉避難所の整備というのが指示されるように求められていると思いますけれども、青木村では指定されたところはどこなのでしょうか。また、今回の台風では、対応はその中で十分な対応ができたのか、お伺いをしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- 〇住民福祉課長(小宮山俊樹君) お答え申し上げます。

青木村で福祉避難所として指定したところは、今現在ございません。この避難所は、主に介護、福祉、医療施設等が対象になろうかと思いますが、事前に村と協定を結んでおくことが必要となります。協定は、受け入れ可能な人数、金銭補償等をあらかじめ定めておいて、その範囲内で指定施設に収容をお願いするものでございます。

今回、災害では、村の保健センターを高齢者、障害者優先の避難所として開放したわけです。保健センターを福祉避難所として指定することも可能ではということになってはおりますが、その災害のときには特に指定とはしませんでした。実質的には、福祉避難所として機能したものと思っているところでございます。

また、一般の避難所に対して二次的な避難所の位置づけでございますので、福祉避難所に対象者が直接避難を求めるのではなく、村が対象となる者の要望を受け、その方に必要とされるサービスの提供ができる施設を紹介する手はずとなります。施設は、電源、それから水等の確保ができる施設、また常時、人が在住している施設が望ましいということもございますので、おのずとその対象となる施設は限られてくるかと思います。

村としても福祉避難所の指定は検討してまいりたいと考えておりますが、この点につきましては相手もございますので、この場でお約束ということではなく、まず協定に向けた協議をして、その結果をまた改めて御報告申し上げられたらというように思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) ありがとうございました。

次に進めさせていただきます。炊き出しと非常食について、今度はお伺いしたいと思います。

今回の台風で各指定された避難所に、今まででかつてない人が避難をいたしました。事前の報道もありましたが、役場からの情報伝達も大いに関心を持って、住民が自分の身を守る行動に出たからだと、こんなふうに解釈をしております。

そういう中で、避難所の人数は施設により違いましたが、夕食時と重なり、各施設とも何らかの戸惑いがあったのではないかと思います。現在、炊き出し作業も難しい時代と聞いておりますけれども、災害が広範囲に及べば、コンビニでは間に合わない場合が出てくるのではないかと推測されます。現在、炊き出し等の技術は、青木村日赤奉仕団が明るいところですし、それから機材も準備されていると。また、知識を持っており、定期的にメンバーで講習会を開いていると聞いております。

そこで、お聞きをしたいと思いますけれども、各地域でも一定の奉仕団員が必要ではないかと感じたところであります。また、現在、村では、日赤奉仕団は村の援助はなくて自己運営でやっているというふうにも聞いておりまして、村からの支援というものができるのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- 〇住民福祉課長(小宮山俊樹君) お答え申し上げます。

日赤奉仕団に対する村からの補助は、おっしゃるとおり、直接は出ておりません。しかし、 社会福祉協議会のほうからは年間11万円ほど助成金のほうが出ているところでございます。

また、活動に際し発生した費用、炊き出し時の材料代、それから燃料代等は、その発生の 都度、村のほうで支出させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願 いいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- **〇3番(松澤正登君)** はい、わかりました。

引き続きまして、非常食があるわけですけれども、今回も各区ごとにそれぞれ工夫はされているようでございますけれども、非常食について一定量を各区にも備蓄も必要ではないかと、こんなふうに思ったわけでございます。そういう中で、現在の村の状況と今後について、お聞きをしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。
- **○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君)** 炊き出しとは別に非常食の備

蓄というお話でございますけれども、過去には、各地区といいますか、役場から遠隔になる 地区については、一部、災害用の水と、それから非常食になるものを置かせていただいた時 期もありますけれども、やはり期限的なものの管理ですとか、置いておく場所についてもち ょっと確保が難しいような現状もありまして、現在は村で役場庁舎内と、それから防災倉庫 に分けて保管をしてございます。

現在、大体、品数でいくとかなりな数になるんですが、食数でいくと約1,000食分ぐらいを保管しておる状況でございますけれども、今回も一部使っているわけですが、先ほど、きょう午前中の質問の中でも若干出たところですけれども、呼びかけの中で一時的な食料については持参していただくようなお話で呼びかけを行ったところ、各地区では直接炊き出しは行わずに済んだというような状況もございます。

それから、文化会館等につきましては、やはり全然持参しなかった方もいらっしゃったということの中で村から食料のほうも出したりしておりますが、消防団員の対応も含めて、日 赤奉仕団の皆さんにも炊き出しを行っていただいています。

今後の方向としても、相当数の確保については検討していかなければいけませんが、保存する場所については、今後また課題となる部分でもありまして、そのときの災害の状況等想定する中で検討が必要かと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) 今御説明いただいた中で1,000食ほど用意されていると、こういうお話ですけれども、実質、今回の災害でこれを利用したというのは、どこだとか、要望があったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。
- ○議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。
- ○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) 実際に出したものについては、本当に非常食というものとは別に、村のほうで手当てして買いつけたカップラーメンとか、非常食的パンとか、そういったものを提供しておりまして、非常食として保管した部分については出してはございません、外には。
- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) うちの状況を言ったらこれは失礼なんですけれども、若干、私もちょうど役場の職員の皆さんが来たときに、食事は用意されるんですかと言ったらば、それはできませんというようなお話で、そういう中で、区もそれじゃというような中で区の予算の中からある程度準備したと、そして対応したということで、なかなか避難してくるというとな

かなか、食事とかそういうものを用意しろという、そういう指示はあったと思うんですけれども。

なかなか雨が降っていたり、天候状況が危なかったり、そういう中でなかなかどこまで持っていくのか。また、大勢が避難すれば、その辺のプライバシーの問題とかそういうのが出てくると思うんですけれども、できれば村のほうである程度、非常食があれば、そこですぐ対応ができると。こんなふうに感じるわけですけれども、これからも検討いただいて、ある程度、もし非常食が最小限でもいいですけれども、あればそこで対応ができると、こんなふうに感じますので、また御検討をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。
- ○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) 青木村に限らず、防災の教室ですとか、そういったところに参加しますと、村の防災計画の中でもうたってはいますが、日常的にある程度の準備は地域住民の方個々でも行っていただくように周知徹底していきましょうということがあります。全て非常食等が完備された場所に避難できるとも限りませんので、やっぱり自分たちで自分の身を守るという部分も含めて、非常食とは言いませんが、すぐに持ち出せるような形のものも、常時若干は置いておくということも、これから住民の方にもお願いしていかなければならないところだと思います。

長期にわたった場合等につきましては、今現在いろんな協定も結んでおりまして、物資を 調達すること等も検討してございまして、その辺についてもさらに改善をしていきたいと思 っています。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) 両面にわたりまして検討いただいて、お願いをしたいと思います。 次に移らさせていただきます。次に、避難所の備品についてでございます。

今回の台風で村の対応は、レベル3対応で、避難する方は、毛布、食料等を持参、それから危険のない範囲で御持参くださいというような呼びかけをしていただきました。避難レベル3は、避難に時間を要する人、御高齢の方、障害のある方、乳幼児等が該当するわけですけれども、ときの天候状況にもよりますけれども、なかなか判断と準備が難しいと、こんなふうに感じます。また、体に障害を持っている方への指示としてはどうかなと、こんなような感じもしたところでございます。

現在、公民館へは、前回の質問にも出ておりましたけれども、保管をする関係上、布団一式は区によっては2組ぐらいが配置されているわけでございます。避難の人数にもよります

けれども、毛布等が多く必要と感じたわけでございます。

そういう中でお聞きをしたいと思いますけれども、備蓄されている布団ですとか毛布等の 量は、どのぐらい保管されているのか。今回の災害等踏まえて、今後の考えはお持ちなのか、 お聞きをしたいと思います。

〇議長(宮下壽章君) 北村村長。

○村長(北村政夫君) 災害の性質とか時期とかによりますけれども、今までは自分が3日間生き延びるように、水、食料、それから常備薬、そういったものをちゃんとというお話でありましたけれども、最近は、東日本大震災以降は5日間、自分で生き延びるものを確保して、常に持っていってくださいというふうに言われております。

今回、子安、長野市の状況なんか見ますと、やっぱり薬ですね。特に、お年寄りは、常に 血圧の関係とか薬を飲んで、半日単位、あるいは1日単位で飲む薬は、これ、忘れずに持っ ていくような、そんなことを強く新聞等で私も読んで、反省といいましょうか、これはPR していかなければいけないことだなというふうに思っております。

前、お二人の議員さんにも答弁申し上げましたように、自主防災組織、あるいは自分の身は自分で守るという中に、そういったものをぜひ自分でも生き延びる算段を、すべを今後お願いしていきたいというふうに思っております。

非常食の話、出ましたけれども、非常食は本当に最後の非常食だと思うんです。ですから、今回手をつけなかったのは、コンビニとか炊き出しで間に合うようなものは、それで間に合わせると。その次どうなるかわからないわけですから、それは本当にそういうものができないときにその非常食を使うという考え方のもとに、今回は特にそれに手をつけずに、その後のことがよくわからないわけですから、とりあえず間に合うもので間に合わせたということです。

布団等は、各地区にはそれだけしかお渡ししてないんですけれども、キャンプ場でありますとか、それから当郷の交流センターとか、文化会館とか、一定程度まとまったものがありますので、今回もキャンプ場から早目に大量に毛布等はおろしました。そういうようなことで、お配りをするようなことを考えていきたいというふうに思っております。

ですから、繰り返しになりますけれども、各区の自主防災組織の中でも御議論いただいて、 必要なものについては、ある程度、倉庫の容量にもよるかもしれませんけれども、そんなこ とも御議論いただきながら、保管のほうもお願いしていきたいというふうに考えております。

〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。

○3番(松澤正登君) ありがとうございました。

私も持っておりますけれども、こういった災害レベル5ぐらいまで出る災害というのは、 そうは青木村はないと思いますけれども、こういったことでかなり住民の意識というか、そ ういうものが高まったんだなというふうにも感じておりますし、今、村長さんがおっしゃら れるように、今後の自助のそういった準備がこれからできていくのかなと、こんなふうにも 感じておりますけれども、またよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。次は、水位情報についてでございます。

先ほども坂井議員からもちょっと話がございましたが、水位情報を入手するには、現在の浦野川にかかっております県の水位計のみだと思います。河川水位や知りたい情報がわかるのは多分、今、私が思っているのは、余り村からも聞かなかったんですけれども、青木橋と夫神橋に設置されているのは水位計ではないかと、こんなふうに認識しているわけですけれども、ああいった機が、どこにデータが送られて監視しているのか。また、もし水位計だとすれば、今回の台風の状況等からしても、これからの台風としても、上流河川にも設置の考えはあるのか、お聞きをしたいと思います。

〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 水位計の関係でございます。

現在、青木村が対象となる水位計は、以前から、浦野川の今お話がありました殿戸の下流域にある水位計がございます。これは、長野県の河川砂防情報ステーションで管理している 1基ということでございます。

また、本年、青木橋及び夫神橋の2カ所に新たに設置された危機管理型水位計が2基の、 青木村は3基ということになります。この危機管理型2基つけた危機管理型水位計の情報は、 国土交通省のホームページで確認ができるようになってございますので、ホームページを見 ていただければ状況がわかります。

ただ、この水位計は超音波式のセンサーで水位を測定しておりまして、通常の水位の際は 1日1回程度の観測になってございます。水位が上昇し、ある程度、水位が危険区域になっ てきますと、監視モードに変わりまして、そうしますと10分間隔でそこが表示、観測地が表 示されまして、インターネットも閲覧できますので、村でも必要に応じて常に見られる状態 になってございます。

また、災害時におきましては、砂防ステーション、殿戸にありますものについての情報に つきましても、こちらでも情報は確認できますが、県からも情報が来るような状況でござい ます。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) ちょっと私、聞き洩らしましたけれども、今どことどこに、3カ所と言いましたが、もう一カ所、どこにあるんですか。
- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 3カ所と言いますが、以前からつけていた殿戸を1カ 所と見まして、あと2カ所ということでございます。
- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) はい、わかりました。

そういった中で、どうしても我々重視するのは、当然、川の水位というのが非常に気になるわけですけれども、今もちょっと質問しましたけれども、これから上流につけるとか、ほかに増設するような考えはあるんですか。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 水位計につきましては、やはり上流部ですかね、洞地籍、また、あるいは下奈良地籍等にも設置をお願いしたいということで、県のほうには要望してございます。
- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) はい、わかりました。それでは、次に進めさせていただきます。 次に、河川整備についてでございます。今回の台風でかなりの水が出た河川によって、非常に河床が非常に上がっていると、そういうことで、河床整備をすれば、堤防のオーバーフローの危険がないところが多々あるように思うわけでございます。そうした中で、これから

の河川整備の考えはあるでしょうか、お聞きをしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 河床整備につきましては、先ほどにも議員さんの御質問ありましたけれども、毎年例年、河床いろいろ傷んでいるところもございまして、常に要望はしております。また、今回の災害におきましても、発生起きて確認したところで県のほうには随時報告をして、要望してございます。今後、順次進めているわけでございますけれども、やはり広域的に広範囲にわたる大規模な災害となってございますので、それも踏まえまして、再度、強く県のほうには要望していきたいと考えてございます。
- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。

○3番(松澤正登君) ぜひ要望していただいて、私、見る限りは、河床の整備がされれば、 今回の災害も一部防げたところもあったんじゃないかなというふうにも、箇所によっては見 ております。また、御検討をお願いしたいと思います。

では、次に移らさせていただきますが、今回の台風19号から、今後についてということで、 台風19号で被災された被災状況と損害額を、大筋で結構ですが、教えていただきたいと思い ます。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 青木村の、こちらのほうでは、損害額はちょっと算定できておりません。それですので、今回、台風19号で被災された被災状況ということの現時点で把握している状況でございますけれども、被害の状況ということでかえさせていただきますが、道路等公共土木では14カ所、農地、農道など20カ所、林道等につきましては15カ所、河川改良では2カ所ということで、合計51カ所でございます。

また、災害事業費としては、予算にもお願いしていただいておりますが、災害事業費としては1億3,000万円余りの事業費を想定してございます。

農産物の被害につきましては、ソバ、果樹、野菜等で、これにつきましては397万9,000 円の被害金額となってございます。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) この中で、先ほど何カ所か被害の箇所が発表されたわけですけれども、この中、国の補助でやるもの、それから県の補助でやるもの、それから村がやるものというようなことがあると思うんですけれども、その内訳はわかりますか。
- ○議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 全体でございますが、国の助成を補助として対応させていただきたいのは、一応10カ所、考えております。また、起債事業では、一応4カ所、また、そのほかは単独の工事というふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) ありがとうございました。

それでは、次に進めさせていただきますが、被災された復旧計画と今後の見通しですね、 この辺はどんなふうにお考えでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 今回、国の本災扱いで対象にしているものにつきましては、現在、12月に国の査定を受けている段階でございます。また、起債事業につきましても、これ、順次進めているわけでございますが、すみません、それと1点、先ほどの起債の関係ですが、単独の起債の事業と、また、補助裏の起債の事業もございますので、そちらを合わせますと起債のほうは15カ所になりますので、よろしくお願いします。

今、査定を受けて、村単事業につきましては随時対応できるものは、少しずつ今進めているところでございますが、今議会でお認めいただいた中で早急に、さまざまな各地区には、作業道の応急措置の依頼、また、あと通し工の関係です、通し工につきましては、現地を再度確認させていただきまして、簡易な泥上げにつきましては、これにつきましては村単独で行いたいと思っております。

それと、あと、大きな河川工事につきましても、国のほうに要望しておりますので、順次 また情報を入れながら早急な対応をお願いしていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- **○3番(松澤正登君)** 御苦労ながら、よろしくお願いいたします。その次に進めさせていた だきます。

沓掛議員からも出たわけでございますけれども、県道丸子信州新線が地すべりを起こしているわけでございます。そういったところで、当分の間、この丸子信州新線が通行どめになるという中で、今後の地すべり対策と通行どめの解除の見通し等があるのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

- ○議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 地すべりの関係ということでございます。今、地すべりということで、沓掛地区につきましては、県のほうで災害関連緊急地すべり対策事業として、測量や地質調査等を上田建設事務所が今進めているところでございます。やはり、まずは地すべりの地表のずれを把握するために調査を行うわけでございますが、まずは地すべりをまず抑えるところから始めます。その見通しがついたところで、その後に今度、県道の復旧ということになりますので、まだ数年をかけた事業になるかと思います。余り長くにはならないように、こちらも情報を仕入れながら、また再度、早期復旧のお願いをしてまいるところでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) この県道につきましては、午前中も質問ありましたけれども、非常に、 私も沓掛でございますし、また、青木村から、また近隣から通勤に通っている重要な道路と いうふうに認識しておりまして、ぜひ早い復旧ができるように、御努力をまたよろしくお願 いしたいと思います。

次にお願いをしたいと思います。

この災害によって予算づけとか、そういった工事の関係ですとか、そういうことから質問 したいと思いますけれども、青木村の新トンネルの工事の進捗状況と今後の予定についてお 伺いをしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 村民の皆さんの大変な御尽力、そして村議会の応援をいただきまして、 今年度トンネルが工事着手になりました。一日も早い着工をお願いするものであります。

先日、筑北村との交流会の際にも現地を見ていただきましたけれども、今、トンネルの抗口でボーリング調査、それから今後、火薬を使った弾性波調査、いわゆる土質がどういう中身なんだろうかということを、人工的に小さな地震を起こさせて、それで想定するということがこれから行われるわけであります。

一番心配しているのは、今の御質問の中にもありましたように、ほかの事業、災害の復旧の事業が多くなった関係で、工事をする業者の皆さん、それから予算の面でどうかというような御質問であろうかと思いますけれども、台風直後に県の幹部に会いまして、そんなような質問あるいは要望したんですけれども、災害は災害、この143のトンネルはトンネルだと、こういうお話をいただいているところでございます。

今回、台風19号によって三才山トンネルが数日、5ないし6日、クローズされました。県では防災の面から、ダブルの2つの対応策を持った道路が必要だということは、木曽とか、そういうところでも言われていますので、そういう意味では、前々から雪とか雨とかで三才山が時々とまるので、交通どめになるので、これが必要だということを言ってきましたけれども、今回も青木峠は数日間、片側一方通行がありましたけれども、そういうことで必要性はさらに出てきたということになったかというふうに思っております。

引き続き、早期トンネルの着工もお願いし、県全体の県内の東側、西側の防災面からも必要だということをさらに説いて、お願いをしていきたいというふうに思っております。

〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。

○3番(松澤正登君) ひとつまた、御努力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に、大きな項目にいきたいと思います。

緑美しく快適な生活空間を持った村づくりについてをお伺いしたいと思います。

ことし4月1日に施行されました青木村美しい村づくり条例ができました。日本一住みたい村づくりを目指す本村において、美しい景観に調和した建物や土地利用、花や緑でこれを育む心は、より質の高い住環境の形成や産業観光の発展に必要不可欠で、将来にわたってこれからを継承し、磨いていくことが求められているとありました。

そこで、お伺いをしたいと思います。

まず初めに、生活環境の保全についてでございますが、住民の声として、他人の所有する家の前の林が大木となり、太陽の光を遮り、日照時間が1日のうち2時間程度しか当たらず生活に支障を来していると。所有者は近所でもあり、なかなか相談しづらい状況が過ぎてきました。現在の場所には長く住みたいと思って考えていますけれども、将来、現在の状況が続けば考えざるを得ない、何らかの行政指導と支援をお願いしたいという話をお聞きしました。所有者は現在空き家になっておりまして、何年もたちますし、また後を継ぐ人もなく遠い縁者はいるものの高齢になっていると、また遠方であり来る機会は皆無に等しいという状況であります。

同類や関連するようなお願いは、ほかにも案件を聞いているところでありますけれども、 ここでお聞きをしたいと思いますけれども、空き家対策とも関連するかと思いますが、支援 できる方策はないのか、それから村のお考えをお聞きをしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 村内には空き家が幾つか散在しております。その空き家があるとどういう心配事があるのかという話ですけれども、老朽化によります建物の倒壊でありますとか、建築部材等の落下でありますとか、不審者の侵入でありますとか、放火、犯罪の現場になる可能性があるとか、景観や環境の悪化、今御質問にありました、こういったことがリスクとしてあるわけでございます。

それから、もう一つ、空き家の持ち主としては、こういった事故が発生した場合には、損害賠償を請求されるというような所有者としてのリスクもあるわけであります。空き家のリストをつくったり、それを売る、土地を売る、あるいは空き家を活用してもらうというようなことで住宅バンクもやっております。

御質問の場所は、過日、沓掛区の現地へ行った際に、地区で要望された箇所というふうに

承知しております。見上げるような大木が何本もありまして、民地が日陰になるからというのはどうも行政側としては言いにくいところでありますけれども、あの際、区長さんが、この道路が日陰になって冬場、何日間も凍ったままだということで交通上の課題もあるということをお聞きしましたので、そういう面から村としてもこの件はタッチできるかなというふうに思っております。これ、直後に調べまして、地主を今追っているんですけれども、今、御質問の中にもありましたように不在だということがあって、今どこまでこの皆さんを追いかけられるか、どこに住んでおられるかということを今確認しているところでございます。

生活環境の保全というのは、住んでおる者にとりましては大変大事なことでありますので、 鋭意努めてまいりたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) ぜひ御検討いただいて、何とか少しでも御指導、御援助ができるよう なことをお願いしたいと思います。

それから、また、空き家についてでございますけれども、とかくそれは観点からかわかりませんが、空き家というと空き家を見たり周りを見るだけで、もしかすると、その空き家の中に大木が立っていて、これはどうかなと。例えば、1年中、真っ青な大木が立っていますと、夏は非常にぐあいいいですけれども、すぐ隣に、近くにあるお宅は、冬になりますと1年中、日が当たらないと、そういうふうなお宅のことも若干聞いておりますので、また、空き家等の点検等するときには、そんな観点からも見ていただければなと、こんなふうな御要望をしておきたいと思います。

それから、次に進めさせていただきます。次は、緑の確保についてということでお聞きしたいと思います。

長期振興計画の後期基本計画の中に、幹線道路や公共建築物の敷地内などの公共空間や各家庭や事業所等の敷地内において花植えや緑化を推進し、身近な緑を確保することによって村全体の居心地をよくする環境づくりを推進するとあります。

現在は、公共施設、それから事業所とか、温泉組合とか、区、教育関係もそうだと思いますけれども、関係機関で皆さんに御苦労いただいて緑化等をしていただいていることを見たりしておりますが、ここで質問したいと思いますけれども、村ではこの事業を推進するに当たり、どんな事業、活動しているのかを、まず教えていただきたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- **〇参事兼建設農林課長(花見陽一君)** 今、議員さん、おっしゃられましたように、緑化につ

いてということでございます。やはり環境の保全につきましては、大変地域の皆様に御協力 いただいております。建設農林課としましては、いろいろ毎年、緑化木、苗の頒布を行いま して、植樹を地区の皆さんの御協力をいただきまして実施していただいているところでござ います。また、各地区、また各企業の皆さんも、道路沿いの空間に花壇などの手入れなども 定期的に行っていただいております。大変感謝申し上げるところでございます。そのほかに も、緑の少年団による活動や、また植樹祭の開催、ふるさと公園の整備によりまして、やは り自然豊かな憩いのエリアとしても活用していただいているところでございます。

村のほうでは、青木村村民活動支援事業補助金という事業もございまして、そこで村内有 志の皆さんが、この助成を利用しながら村道沿いの花壇を整備するという活動も行ってござ いますので、また、地区の皆さんの御協力をいただければというふうに理解しております。 以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) わかりました。

それで、次に質問させていただきますけれども、国道143号は歩道整備も着々と進んでいますけれども、沿道美化に力を入れることも青木新トンネルの建設とも関係するが、143号線を大事にしているという村のPRにもつながっていくんじゃないかと、こんなふうに考えております。

そうした中で、弘法地内と思われるが、空き地となっている国道143号線と丸子信州新線 交点の現在の田沢・沓掛温泉の案内看板が立っておりますけれども、その下が空き地になっ ているわけでございます。多分、公共の敷地だと思うんですけれども、今後どんな形で利用 されていくのか、緑化等の考えはあるのか、お聞きをしたいと思います。

- ○議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) そこの該当地籍につきましては、村のほうで管理をしてございます。お話のとおり、旅館の案内看板が立っているということでございますが、やはり現在はどうしても道路上、今いろいろ遮蔽物がないために逆に見通しがいい状況ということと、大変安全面ではとてもいい状況なのかなというふうに理解しております。

やはり緑化につきましても、その場所の緑化もなかなか適切に利用、活用させていただければよろしいかという考えもあるんですが、やはりほかの地区でもいろいろ道路沿いに緑化、 花壇などを設置していただいたところは、地元に皆さんに管理をお願いしてございまして、 やはり地元の皆さんのぜひ御協力が必要になっておりますので、今後の課題とさせていただ きたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- **○3番(松澤正登君)** 御検討をお願いする、何か花壇が何かつくれば、あそこに非常に感じがいいなと、ただ草ぼうぼうにしてあるのではだめだなというふうに感じておりました。

それから、もう一点、関連しますけれども、今の県の道路維持課ですか、所管課になっていると思いますけれども、道路愛護事業というのがあるように聞いております。信州ふるさとアダプトシステムというような、多分そういう名前だと思うんですけれども、緑化を、県にかわって道路の管理を自治体とかそういうところでやっていると、また、区でもやっている、そういった利用もあるように聞いております。

そこで、村内でも、年内を通じて草刈り等を区の年間計画に入れて地域の沿道美化に力を 入れている区があります。こうした活動への支援と指導のお考えはどうでしょうか、お聞き したいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) ただいまありましたアダプトシステムということでございます。信州ふるさとの道ふれあい事業アダプトシステムということでございますが、今お話がありましたとおり、長野県が管理する道路におきまして美化活動等を行う地域住民を支援する制度で、道路愛護意識の高揚や道路環境の向上、地域住民の交流促進を目的としております。

各地区におかれましても、いろいろ道の環境美化につきまして御協力いただいているところでございますが、さらに今後、県の事業で進めておりますので、県の事業におつなげする相談を受けていきたいと思っております。

なお、村独自でなかなかそこまでちょっと手を入れるということができませんので、県との情報の中で、村で何かできるものがあれば、また対応は考えてまいりたいと思います。現時点は、まだちょっと村独自でそこまでちょっと支援するということは難しい状況でございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) こういったところで私が指摘するのも、県道を毎年きれいにしている という区もあるということで、またお話ししますが、御相談がありましたら、対応をお願い したいと思います。

次に、大きな3点目、いきたいと思います。元気で豊かな村づくりについてお伺いをした

いと思います。

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることがなく生活ができる期間で、平均寿命との差を近づけることが医療費の抑制にもつながっていくという目的で叫ばれております。県も健康寿命延伸を重要テーマと捉え、信州ACEプロジェクト事業として健康づくり県民運動を展開しているわけでございます。

国も、病気や介護状態になる前の健康道具によるフレイルという、虚弱者の人を把握するための75歳以上を対象にした新たな運動が2020年から始まると、こんなふうに聞いております。そういった予防促進に国も力を入れているわけですけれども、国は国民健康保険の枠組みの中で各自治体にも支出されております保険者努力支援金制度の交付金が今後また拡充もされると、こんなふうにも聞いております。

そこで、聞きたいわけですけれども、青木村でも昨年から本格的に健康寿命延伸プロジェクトに取り組んでいただいており、村民の健康への意識も高まっているとともに、支援センターの皆さん、また携わる皆さんに、心から努力に感謝をするところでございます。そこで、質問させていただきますけれども、村でここまで取り組んでこられた健康延伸事業のための事業と活動の成果について、お聞きをしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- 〇住民福祉課長(小宮山俊樹君) お答え申し上げます。

健康寿命延伸プロジェクトの関係につきましては、これまでに本会議を4回、コア会議を11回開催し、計画の策定に向け検討してきたわけでございます。この間、30から50代の成人男女300名に健康づくりアンケートを行い、228名に回答いただきました。また、小学校児童212名、中学校生徒123名に、食生活に関するアンケートを行いました。

これらのアンケート結果の解析等には、東邦大学の今村助教授さんの協力もいただいております。そのほか、村の国保、後期高齢者医療のデータ解析には、東御の身体教育医学研究所にお願いしたところでございます。プロジェクトの委員さん初め大勢の皆様に御協力をいただき、計画もほぼ完成に近づきました。感謝申し上げたいと思います。

その計画書の案がこちらでございます。最終校正を残すのみという形になりました。およそ50ページに及ぶボリュームでありまして、保健師のほうで作成した健康豆知識としてのコラム記事、そういったものをカットせざるを得ないほどの盛りだくさんのかなりの力作になっていると思います。もちろん、計画書ができておしまいではございません。次年度からは、この計画に基づいて健康寿命延伸に向けた各種施策を実施していくつもりでございます。年

代ごとの数値目標も盛り込みましたので、これとの比較検証も含め、確実に進めていきたい と思っているところでございます。

まずは、新年度予算に健康寿命延伸のための必要な措置をどう盛り込んでいくか、その協議を図っているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) 計画書ができたということで、ぜひ進めていただいて、より健康で豊かな村づくりをお願いをしたいと思います。

次に進めさせていただきますけれども、国民健康保険料、それから介護保険料とも公費または保険料で賄っているわけでございますけれども、村民の中では、保険料を納めているが年間一度も利用していない人たちがいるんではないかと、こんなふうに思うわけでございます。自己管理をしっかりされ、健康寿命に努力されている人たちがいるのではないかと、こんなふうに思います。村では歯科保健対策では、いい歯の日をつくり、健康な人たちや児童・生徒を表彰しております。

健康は人のためではありませんが、ここで質問したいと思いますけれども、国保や介護保 険料を1年間一度も利用していない元気な人たちへの激励制度のようなものはできないか、 お聞きをしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小宮山俊樹君)** お答え申し上げます。

県のほうにも問い合わせをしてみましたが、制度、事例ともに、そういったものは聞いてないということでございます。上小の各担当に聞きましたが、こちらのほうでも実際はそういうことは行っていない、行っている例はないということです。

この表彰制度というものでございますが、こういった国保、それとか後期高齢とか、こういったものに対して、果たしてそぐう制度なのかどうなのか。もし、これで使わないで医療費が浮いたとしたら、それはさらなる医療費の水準の向上、もしくは保険料の掛金の値下げ、そういった形で全員に還元するべきものではないかなというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) これ、あれですかね、介護保険はそうですけれども、国保等は1年間使っていないという、そういう住民はおりますか。

- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小宮山俊樹君)** 具体的にそういった方がいるかどうかは今把握してはおりませんが、私ども共済組合に入っている者で、かつて1年間医療を使わないと共済組合のほうから記念品をもらえたという制度がかつてありました。実際もらった方も私、何人か知っていますので、国保においても、そういった御家庭はあるのではないかなというふうに思っております。
- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) ありがとうございます。

私ももちろんかかっているわけですけれども、一度も使ってないと、何か激励するような ことだとか、そんなことがあればなと、こんなふうに思いますので、その辺ももしあれでし たら御検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(宮下壽章君) 3番、松澤正登議員の一般質問は終了しました。

◇居鶴貞美君

○議長(宮下壽章君) 続いて、7番、居鶴貞美議員の登壇をお願いします。
居鶴議員。

〔7番 居鶴貞美君 登壇〕

○7番(居鶴貞美君) 議席番号7番、居鶴です。

通告に従いまして、村長、担当課長より、一問一答方式にて答弁をお願いをいたします。 災害の関係につきましては、同僚議員から質問が出され答弁をいただいておりますが、私 からも質問をさせていただきます。重複する点もありますが、御了承をお願いしたいと思い ます。

私の質問ですが、まず、防災面から見た青木村についてでございます。

こちらの関係につきましては、2014年3月25日に青木村防災会議が青木村地域防災計画を発表してございます。それで、こちらは337ページにわたって、これだけ分厚い資料になっております。その中から、2014年から現在経過しているわけなんですが、ここに防災計画に書かれております事項について中心にお聞きをしていきますので、その点よろしくお願

いをしたいと思います。

地震、台風、豪雨など、世界の中でも自然災害大国と呼ばれる日本、本年、台風19号の被害が当村でも発生して、大きな被害が発生したところでございます。近年では、2018年に台風7号による西日本豪雨で犠牲者が227名、2016年の熊本地震で犠牲者が196名であります。近年、その発生件数は増加しております。なぜ、これらの自然災害が起こり得るのか、当村において根本的な原因を探り、減災へとつなげる視点から、お聞きをいたします。

11月26日の信濃毎日新聞で国連環境計画報告書が、温暖化で豪雨、干ばつ、高温の異常 気象の増加は不可避であると、このように報道されておりました。それで、自然条件で青木 村の地質、地盤で地層からの傾向を見て村はどのように判断をされているのかどうか、お聞きをいたします。

- O議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。
- O会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) 地層からの傾向ということで ございますが、自然条件としまして青木村の地質につきましては、大部分がいわゆる第三紀 層の別所層、青木層と言われる堆積岩の地質でありまして、別所層はほとんどが黒色の泥岩、 それから、青木層につきましては泥岩と砂岩、礫岩などの5層からなっております。

本村の山々や丘陵並びに平地については、大変若い時代に堆積して形成された地層からできておりまして、掘削等により空気に触れるともろくなるような層も含んでおります。一般的に軟弱で浸食されやすいということで、浸食刻なども見られます。また、新第三紀層及び第四紀層と呼ばれる地質時代の地層を基盤としておりまして、全般的に見ると普通の地盤であると判断されております。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** そうしますと、青木村においては、自然災害においては、今の普通と、こういうことでありましたので、大きな心配はないのかなというふうにも感じられるんですが、その点についてはどのようにあれですか。
- O議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。
- ○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) 単純に地質だけから判断する というところは非常に難しいと思いますが、先ほど来、出ています地すべりの話もございま すが、村内にも地すべりの指定を受けて対応した箇所が何カ所かあるのも含めてですけれど も、全体的な地層だけじゃなくて地形、それからその後、人工的につくったもの等もありま すので、総合的に判断するのがベターかと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** 自然条件に見る風水害と関連して、考えられる災害の要因の主なものをお聞きをいたします。
- ○議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。
- ○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) こちらにつきましては、防災計画の中でも挙げてございますけれども、要因としましては、流出した土砂の生産源、それから急勾配の河川、水源地帯の荒廃及び開発、急峻な地形、前線の影響によります大雨、それから台風の進路による影響、地震の可能性、特にこの地域につきましては、糸魚川静岡構造線、それから中央構造線の影響等が心配されております。
- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- ○7番(居鶴貞美君) 今ただいまもありましたんですが、東海地震に対する現在、これ、先ほどの防災計画の資料にも東海地震の対応について、ここにあります。それと、牛伏寺断層を含む糸魚川静岡構造線による地震が起きた場合、青木村にも震度6強レベルによる被害が起こり得ると、このようにこの資料でも触れております。この地震が起きたとした場合の想定が村でも考えておいでになろうかというふうに思いますが、この点につきましてお聞きをいたします。
- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 2つの内容があるかと思いますが、まず東海地震についてであります。これは、東海・東南海・南海と関東から九州の一部まで広がる太平洋側の断層のことでありまして、御質問の東海地震につきましては、駿河湾から静岡内陸部を想定震源としております。マグニチュード8クラスの地震というふうなことで、南海トラフは今までも何回かありまして、この地震はありまして、100年から150年ぐらいの周期で発生するというふうに言われております。前回から70年たっておりますので、ある程度、エネルギーがたまっている断層ではないかと、切迫性もあるというふうに承知をしております。

昭和53年に大規模地震対策特別措置法が施行されまして、昭和54年、中央防災会議によりまして、東海地震が発生した場合に著しい災害を受けるということで、この地域、地震防災対策強化地域というのが指定されました。1都7県157市町村で、長野県では南信地域の25市町村が指定されております。青木村でもそれなりの震度があるというふうには思っておりますけれども、激震になるようなことはありません。

しかし、学者によりますと、この地震が起こると国家の存亡にかかわるような大きな地震、

いろいろ心配な面もあると。青木村とすれば、避難者の受け入れだとか、いろいろな物資の不足だとか、経済活動だとか、あるいは行政機能の停滞だとか、あるいは政治の混乱だとか、大きな事態になることを前提に、直接のこの被害はないにしても考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、もう一つの糸魚川静岡構造帯についてでありますけれども、これはもう既に長野県の皆さんはよく御案内のとおり、糸魚川から静岡まで、特に長野県の北部の諏訪湖周辺、 それから山梨南部にかけての断層帯でございます。この活断層が連続して起きますことから、 北部、中北部、中南部、南部の4つに分けているわけでございます。

発生の確率は、東南海・南海は海ですけれども、内陸部としては30年で一番確率が高い、断トツ高い断層であるわけであります。特に青木村の場合は、牛伏寺断層が、松本にあります牛伏寺断層と連動することによって大きな被害が発生するという心配をしているところでございます。県の想定では6強ぐらいのレベル、これが一緒になると想定されるというふうに言われております。

今回の台風と違いまして、地震は予告もなしにやってくるわけでございますので、午前中の3人の議員さんの答弁でもさせていただきましたように、訓練とか食料、機器の備蓄でありますとか、地震でありますから、危険なブロック塀の補強だとか、情報の受発信装置の確認だとか、こういったことをしっかりやっていかなければならないなというふうに思っております。特に上水道、電気、ライフラインの点検、それから震災当初の対応、特に消火器ですね、これを備える必要が、使えるようにしておかなければならないというふうに思っております。

もう午前中から何回もお話ありますように、自分の命は自分で守るという役割分担もお願いしたいと思いますが、行政としてもこういったことを想定して、いろいろ対策を、台風の みならず地震の自然災害に対してもしっかりやっていきたいと考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** 具体的に、被害想定として人的被害あるいは物的被害、あるいは被害 総額と、こういうものに対しての想定はなされておりますかどうか、お聞きをいたします。
- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) これは、村でしたということではなくて、県が最悪の場合を想定して ということで、死者も出ますし、倒壊数も1,000戸単位だったと記憶しておりますけれども、 最悪の場合、一定の条件のもとではこのぐらいの被害が出るだろうという想定を県でしてお

ります。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- ○7番(居鶴貞美君) 私は、この「令和自治論語」という本を今購入しまして見ておりますと、二に南海トラフ地震、大地震ということで載っております。これによりますと、今後30年以内に高確率で発生すると予測されていると、このように書いてありまして、この中で想定される被害として、死者が32万3,000人、全壊・焼失建物238万6,000棟、1週間後の避難者数950万人と、このように、そのほかたくさん出ているんですが、先ほどの牛伏寺の関係もそうだったんですが、いずれにしてもこれ、20年、30年というように言われておりますので、村としてもこの関係については対応をお願いしたいというふうに思います。

それで、次にお聞きをいたしますが、青木村ため池ハザードマップでお聞きをする予定で したが、こちらは既に御回答いただきましたので割愛させていただきます。

それから、もう一つ、河川の土砂の堆積、こちらにつきましても既に御回答いただきましたので、ここは割愛をさせていただきます。

続きまして、防災をめぐる社会構造の変化ということでお聞きをいたします。

まず、災害時の要配慮者の増加が心配されておりますが、これに対してどのようにお考え かどうか、お聞きをいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 青木村の人口構成から見て、この自然災害、台風、地震に対する数は ふえていくというふうに思っております。特に、高齢者の皆さんへの対応の増加は、今後、 もう少し村の人口は減っても、こういった対応が必要になってくるというふうに思っており ます。
- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- ○7番(居鶴貞美君) 次の項目につきましても、先ほど来、既に御答弁もいただいてありますが、ライフライン、あるいはコンピューター、情報ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度がどんどん増しております。

こういう増加に対しましてどのようにお考えかどうか、お聞きをいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** 災害発生時、こういったものに負うところが、いろいろな情報をもらう、あるいは外へ出すということで、大変、大事なツールであるというふうに思っております。また、日常生活や産業活動に、こういうことの被害を受けますと深刻な影響がもたらさ

れてしまうということでありますので、特に私どもに与えられた官、公の施設の耐震化については、ほかの機能を含めて検討してまいりたいと思っております。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- ○7番(居鶴貞美君) 近隣扶助の意識の低下ということも指摘をされている今日ではございますが、今回、台風19号においても村民の皆さん、かなり関心も高く、お互いに助け合うと、こういうことも見られるんですが、これ、一般的なことで近隣扶助、この意識の低下というこの点につきましてのお考えをお聞きをいたします。
- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 区によって前回の台風のときの対応は違うわけでありますけれども、 幾つかの区で、区長さん初め、地域支え合いの皆さんが中心になりまして、役員の皆さんが 中心になりまして、昼間のうちに災害弱者と呼ばれる家庭を訪問し、避難を手伝ったり、あ るいは情報の提供をしていただいたというふうに伺っております。

そういう中で、おっしゃられるように日ごろのつき合いが大事だと。阪神・淡路大震災のときに、日ごろの、例えば餅つき大会とか、町内会の祭りが盛んなところほど死傷者は少なかったと、救助も早かったというふうに言われておりますので、特に青木村の場合では、都会と比べまして、近隣の濃いつき合いをしていただいておりますので、そう心配はしてないというわけではありませんけれども、今後、地域支え合いを各地区でつくっていただくとか、先ほど来、お答え申し上げておりますように、防災マップ、地図をつくっていく段階で議論する中でこういったことを共有してもらうとか、そういった希薄になる、近隣の希薄になる意識の低下に対して対応してまいりたいと考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** 参考にというか、こういう村民の皆さんの中に、こういう災害時において独自の避難対策をお考えの方がおいでになります。

1つには、危機管理型推計というか、これは自分のところの水量計というかコップとか、 そういうものによって、ある方が80ミリになったらもう自主的に避難をしますよという方が おりました。それから、風の向きで、北側から風が吹いている場合は動かず、北西の風に変 わったら、その台風等がおさまってくると、そういう見きわめをされていると、こういうお 話の方もおりました。それから、安全な場所では、神社あるいはお寺、ここが村においても 避難をする場所ではそういうところがいいと、万が一の場合はそういうところへ行くと、こ のように私、聞いた方がおりました。このほか、たくさんあろうかと思います。 そういう経験に基づいて、今のそういう独自の判断をされていて、これはあながち間違ってないだろうなというふうに私も感じています。よく、雲がどんなときに降るとか、そのようにもされておりますので、何らかの機会で、今そういういろんな方がそういう独自に考えを持っておりますので、そういうものも参考にされたらどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 昭和22年7月2日に発生しました台風によりまして、洞地区では大変大きな被災を受けました。あの皆さんは、その後、群馬大学の先生が中心になりまして御指導いただきまして、今、居鶴議員がおっしゃいましたように、牛乳瓶がどのぐらいたまったら何ミリぐらいだ、だからというふうなことも実際やっておられる家庭も多いというふうに承知しております。

我々も、どっちから来る風や雨がどうだとか、向こうから吹いてくる雪はこうだというような、体験的に役場の中では共有したものがあります。幸い、気象庁におられました岩淵さんが広報紙に毎月掲載していただいております。今回のことも含めて、今後執筆をお願いし、村民の皆さんの情報の共有にしてまいりたいと考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** 2番目の項目に入らさせていただきます。

食と農の村づくり条例の制定についてお聞きをいたします。

この関係につきましては、平成18年9月ですが、今治市が食と農のまちづくり条例、こちらを制定しまして、以降、いろんな市町村で広がりを見せております。

この目的なんですが、食と農林業を基軸とした村づくりについての基本理念を定め、村の 責務や農林業者及び村民、事業者などの役割を明らかにし、基本的な施策を定めることによ って、豊かで住みよい環境の保全に配慮した持続可能な地域社会の実現に寄与することを目 的としていると、このように条例でうたってございます。

今、青木村におきましても、日本一住みたい村づくり、こちらにも直結するんではないかなというふうに考えて、この制定についてお聞きをしているところでございます。こちらは、 基本的な施策といたしまして、食料の安全性の確保と安定供給体制の確立を目指しております。

それでは、項目ごとにお聞きをしてまいります。

まず、食料の安全性の確保についてでございます。

アメリカでモンサント社の除草剤、ラウンドアップに対する裁判で、約320億円の損害賠償金の支払い命令が出されました。その後、多くの国が、ラウンドアップの即時販売禁止や使用制限が相次いでおります。日本におきましては、現在もスーパーとか小売店で現在も販売をされております。

こちらの関係につきまして、11月1日発行になります第75号の青木村議会だよりにおきまして、住民の声、こちらごらんになったかというふうに思いますが、この住民の方が、ラウンドアップという、今ではダイソーもその危険性から販売を中止しているもので驚きました。世界ではその毒性から使用禁止の国も多いのに、子供が集まる場所に散布するなんて、さすがに今はやめたのでしょうか。農薬散布の影響は、健康被害はもちろんですが、土壌や水にも及び、この美しい環境が変わってしまうかもしれませんというふうにあります。

まず、この住民の声、これも踏まえまして、まず農薬に対する農薬の使用ですか、それに つきまして村としてどのように考えておいでなのかどうか、お聞きをいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 農薬に対する村の考え方ということでございます。

やはり青木村は、日本一住みたい村づくりということで、一生懸命進めているところでございます。日本一住みたい村づくりということでございます。村の基幹産業である農業を担う多様な経営者が、元気にさまざまな経営を積極果敢に展開することが基本であると考えております。

やはり基幹産業という点からも考えまして、企業的経営を目指す農業経営者の経営形態は、 肥料、農薬を使用する場合もございます。また、有機農業を展開する場合もございます。さ まざまな多様な経営母体がある中でございますので、農業経営者の自由な経済行為として認 識しております。

安全な農作物を安定的に国民の皆様に供給することは国の責務でもございますが、農産物を安定的に供給するためには、農作物を病害虫、野生鳥獣、気象災害から保護するために、必要最小限の範囲で農薬、肥料を使用することは否定するものではないと考えております。 農林水産省は、使用基準に従って使用すれば安全であると判断できる農薬だけ、農薬取締法に基づき登録してございます。

村としましても、引き続き、普及センターやJAと連携し、農家に対し使用基準に従った 農薬の安全使用について指導するものでございます。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** 先ほど住民の声の中に、村の公園あるいは道路などの公共施設、こちらにおいて、現在、農薬をどのように使用されているのかどうか、お聞きをいたします。
- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 道路の関係、村道に関係につきましては、使用してございません。また、ふるさと公園あおきにつきましても、現在使用はしてございません。
 私のほうは、以上です。
- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** 遺伝子組み換え作物の栽培、こちらに対する考えをお聞きをいたします。
- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 遺伝子組み換えにつきまして、現在、村内で栽培されている農産物に遺伝子組み換えの作物は確認をされておりません。遺伝子組み換え農産物及びこれを原料とした国内、村内流通の加工食品は、食品衛生法及びJAS法に基づき表示が義務づけられており、村民も確認ができるものと考えております。

村では、万が一、不適正行為などの情報を確認した場合は、直ちに関係機関と情報を共有し的確に対応してまいりたい所存でございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** 続きまして、地産地消の推進についてお聞きをいたします。 学校給食における地元産食材の利用、こちらについて、現状と今後につきましてお聞きを いたします。
- ○議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 食の関係で私のほうでお話をさせていただきますと、 食への関心を高めまして、農業・農村の役割、地域の食文化、命と健康のとうとさなど、食 に対する感謝の心を深めるために、食の教育の充実に努めてまいります。

また、学校と地域の生産者及び食育に取り組むグループとの連携による学校給食での信州農畜産物の積極的活動なども、今後いろいろ研究をしてまいりたいと思います。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** 信州の環境にやさしい農産物の認定、こちらの状況についてお聞きを

いたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 信州の環境にやさしい農産物認証制度ということでございますが、地域の一般的な栽培方法と比較し化学肥料と化学合成農薬を原則50%以上減らして生産した農産物を、県知事が認定するものでございます。認証された農作物には認証票を受けて販売ができるということで、青木村での認証実績はございません。

ただ、この点につきまして、道の駅あおき農作物直売所では、学習会を開催した経緯がご ざいます。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** 続きまして、有機農業の推進についてお聞きをいたします。

こちらにつきましては、9月の第3回定例議会の一般質問で、宮入議員が、有機農業と青木村についてお聞きしております。有機農業をどのように理解しているかという質問で、有機農業推進法にある化学的に合成された肥料及び農薬を使わない、遺伝子組み換え技術を使わないことを基本とする農業だと理解すると、このように答弁されております。

それから、長野県として有機農業を推進していく有機農業推進プラットフォームができた、 どのようにかかわっていくのかという質問に対しまして、村内に点在する有機農業者がさら にまとまり、情報交換や研修、イベントなどを通じて経営が安定していけるよう呼びかけて いきたいと、このように答弁されております。

それで、第3期長野県有機農業推進計画がございます。青木村におきまして、有機農業の 推進体制の整備、こちらはどのように行われているのかどうかお聞きをいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- **○参事兼建設農林課長(花見陽一君)** 青木村におきましては、有機農業推進体制の整備ということでございますが、現在、まだ明確に取り組んではおりません。

ただ、前回の質問、宮入議員さん、前回の議会で宮入議員さんからのお話もありましたと おり、これからスタートして、県も踏まえてスタートしたという認識ではございます。今後、 村としましてもどのようにかかわっていくのか、今後、情報を得ながら進めてまいりたいと 思っております。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** この推進計画におきますと、現在、30市町村が整備されていると。

2022年度で40市町村にするという目標が、この計画ではなされております。こちらにつきまして、村としてどのようにされていくのかどうか、お聞きをいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) この条例に基づく食育推進会議の設置状況ということでございます。やはり村全体、また当然かかわる農業者の皆さん、また地域、行政サイドと、さまざまな関係機関がまとまって方向づけをつける中で、やはり推進計画というものを立ち上げなければいけないと思っておりますが、現時点で、このあと2年の間に設置するのは少し難しいのかなというふうに認識しております。

やはり有機農業、村内でも有機農業をなさっている農家の皆さんもいらっしゃいますので、 今後の情報を踏まえながら、青木村としてどのように取り組んでいくのか、また、何が村と して進められるのか、少し時間をかけなければなかなかいけないものというふうに考えてお ります。

食育とか有機農業についてですが、やはり時間も、いろいろほかの市町村の状況を見ましても、時間とやはりいろんな面で経費もかかってくるというふうに考えておりますので、少し全体を見通しながら進めさせていただきたいと考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- ○7番(居鶴貞美君) 現在、長野県内において有機農業推進の動きというものが見られます。この11日の信濃毎日新聞で有機農業に対する記事がございました。ごらんいただいた方、おいでになろうかというふうに思います。そちらによりますと、有機農業振興、議連で提言へということで、来年2月発足ということであります。このような動きも実はあるということで、今お話をさせていただきました。

続きまして、食育の推進についてお聞きをいたします。

村民の食生活に対する取り組みについてお聞きをいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 村民の皆さんの心と健康を豊かにする、あるいは人間形成上も大事なことでありますし、食に関する感謝の念、あるいは理解の向上を図るため、関係、学校、保育園、教育委員会、食改の皆さん、さらには道の駅、地域の農業の関係の皆さん、こういった皆さんと連携しながら、食の大切さ、いわゆる食育に取り組んでおります。
- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** 以上、基本的な施策についてお聞きをいたしました。

今治市では、平成19年の資料でありますが、事業総額8,917万8,000円で、補助制度の利用で中山間地域等直接支払交付金7,077万5,000円、農地・水・環境保全向上活動支援事業75万円と、こちらによってこの事業を行ったと、このように出ておりました。

冒頭で申し上げましたんですが、食と農による日本一住みたい青木村にさらに御尽力をいただくとともに、食と農の村づくり条例の制定を御提言をさせていただきます。考えをお聞きをいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 日本一住みたい村づくりの中にこういった考え方は当然入っているわけですけれども、改めて表に出していくというのは、村のPRのために、あるいは村民の皆さんが一つに団結するという意味では、大変大事なことだろうというふうに思っております。もう一つは、やっぱり豊かな緑、それから農業の多面的な機能の確認、それから農業の再生、そういったことにも通じてくるというふうに思っております。

御質問いただきました食育の観点でも必要ですし、それから地元農産物の利用の拡大等々、 村民が一丸となってこういうことに取り組んでまいる中で検討させていただきたいと思いま す。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- ○7番(居鶴貞美君) 最後に、お聞きをいただければというふうに思いますが、世界の人口は2050年に90億人を突破すると予測されております。家畜の飼料である穀物などの供給が追いつかず、世界的にたんぱく質供給不足が指摘されております。その対策として、昆虫食が世間の注目を集めております。東京にも専門店ができたと、こういう報道がございました。食料問題の解決策の一つであります今後の代替食料として検討する価値はあるのではないかと、このように私は感じております。

それでは、以上で終わります。ありがとうございました。

O議長(宮下壽章君) 7番、居鶴貞美議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時55分ということで。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

◇ 金 井 とも子 君

○議長(宮下壽章君) 4番、金井とも子議員の登壇をお願いします。 金井議員。

[4番 金井とも子君 登壇]

O4番(金井とも子君) 4番、金井とも子でございます。

質問に先立ちまして、2カ月が過ぎてしまいましたけれども、10月の台風15号、19号で被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復興され、お気持ちの安寧が訪れますようお祈り申し上げたいと思います。また、村長さん初め職員の皆様、各地区の区長さんや役員の皆様にも、村民の安全を守るべく奮励、努力されましたことに、感謝し御礼を申し上げたいと存じます。

では、最初の質問でございます。

夫神マレットゴルフ場の継続についてでございます。村長さん初め担当の皆様にお伺いい たします。一括しての質問ですので、よろしくお願いいたします。

まず、マレットゴルフでございますが、御存じのとおり、スティックとボールを使って屋外のゴルフコースを少ない打数でゴールホールにカップインさせることを競うスポーツでございます。日本で生まれた競技であり、マレットの語源は木づちを使ったゴルフということから名づけられたとのことでございます。英語の発音から、マリットと発音されることもあるようです。

1976年、昭和51年に、福井県の高校教諭から福井市福井運動公園指導普及課課長になった高山昇氏らが、誰でも楽しめ、健康づくりに役立つスポーツとして考案し、誕生したスポーツです。1977年、昭和52年、同課のスポーツ教室でマレットゴルフを実施したのが初めとのことでございます。私も行ってみたわけではございませんけれども、福井運動公園にはマレットゴルフ発祥の地の記念碑が立っているそうです。

当初は、ゲートボールのスティックやボールでプレーされましたが、現在は専用のスティックとボールが使用されることが多くなっております。福井県では、レクリエーションスポーツとして、職員だけではなく地域住民等にも普及していきました。その後、長野県でも昭

和56年以降、長野県体育センターの専門主事により講習会等が行われ、県下各地に普及していきました。現在、最も盛んにプレーされているのは長野県で、老若男女問わず、親子ぐるみの愛好者もふえ、大勢のプレーヤーがいます。

長野県内では、河川敷きや里山など、適した土地が次々とマレットゴルフ場に整備されてきました。広々とした自然の中でゴルフのような感覚で、経費をかけず豪快な気分を味わえる楽しいスポーツです。体力をさほど必要とせずプレーでき、また、ゴルフに比べ1プレー数百円や無料でもあったりと、非常に安価にプレーできることもあり、老若男女の生涯スポーツとして普及してきております。

一般財団法人日本マレットゴルフ協会でのマレットゴルフのルールについても、皆さん御存じとは思いますが、簡単に説明させていただきますと、競技の方法は、ストロークプレーとマッチプレーの2種類があります。一般的には、個人戦中心のストロークプレーが行われています。

ストロークプレーは、各ホールをプレーして、全ホールの総打数で勝敗を決める方法です。 個人戦では、総打数の最も少ないプレーヤーが勝者となります。この場合、打数はそのプレーヤーが打った打数を言い、その際、同打数の者が複数名いるときは、プレーオフにより勝者を決めます。団体戦の場合は、チームのメンバー全員の打った打数のトータルを言い、同打数のチームが複数いる場合は、最少打数のプレーヤーの多いチームが勝ちとなります。各ホールごとの打数の多少で勝敗を決めます。

マッチプレーは、各ホールごとの打数の多少で勝敗を決めますが、ここ近辺の地域ではストロークプレーが一般的ですので、マッチプレーの説明は省略させていただきます。

基本は、ゴルフのルールに準じ、何人でプレーしてもいいが、通常ゴルフ同様、4人1組でプレーします。1人でプレーしても構いません。2人でも構いません。1つのホールは、通常数十メートル、イン、アウトの18ホール回って1プレーとすることが多く、パーは通常3から5打となっております。通常、日本マレットゴルフ協会の協会ルールに従うことが多いのですが、ローカルルールを重視するスポーツでもあります。現に私たちも、自分たちのルールでやっております、余り逸脱はしておりませんけれども。

現在、各都道府県に約30の県別協会が存在しております。用具はT字型のスティックと直径75ミリのボールです。用具の開発は、昭和56年、長野県体育センターから開発を依頼された松本市のスポーツ用具メーカーが、ゲートボールのスティックをベースに、工夫、改良し、しんちゅうのリングをヘッドの両面にはめたものを開発し、使用しました。その後、改

良を重ね、現在はアルミ合金、チタンなどのメタルヘッドに、ボロン、カーボン、スティールなどのシャフトを使ったスティックが使用されています。ホール (ゴール) は、深さ200 ミリ以内、直径185ミリ以上となっております。

マレットゴルフの特徴としましては、1人でも楽しむことができ、2人以上で競いながら楽しむことができます。個人戦であり、人に迷惑をかけずにプレーすることができる。豪快な気分でプレーすることができる。性別、年齢に関係なく、いつでも、どこでも、誰とでも楽しむことができる。自然を相手に広い場所で伸び伸びと打ったり、微妙な起伏コースを読んでホールインワンをしたり、仲間と語らいながらコースを回ることは、仲間づくり、健康づくりに役立つことができるなど、一石五鳥ぐらい役立つスポーツでございます。

さて、夫神マレットゴルフ場は、平成8年8月に村からの助成により造成され、23年余の長きにわたって村民に使用され親しまれてきました。しかし、維持管理を担ってきた夫神地区有志の皆様の高齢化等により、今年度限りをもって閉鎖されることになりました。去る10月12日の19号台風により、上田市、千曲市、坂城町などの千曲川河川敷を利用して設置されたマレットゴルフ場は、ほとんどが流され、使用不能となりました。

残ったマレットゴルフ場は大変少なくなり、マレットゴルフ愛好者にとって夫神マレットゴルフ場は貴重な場所であります。また、無料であり、村全域から見ても中心部に位置し、遠くても車で五、六分程度の時間で行かれ、大変利便性のよい場所にあります。また、高地に位置し、視野も開けていますので、青木村がほぼ一望でき、ここら辺で言う清々した気分になり、大変ストレス解消になる場所です。トイレも整備されておりますし、木造の立派なあずまやもあり、プレーの途中や終わった後にお茶などをいただきますと、ゲームの話などでプレー仲間との会話もはずみ、楽しいひとときを過ごすことができます。

しかし、山に接していて木々の落ち葉や折れた枝の取り除き、草刈り、コースの整備等、 高齢となった管理される方々の御労苦はよくわかります。閉鎖をすることもやむなしかと考 えますが、継続を望む声もありますし、建設費用の点から無駄になってしまうのではと憂慮 されます。

また、ゲームを通して、歩く、スティックを振る動作、頭を使うなど、無理なくできるスポーツとして健康に大変よいものと思われます。医療費削減のため、健康寿命延伸プロジェクトで健康長寿を目標に掲げている青木村にとっても、大変プラスになることではないかと考えられます。

マレット愛好者グループだけでなく、商工会や道の駅あおきの直売所運営組合、私どもの

5団体などの親睦を兼ねたマレットゴルフ大会などにも、夫神マレットゴルフ場は利用されております。近くてコースが急傾斜でないなどの条件から、ここが比較的利用されてきておりました。このような団体からも、継続の希望の声が上がっております。マレットゴルフは、高齢者に限らず大勢の皆様にますます普及すべきものと考えますので、村として継続の方向を何とか探ることはできないでしょうか。

そこで、以下について質問させていただきます。

1番として、青木村のマレットゴルフ場は3カ所ありますが、建設はどのような経過でなされたものでしょうか。いずれも建設時は青木村等の助成を受けて建設されたのか、金額、国・県からの助成はあったのか、地元の負担金など、どのような内容の助成だったのでしょうか。建設は、建設業者に受注させたのか、住民の協力で建設したものかなど、どのような方法でなされたのでしょうか。歴史的なものがわかりましたら、お教えいただきたいと思います。

2番として、それぞれのマレットゴルフ場の維持管理は、どのような組織等が担っている のでしょうか。構成年齢、人数などもわかりましたら、お教えください。

3番目に、村からの管理のための費用の補助は、それぞれいかほど出ているのか。使途については、規制等があるのでしょうか。管理者から増額の要望等はありますでしょうか。

4番目に、夫神マレットゴルフ場の今後について、村としてはどのようにお考えでしょうか。 閉鎖を避ける手だてはないものでしょうか。

以上について御質問いたします。

〇議長(宮下壽章君) 沓掛教育長。

〔教育長 沓掛英明君 登壇〕

○教育長(沓掛英明君) 夫神マレットゴルフ場の継続について、私のほうから3点、回答を 申し上げます。

まず最初に、3カ所のマレットゴルフ場の経緯、助成額等でありますが、村松マレットゴルフ場は、平成6年にできました。それから、入奈良本マレットゴルフ場は、平成9年ということになっております。当時、マレットゴルフが大変盛んな時期で、それぞれ村松地区と入奈良本地区から要望があり、村が予算をつけて建設したものであります。村松のマレットゴルフ場は、村から1,200万円、入奈良本地区は、およそ900万円の村費の費用で建設してございます。村内の業者に、ともに依頼してございます。

一方、夫神マレットゴルフ場、これは平成8年にできたものですけれども、夫神の有志の

方たちが、自分たちでマレットゴルフ場をつくるといって独自に建設したものだということがわかりました。これは、夫神地区の要望ではありませんでした。村は建設にはかかわっておりません。今回の調査の中で、有志の方が独自に動いておりまして、農地転用の許可も取っていなかったために、県から逆に村が注意された経緯もあるということがわかったところであります。

次に、2番目ですが、それぞれのマレットゴルフ場の維持管理でありますが、村松マレットゴルフ場と入奈良本マレットゴルフ場については、それぞれの地区が管理をしております。 村松地区では、今年度、延べ38人が参加して、補修、清掃等をしております。入奈良本は、延べ33名の参加でありました。年齢構成までは、ちょっとわかりませんでした。

一方、夫神区のマレットゴルフ場は、夫神マレットゴルフクラブが管理運営をしております。会員は現在6名で、皆さん、高齢の方たちでございます。

次に、村からの管理費補助、使途についての規制等はということでありますが、村からは、これは3地区とも、それぞれ1年間の活動をまとめて、作業日、作業時間、作業内容、購入品ということで実績を提出していただき、村として、その年度、その都度、補助をしているところであります。除草や整備のための費用として年間に、ちょっと幅があるんですが、6万円から12万円程度の額を補助しております。

また、さらに、3地区とも地権者に地代を毎年お支払いをしております。

増額等の要望ということでありますが、旗とかカップ、コースの表示板等の購入は、必要 により村で購入補助をしております。

私からは、以上であります。

〇議長(宮下壽章君) 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

〇村長(北村政夫君) 金井議員の4点目につきまして、私から答弁をさせていただきます。

金井議員の質問の中で、マレットの由来について勉強させていただきました。質問の中にもございましたように、マレット人口は減少の傾向にあるわけですが、私も夫神では何回かプレーをさせていただきました。大変な開放感もありまして、環境もよく、コースは適当に難しく、金井議員の言葉をかりれば、清々した気分の中で楽しませていただいたところでございます。今まで地元の有志の方が、よくぞ管理していただいたというふうに思っております。村でも、あずまやとかトイレの建設については、担当をさせていただきました。

閉鎖の話が出てから、今答弁しましたように、沓掛教育長を中心に地元の区など関係者と

閉鎖しない方向で時間をかけて摸索をしてまいりましたが、つくった当時のいきさつなどありまして、現在のところ、よい方向は見出されておりません。残念なことでありますけれども、私もしばらく前にあそこのあずまやで、地元の地域の支え合いの会の主催の花見の会に参加をさせていただきまして、楽しませていただきました。四季折々楽しめる場所でもあり、ワラビ畑やコンパラの畑もあります。

今までコースを管理している方々、少人数で、何よりも高齢化、これ以上は無理の中で、かわりの管理を受けてくれる方を時間をかけて探しましたが、現状では、まだ見当たらない状況であります。現在、地元でこのコースの存続に向けて努力してみたい、もう一回努力してみたいという方がいらっしゃいますので、この方にかけておりますけれども、もし引き受けていただける団体等がおられましたら、村では従来どおりの支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長(宮下壽章君) 金井議員。

○4番(金井とも子君) ありがとうございました。

昨日12日にマレット場の撤去作業を行うと、12月4日の最後の大会があったんですけれども、そこにおいて管理者が参加者を募っておられました。そこまで来てしまったのかと、ちょっと愕然としてしまいましたが、もっと早くこの質問をしていたらと後悔した次第でございます。

最後の大会にも、約30名ほどのプレーヤーが集いました。マレット人口も村内には結構いらっしゃいます。管理されている方からの呼びかけで、草刈り等も一緒にやってまいりました。私も都合がつくとき、1回ぐらいは出たような覚えがございます。こういったほかのプレーヤーの方にも協力を呼びかけて継続を摸索できなかったのだろうかと、ちょっと考えさせられてしまいました。いろいろやむを得ない事情も、ちょっとわかった気がいたします。

こうなりますと、あれでしょうかね、同様に村松、入奈良本のマレットゴルフ場も、地区 の有志ではなくて地区の方々が管理をされているということですけれども、やはりこの管理 をされる方の高齢化とかいろいろあって、ちょっと行く末が心配かなというふうに思います。

まだ、夫神のマレットゴルフ場も復旧できるようでしたら、有志だけではもう無理だと思いますので、官の主導ですね、やっぱり役場の主導で、ぜひまた村民の憩いの場としてよみがえらせていただきたいと思いますけれども、再質問としてその点ではいかがでしょうか。

〇議長(宮下壽章君) 北村村長。

○村長(北村政夫君) 3カ所ありまして、マレットの大会あるいは競技をする回数等で推定すると、2カ所あればとりあえずは足りるかなというふうには思っております。

あそこは、マレットゴルフ場でなくても、すばらしい環境の花をめでる場所でもあります し、あずまやもトイレも完備しておりますので、次策としてそういうようなことを管理して くれる方がいらっしゃれば、従来どおりの補助の中で、次策として公園的な活用もまた相談 に乗りたいし、また、そんなことも先導してまいりたいと考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 金井議員。
- ○4番(金井とも子君) ありがとうございます。管理をされる方が出てくださると、とてもいいとは思いますけれども、ちょっと疑問かなという点もあります。ぜひ役場のほうでもまた考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、この質問は終了させていただきます。

続いて、2番目の質問、昆虫資料館について、お伺いいたします。

信州昆虫資料館は、故小川原辰雄青木診療所長が、旧JAアスティあおきが閉鎖した後、建物を買い取り開設されました。その後、平成28年度に村に御寄附をされ、その後は村での管理となっております。膨大な資料が展示されており、大変貴重な価値のあるものと思われます。金額的にももちろんですが、お金には換算できない貴重な財産だと考えられます。

昆虫資料館の建物は、数十年が経過し、老朽化も進んでおります。また、館内は大変広く、 清掃には時間と労力がかかることが想像できます。少数の職員だけでは、対応が厳しいので はないかと推察されます。また、周りを樹木に囲まれ、木の手入れ、剪定など、いろいろな 面で管理費用がかかってくることは想像にかたくないものと思います。

森林に囲まれた、まさに自然の中にある自然昆虫資料館は、適材適所で展示環境は最高だと思われますが、信州昆虫資料館のパンフレットにありますように、交通アクセスについては、上田駅より千曲バスにて青木バスターミナル下車、ターミナルから当館までの交通手段はございません。タクシー等を御利用ください、大型駐車場完備と書かれておりますように、交通手段は車だけということで公共交通はないという不便な立地の面から、来館者は少なく、経営を維持するには困難があります。しかし、全国でもまれに見る昆虫資料館であり、蔵書も数千冊に及び、学問的見地からもなくてはならない施設でありますし、青木村の大切な財産と私は考えております。

そのようなことから、次についてお尋ねいたします。

1つ目として、昆虫資料館の職員構成、人数や性別、年齢などをお教えください。

2つ目として、昆虫資料館の開館営業の期間と開館の時刻、何時から何時まででしょうか。 3つ目として、昆虫資料館のための予算の内容はどのようになっていますか。村に移管されてからの予算の推移もお聞きします。

4つ目として、昆虫資料館での年間を通してのイベントはどのようなものを開催されていますか、お教えください。

5つ目として、イベントの費用、その他、館内報、資料作成などの経費は十分にありますでしょうか。

6つ目に、清掃、周囲の整備などはどのようにされているのですか。それは職員の方が作業されているのでしょうか、または業者に委託されているのでしょうか、お教えください。

7つ目は、昆虫資料館の来館者をふやすために、村としてどのような方法を講じていますか、どのように努力されていますでしょうか。

8つ目として、建物は建設から何年経過しているのですか。建物も老朽化してきており、 今後の維持が懸念されます。村では、今後の管理についてどのようにお考えでしょうか。

9つ目に、昆虫資料館全般について、将来をどのようにもっていこうと村ではお考えになられておられるのでしょうか。

以上について、御回答をお願いいたします。

〇議長(宮下壽章君) 中沢商工観光移住課長。

[商工観光移住課長兼商工観光移住係長 中沢道彦君 登壇]

〇商工観光移住課長兼商工観光移住係長(中沢道彦君) 昆虫資料館の御質問についてお答え いたします。

信州昆虫資料館職員は、女性館長1名と男性職員1名の計2名、年齢は、それぞれ60代、50代で構成されております。

開館期間は、例年4月中旬から11月、令和元年度は、4月20日から11月30日まで開館いたしました。開館時間は、4月から10月までは午前10時から午後5時、11月は午前10時から午後4時となっております。

予算につきましては、村に移管された平成28年度が724万8,000円、29年度が768万1,000円、30年度が723万1,000円で、今年度、令和元年度が798万円に推移しております。令和元年度におきましては、対前年74万9,000円の予算増となっております。

今年度の予算の主な内訳ですけれども、報酬300万円、賃金152万2,000円、需用費が165万7,000円、使用料が57万2,000円となります。

イベントについてのお尋ねでございますが、これにつきましては、令和元年度で御紹介いたします。4月にオープニングセレモニーとコンサートを開催いたしました、これは50名の出席、企画展小川原辰雄展が開催をいたしました。5月に村松の風穴ハイキング、こちらが26名の参加となります。8月、9月は昆虫採集や標本教室及び夜間昆虫観察会をそれぞれ計2回ずつ行いまして、それぞれが102名と73名の参加。11月が最終のイベントということで、山と人にありがとう会で、これは20名ということを開催しております。

また、村と信州大学繊維学部とによる連携強化に基づいた各種事業で、監修をいただいたり、相互に活動のPRを行っているところでございます。

イベントの実施や館報の予算につきましては、行政運営の資料館でありますので、十分に 妥当な経費は確保しておりますけれども、その執行に当たっては貴重な税金を財源とする予 算であることも考慮し、より効果的、効率的な事業実施に努めて予算執行を行っているとこ ろでございます。

また、館報につきましては、昆虫資料館のホームページで令和元年度の発行の最新号の第 16号を初め、1号から15号までのバックナンバーを全て閲覧、ダウンロードが入手できる 体制を整えているところでございます。

館の清掃につきましては、資料館職員が実施しているところでございます。

また、周辺の整備につきましては、特に夏場ですけれども、周囲の草刈り、樹木の剪定に つきましては、業者の委託及び商工観光移住課の職員が行っているところでございます。

来館数の増加についてでございます。イベントの開催というものを、私ども来館者数増加の有効な手段と考えております。その周知につきましては、各種メディアを対象としたプレスリリース、村の情報電話、広報紙の内容告知、ホームページによる情報発信、上田広域の観光案内所の活用、あらゆる手段を用いて情報発信を行うとともに、解説等の内容充実を行い、参加者の満足度の向上を図る取り組みを通じて、リピーターづくりに取り組みたいと考えているところでございます。

あと、建物につきましてでございます。建物は、昭和50年10月竣工の鉄筋コンクリート 建物でございます。築44年が経過しております。ただ、大規模な改修を実施した後に、平成 28年に故小川原先生から譲渡いただいたという経緯がございますので、ですけれどもただ今 後、施設の長寿命化の研究を進めながら管理を行いたいと存じております。

私からは、以上8項目のお答えをさせていただきました。

〇議長(宮下壽章君) 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

〇村長(北村政夫君) 私から、9点目の昆虫資料館の将来について答弁をさせていただきたいと思っております。

昆虫資料館は、青木村名誉村民でございました故小川原辰雄先生による、人と虫の共生をテーマといたしまして平成15年に開館をいたしまして、平成28年に青木村に御寄贈いただきました。県内でも貴重な昆虫の標本や重要な書籍を収納しております。あるいは展示をしておりまして、これまで大学機関を初めといたしまして、昆虫の研究家、愛好団体、あるいは文化団体とも連携をいたしまして、活動を進めてまいりました。この内容については、本当に国内でも有数の外部に誇るべき村の文化資産であるというふうに思っておりました。

先生のコンセプトは、来館者をたくさん得るということではなくて、一つの例で言えば、 一人でも多くの昆虫少年を育てたいというコンセプトでございまして、そういう話を私は何 回も伺ってきているところでございます。

収蔵されている本は、辰雄先生が10代の前半から興味を持って収集されました昆虫の図鑑、雑誌、図書、文献など4,000点にも及ぶわけでございます。それから、昆虫の標本は2万8,000点にも及んでおりまして、県内の昆虫の、採取できないものもありますので、それは写真ですけれども、大部分は収集されているというふうに承知しております。

村の長期振興計画において、村づくりに生かせる地域資源の一つと位置づけまして、地域の自然環境を学べる場として多面的な利用が求められておりますし、村外からの観光の資源といたしましても期待されているところでございます。

今、担当課長からイベントの話がありましたけれども、もう少しちょっと前の今までやってきたものを御紹介いたしますと、鳩山邦夫の「舞姫たちよ、永遠に」ということで追悼を行いましたし、鳩山邦夫さんと小川原先生の共著の「浅間山麓と東信の蝶」の出版もいたしました。それから、周辺の植物調べと森の声を聞く会で、夜間昆虫観察会、コンサート、蚕の飼育、解剖学者としても大変有名な養老孟司さん、鎌倉蝶話会の座談会、蝶と話す蝶話会の座談会も数年来ていただいております。

それから、もう一つ、ノーベル化学賞を受賞されました白川英樹先生が大変ここを気に入っていただきまして、青木村に来ていただきました、何回も来ていただきました。それがご縁で、ソニー財団が企画いたしました、全国から科学好きの少年たちを、小学校、中学生ですけれども、集めた合宿も村で何回か行われました。北杜夫展、木でつくった葉や虫展、来館者の描いた虫たち展、秋の十観山の散策と観察会、手織り機と切り絵の蝶のワークショッ

プ、こういったことで、開催をいろいろ工夫をしてやっていただいております。

非常に、この館の性格から専門性が高いわけですけれども、高齢者の皆さんを連れて御案 内すると、必ず、次回は孫を連れてきたいと、こういうふうにおっしゃっておりました。

今後は十観山のトレッキング、横手山のキャンプ場、田沢温泉と資料館を周遊する観光モデルコース、あるいは4月に開館予定の五島慶太未来創造館、あるいは郷土美術館をめぐる村内の施設を回遊するコースの構築など、村内の観光資源の点から線、線から面、こういったことを結びまして、館の利用の促進に努めるとともに、交流人口、関係人口の拡大が図れるよう、観光とも連携いたしました集客に努めてまいります。

以上です。

〇議長(宮下壽章君) 金井議員。

○4番(金井とも子君) 大変詳しく御説明いただきまして、ありがとうございました。

信州昆虫資料館が村の管理になりましてから、平成28年度から令和元年度、ことしは4年目でございます。決算額については、平成28年度、29年度、30年度と3年度分が出ております。ちょっと比較させていただきましたら、平成29年度に比較し平成30年度は、昆虫資料館費全体で75万円余の減額になっております。3年間で年々縮小されているように、ちょっと感じてしまいました。来館者は、平成29年度に比較し、30年度は177人の減、入館料は5万4,000円余の減となっております。

どうしてもこういう数字で比較するのは、本当は余りよくないとは思います。先ほど村長さんもおっしゃられましたように、来館者をふやすというよりは、必要な人に見てもらって昆虫に対する興味を抱いていただくというような趣旨で考えなくてはいけないと思います。しかしながら、予算がないと何事もやるのに大変ではないかと思います。特に職員の方々も節約を迫られているというようなお話も伺いましたので、予算については不足がないようにやっていただければと思っております。

人件費がどうしても主なものとして占めてしまいますけれども、これからやはり建物の修繕など、維持管理費もふえていくことは想像ができるところでございます。中学生以下や入館料免除の来館者が多いので村の出費は大変なことでございますけれども、大人の方の来館者をふやすようにイベントなどを積極的にやっていただくと幾らか、入館料もふえていいのではないかと思っております。

昆虫資料館は、役場から一番離れた出先機関だと思いますので、行くのも大変でございますけれども、職員の方との連携を密にして連携を図っていただきたいと思います。村当局も

大変努力をされているところではございますけれども、さらに青木村に信州昆虫資料館ありと全国的に知らしめるために情報発信を常にしていただき、PRに努めていただきたいと思います。

先ほどお聞きしますと、インターネットのホームページの充実等も図っていただいている ようですし、プレスリリース、広報紙、それから広域の観光部門との連携など、いろいろや っていただいて、リピーターをふやす努力をされているようでございます。

ちょっとそこで1つ案なんですけれども、村外の小・中学校の社会見学、村内の子供たちはもちろん昆虫資料館に行っておりますけれども、村外の小・中学校の社会見学や全国の小・中学生の修学旅行の行程に加えていただいて、研修先に選定していただくなどの働きかけもしていただくといいんではないかなと思います。

それから、展示物や資料を一覧できる冊子、よく美術館に行きますと、その美術展の作品 を1冊におさめた冊子がよくありますけれども、もしできたら、そのようなものを印刷して、 作成して、販売したらよろしいんではないかなと思います。

それから、昆虫などを絵柄にしたクリアケース、クリアケースというかクリアフォルダーというんでしょうか、こんなようなものですけれども、これは羽生結弦君ですけれども、ここに昆虫の絵とかチョウチョウの絵とか、そういったものを載せて販売するというのもいいんじゃないかなと思います。

それから、もう一つ、昆虫柄のマグネットなんかもどうでしょうかと思うんです。こういったものですけれども、これはモナ・リザを描いてありますけれども、こういうところに昆虫を描いて、これを冷蔵庫にぴゅっと張っておくと、毎日毎日冷蔵庫をあけるときに見て、ああ、こういう昆虫がいて、こういう名前だったんだなというのを勉強できると思うんですよね。1種類だけの昆虫じゃなくて、いろんな昆虫を描いたらどうかなと思います。

ちなみに、これはスペインの何という公園だったかな、有名な教会がありますよね、その 設計した方がつくった公園ですけれども、名前を忘れちゃって申しわけありません。ここに 書いてないわね、すみませんね。昆虫資料館にはお土産類みたいなものが何もないので、何 かこういうようなものをつくって、ちょっと少年たちに、時々見て勉強できるようなものを つくったらどうかなというふうに考えました。

いろいろそういった工夫をされて活発に経営努力をしていただくと、ますます昆虫資料館 が継続されていくのではないかと思っておりますので、いろいろと役場の方にも考えていた だきたいと思います。 以上でございます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(宮下壽章君) 4番、金井とも子議員の一般質問は終了しました。

◇宮入降通君

○議長(宮下壽章君) 続いて、1番、宮入隆通議員の登壇をお願いします。 宮入議員。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番(宮入隆通君) 議員番号1番、宮入隆通です。

さきに通告しました2点につきまして、回答をお願いいたします。

まず、1点目のこれからの災害対応についてです。同僚議員のほうで質問していたかと思いますので、重複する部分があるかと思いますが、よろしくお願いします。

今回の台風19号の災害におきましては、現在も災害復旧に向けて対応していただいている ところでありますが、今後の課題も多く見えてまいりました。今までも私は、青木村におけ る情報発信の課題について指摘し、提案させていただいております。

まずは、災害時の緊急連絡、情報伝達の基本的な考え方について伺いたいと思います。お 願いいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 停電によりまして情報電話が使用できず、村民の皆さんへ情報の伝達ができなくて、御迷惑をおかけして申しわけなく思っております。今後検討しておりますのは、何人かの議員さんにもお話ししましたように、その前に、今どういう方法でやっているかについてで、今回どういう方法でやったかについてでありますけれども、情報告知端末による情報電話ですよね、携帯電話の緊急情報メール、ホームページによる告知、広報車による告知でございます。それぞれ使いやすさだとか、停電のときどうだとか、いろいろ課題があるわけであります。

今後は、エリアメールによる告知は、これはすぐしたいというふうに思っております。それから、FMとうみのメールサービス、放送サービス、これも話は具体的に聞いておりますが、この電波が届かない箇所もどうもありそうなものですから、があるかもしれませんので、もう少し実験をしてからというふうに思います。

UCVの災害用のFM放送、これはラジオがあれば受信できるわけでありますので、これも一つの重要なものかなというふうに思います。防災無線の戸別受信機の設定、これは坂城あるいは武石で行っているものでありまして、バッテリーあるいは交流電源両方でできるということであります。

こういったことで、一番早く、費用対効果もあって、若い人、お年寄りもできてというようなことで、しかもできれば国の補助金があって、どうもちょっとなかなかなさそうなんですけれども、ということを探しております。

それから、先ほどの議員にお話ししましたように、公民館にはNTTから災害の際に使ってくださいということで無料で設置していただきました災害情報電話があるわけでございますので、これを活用するというふうに考えております。いずれにしても、至急検討して、その都度、議員さんたちには報告しながら、御意見を伺っていきたいと思っております。

〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。

○1番(宮入隆通君) 今、村長からもお話しいただきましたとおり、私のほうではFMラジオの話をさせていただきたいと思うんですけれども、緊急時には、やはり命にかかわる情報を伝えるべき、情報電話が停電時には使えなかったと、ある意味では当たり前なんですけれども、余り考えていなかったというところがあったかと思います。やっぱり停電時の緊急災害連絡をどうするのか、そういったことをやっぱり検討する必要があると感じています。

先ほど御答弁でもFMラジオの話がありましたけれども、東日本大震災の際に情報発信するツールとしてFMラジオが見直されてきました。停電時にも使えて、大規模な災害時にも力を発揮します。青木村でも、9月1日の総合防災訓練の際に、災害臨時FM放送の受信調査をするなど、FM放送について着目をしているかと思いますけれども、実運用するには時間も労力もかかりますし、長期的な避難情報をずっと伝えるということには向いていると思いますけれども、緊急時の対応ということができるのかどうか、課題と私自身としては思っています。

既存のFMラジオ局によっては、先ほど村長からもありましたとおり、FMとうみの話があったかと思います。FMとうみに関しましては、通常のラジオで聞くこともできるんですけれども、スマートフォンのアプリケーションを入れることによって、スマートフォンを持っている方もラジオも聞くことができますし、実は文字情報を伝えることができるという機能があります。そのFMとうみ、名前は「はれラジ」という名前でやっているかと思うんですけれども、現在は、東御市、上田市、長和町の情報発信を行っています。

実は、今回の台風19号のときに、私も今までそのアプリケーションは入れてなかったわけですけれども、今回そのときに入れて、実際どういう放送をしているのかというのをずっと見ていました。非常に細やかな災害情報の配信を行っています。どこどこの橋が今、通行どめだよとか、何時に開通しそうだとか、意外と、例えば村の情報電話の情報発信の仕方だと、結構、大きいことは言うんですけれども、意外と細かい話が通じないというところがありまして、実際、生活している人にとっては、もっとちょっと細かい話を聞きたいというところがあるかと思うんですけれども、そういった部分も含めて情報発信をしていたということ、非常に便利というか、ほかのエリアの話なんで、どこの橋とか聞いても僕は余りわからなかったわけですけれども、ただ、そこに住んでいる人にとっては非常に便利な情報だったかと思いました。

そのスマートフォンに情報を送るという点で、FMラジオは聞いていないといけないんですけれども、スマートフォンだとプッシュ通知といって、情報を送ったらメールのような形で残しておくことができたり、見たいときに見られるんですね。なので、その都度、通知することができるという大きなメリットがあります。そういった情報、リアルタイムに情報を得ることができる仕組みなんですけれども。

もう先ほど村長から、検討いただいているという話だったかと思いますが、ちょっと私のほう、FMとうみのラジオがもうここでは普通に聞けると思っていたので、今回御提案する形をとったんですけれども、少なくともスマートフォンの情報としては配信するような仕組みができていますので、そういった普通のアプリを入れるというのも、正直いってなかなかみんな登録しないんですけれども、ラジオを聞くという形の中でそういった災害情報も聞けるというメリットもつけながら、改めてそういったFMラジオで文字情報を含んだ災害連絡を行うということを、ちょっと検討していただきたいなと思っております。また、ちょっと再度で申しわけないですが、御回答いただければと思います。

〇議長(宮下壽章君) 北村村長。

○村長(北村政夫君) 若い人とお年寄りはそのツールが違うわけでありまして、前の議員さんにも答弁しましたように、2つ以上の、最低でも2つのツールが必要になってくるかなというふうに思っております。停電したときどうするの、それから、若い人も見られるし高齢者の人も見られる、スマホのない人も見られるしというような、全てがうまくいきませんけれども、何か一つで必ず同じ情報が伝わるようなことを考えていかなければならないと思っております。

それから、少しこれは御承知いただいているかどうか、防災協定の締結の中に日本ケーブルテレビ連盟信越支部と協定を結んでおりまして、これは災害時の臨時放送局の開設と運用をお願いできるということで、一度デモをやっていただきましたけれども、こういうことも一つツールとして持っております。

〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。

○1番(宮入隆通君) UCVだったかと思いますけれども、臨時FM局を開設するということで、前回もその訓練の際に調査なさったかと思いますけれども、FMラジオをそういった災害時に活用するということをぜひ検討していただきたいと思いますし、ちょっと話が飛んじゃうんですけれども、よく村のイベントで、多分あれはSBCラジオの方を呼んで、いろいろ何かトークイベントみたいなことをやったりとかすることもあるんですけれども、そういったことで、今度、例えばFM局と何か組んでやることで、青木村の人たちがFMラジオを聞くということが何か習慣づけになるようなことをしながら、防災に対しても意識を高めてもらうとか、何かそういった形で皆さんが使えるようなツールにしてほしいなと思っています。すみません、それはちょっと余談でした。

次に、避難場所についてです。

避難場所の行政の対応に関しては、ちょっと割愛させていただきますが、いろんな避難所での備えに関してなんですが、今回、上田のほうで、たしか塩田の中学校の避難場所だったと思いますけれども、ワンタッチテント式みたいな間仕切りを使った、ファミリーテントと呼ばれていたかと思うんですけれども、そういったものを使って、要はプライバシーを確保した形での避難所開設をしたということが、私は、インターネットのニュースでずっと見ています、それは全国ニュースに流れて結構、話題になりました。

今回、お話では、段ボールベッドのところでそういった間仕切りもあるんだというちょっとお話も伺ったんで、そういった配慮も考えていただいていると思いますが、そういったプライバシーに配慮した避難所開設、そういった点での避難所の備えに関してお願いしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 多田防災危機管理監。
- ○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) 避難所におけるプライバシーの保護というところですけれども、特に長期化した場合については、大変重要な内容になってくるということで承知してございます。先ほどの質問の中でもお答え申し上げましたが、現在の段階ではワンタッチテントとか、そういった特化した施設は用意がございませんが、

利用できるパネル等を保有しておりますので、有事の際には十分活用していきたいと考えて おります。

また、災害の協定の中で物資のあっせん等の中で協力いただけるものについても、今後、 検討していきたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。
- ○1番(宮入隆通君) 続いて、障害者の方の避難所に関しては、先ほど御答弁いただいたので割愛させていただきまして、その次に、今の時代、ペットを飼われている方もたくさんいらっしゃって、家族同然、ペットは家族同然だという考え方を持つ方がたくさんいらっしゃるかと思うんですけれども、やはり動物たちもかけがえのない命を持つものでもありますから、ペットがいるということで避難ができない、要はそういった受け入れる避難場所がないということがないようにしてほしいなと、ちょっと思っているんですけれども、今回ちょっとざういう対応ができていたか、わからないんですけれども、今後も含めてどういった考えでいるのか、回答いただければと思います。
- ○議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 今、議員さんおっしゃるとおり、ペットも今家族の一員ということで愛好されている方も多いということは承知しているところでございます。

今回もペットを連れて避難したいがというようなことで避難されてきた方、文化会館のほうにおられました。ペットにつきましては、衛生面の問題、あるいはアレルギーの関係、あるいはそもそも動物をもう好まないというか嫌いな方、大勢の方がいらっしゃる中で、今回同じ場所で同伴での避難という部分ではちょっと御遠慮いただいて、駐車場の中の車の中に置いておいていただいたとか、そんなような対応をお願いしたところでございます。

今後、村の施設の中でどんな対応ができるか、ちょっと検討していかなくちゃいけないんですけれども、今、お話のとおり、ペット同伴される方が専用の避難所なのか、あるいは建物の中で部屋を仕切って、この部屋はもうペットの方なのかというようなこと、場所で分けるか、部屋で分けるか、そんなようなことも含めて今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。
- ○1番(宮入隆通君) 今後の課題だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思っています。

あと、ほかの地域とのこういった災害時の相互の支援の連携というものは、どういうこと に今はなっているんでしょうか、お願いします。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 防災協定を結んでおるのは、1つは行政の関係、あるいは物資の関係、あるいは社協がしているということになりますが、行政の関係では、御案内のとおり、長泉町、これは姉妹都市の締結をしながらおつき合いをさせていただきます。これは、主な協定の内容といたしましては、職員の派遣、避難所の提供、生活物資等の提供等々でございます。それから、最近になりまして新潟県弥彦村でありまして、避難者の輸送、避難所の提供、生活物資の提供についてであります。

それから、埼玉県久喜市でありまして、これはもともと菖蒲町とつき合いをさせていただく中で、友好都市としておつき合いさせていただく中で、合併した久喜市とのおつき合いを、相互援助協定を結んでおりまして、これも生活物資の提供、資機材の提供、職員派遣等々のものをやっております。

それで、今回の上田とか長野の話を聞いてみますと、あの長野市が災害のための土木職員を他の自治体から多数応援に受け入れていると聞いて、ああ、そんなに大変なんだということと、日ごろやっておかなければ大変だなと。この間、上田の市長さんと会って、上田も実は職員を他自治体から受け入れているんだそうです。どこですかと言ったら、練馬区、ほかにもいるらしいんですけれども、ということで、私も前々から思っているんですけれども、日ごろのおつき合いが大事だと。行ってみて、向こうの状況だとか、自治体の状況、あるいは避難所の場所だとか、そういうようなおつき合いを常日ごろから、あるいは行政だけではなくて民間同士のおつき合いを定期的にやっていく必要があると痛切に感じております。

長泉町には、向こうの文化祭に、11月ですけれども、加工組合とかどんぶりの会の皆さんとか、JAとか森林組合の皆さんにも行っていただいたり、久喜もそうなんですけれども、常日ごろのおつき合い、濃いおつき合いをしていかなければならないというふうに思いました。正直いって、長泉町に行くのは、皆さんは朝4時に起きて行ってくれますから、これはもう1年に1回といいながら大変で、もう12時からおやきを焼いたり、そういう御苦労いただきながら、こういうことに結びつけていく必要があるというふうに思っております。

それから、民間の団体の皆さんには、援助協定でありますけれども、飲料の提供、LPガスの供給、電源の復旧、それから山林火災の対応、避難施設の応急危険判定、それから物資、 重機、倉庫の提供、簡易トイレ、ハウスのレンタル供給、それからコンテナハウス、電話、 ファクス、OA機器、測量機器のレンタル、それから、先ほど言いましたように臨時災害放送局の開設と運用、こういうようなことでやっておりますが、1つ足りないのは、やっぱり水道の関係ですね。これは、各自治体からやってもらえればというふうに思いますけれども、これがどこか業界とできれば、水は大変なライフラインでありますからというふうに思っております。

何せ村は183しかないんですよ、1,718市町村のうち183しかなくて、よくぞ久喜市は受けてくれたというふうに、あれは10万市ですから、思っておりますけれども、同じような自治体でないとなかなか受け入れをしてくれません。それともう一つは、やはり100キロから200キロぐらい離れたところに、こういうところを違う方向に友好団体を持っていくということで、行政体としては3つあればいいかなとも思っております。

それから、社会福祉協議会が久喜市の社会福祉協議会、それから長野県内の山形村の社会福祉協議会と災害の相互援助協定を結んでおりまして、これも特に山形村とは日ごろのおつき合いをしていただいておりますので、こういったところの団体同士も必要だと、行政だけではなくてですね。ですから、できましたら、この行政だけではなくて、社協だけではなくて、村内の団体がほかの団体と連携をする、相互援助協定を結ぶ、そういったことも今後視野に入れていきたいというふうに思っております。

これで十分足りるか、数ではなくて、いざというときにどうやってつき合ってくれるかということで、例えばピーアンドディコンサルティング、この物資の供給でありますけれども、こことは子供たちが、義民太鼓の子供たちがアイルランドへ行ったときのスポンサーにもなっていただきましたし、数を多くするというのも大事ですけれども、濃いおつき合いですね、いざというときにちゃんと来てくれるような、そんな密度の濃い交流を日ごろからやっていく必要があるというふうに、今回の19号台風の反省といたしまして思っております。

〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。

〇1番(宮入隆通君) ぜひ今後もそういった相互支援の連携ができるような形をとっていっていただけたらと思います。

続きまして、ボランティアセンターについて伺います。

大規模災害発生の際には、ボランティアの方の力をかりることになり、その活動を行う上で、それを取りまとめるボランティアセンターを立ち上げると思われますが、ボランティアセンターの立ち上げる際の体制はどのようになっていますでしょうか。

〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長(小宮山俊樹君) ボランティアセンターについては、社会福祉協議会が中心になって運営をお願いするようになろうかと思います。ボランティアセンターで行うべき業務を少し挙げてみますと、まずは関係機関との連絡調整、広報、報道対応、運営資金管理、義援金の受け付け、それから募集、必要に応じてボランティアの食事、宿泊所の手配という部門を担うところ。

それから、ボランティアのニーズを受け付ける、活動報告の受け付けと相談窓口、また現地調査やニーズの発掘等を行う部門、それからボランティアの受け付けやその保険の加入、ニーズとのマッチング調整や割り振り、送り出しのオリエンテーリング、それと現地への送迎等を行う部門、最後に、諸機材の準備、受け渡し、在庫の管理、また支援物資の受け入れ、保管、希望者への配布、こういったことを行う部門等、大変いろいろな部門が考えられます。 社協の少ない人員でこれら全てを行うことは困難でございますので、非常時に協力をいただけるボランティアコーディネーターの存在が不可欠となります。社協においては、これらを念頭にコーディネーターの養成とボランティアの連絡組織の設置を検討するということで伺っております。

以上でございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。
- **〇1番(宮入隆通君)** 現在、その協力コーディネーターという方は、どれぐらいいらっしゃるんでしょうか。
- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小宮山俊樹君)** これから検討する段階というふうに聞いております。
- 〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。
- ○1番(宮入隆通君) 続きまして、大規模災害のときの村外の方のボランティア団体と、そういった社協でやると思われるボランティアセンターを立ち上げるかと思うんですけれども、そういったものの連携というのは、何か今からできているものがあるとか、いや、全くないという形なのか、ちょっともしどういったものを想定しているのか伺えたらと思いますが、お願いします。
- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小宮山俊樹君)** 村外のボランティアにつきましては、センターの運営上、 どうしても必要な存在でございます。県の社協のほか、相互応援協定を結んでいる山形村社 協、久喜市社協等と連携を図り、必要に応じ応援要請をすることになるかと思います。また、

新たな協定先等も見つけていかなければならないと考えるところでございます。

なお、村外のボランティアは、青木村の人物、それから地理等を承知しているとは限りませんので、この部分のサポートができる、やはり村民のコーディネーターは確保しておかなければならない、そういうふうに考えているところでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。
- ○1番(宮入隆通君) 今は社協の方同士の連携だったかと思うんですけれども、民間のボランティア団体との連携というのは、今できているんでしょうか。
- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **〇住民福祉課長(小宮山俊樹君)** 村内の団体で法人格を取得したような団体は、承知しておりません。支え合いの会やボランティアの会、日赤奉仕団等の任意団体に期待するしかないのが現状でございます。

しかし、これらの皆さんも実際、被災者になっているという場合も考えられますので、村外のボランティア団体、NPO法人等の中で協力していただく団体を探し、ふだんから連絡を密にとっておくことが必要と考えております。また、村内でもそういった活動があるときは、社協も積極的に関与して機能する団体に育てていくようなことも必要というふうに考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。
- ○1番(宮入隆通君) 災害時の避難所には、TKBが必要だと言われています。そのTKBのTというのはトイレ、Kはキッチン、Bはベッドの略です。快適で十分な数のトイレ、温かい食事、簡易ベッドの提供が必要だとしています。

大規模災害で避難した方は、食事が毎日おにぎりや弁当などになってしまうと言われています。青木村にもキッチンカー、タチアカネGOがあります。もちろん、タチアカネGOはタチアカネのPRが目的のものでありますけれども、もう一つの役割として、災害時のキッチンカーとして使うということだったと思います。

まさに今回、災害発生で、長野県全体で多くの被災者が出ました。このような状況は、タ チアカネGOの出番なのではないでしょうか。今現在、タチアカネGOをどうやって使って いくのかという運用のルール、そういったものがありましたら教えていただきたいと思いま すが、お願いします。

- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- 〇総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 現状、タチアカネGOにつきまして、書面等

でまとめたようなものというのは整っていない状況でございます。

しかしながら、今、議員さん、おっしゃったとおり、一方ではタチアカネのPRとともに、一方では災害時の炊き出し車としても活用していきたいということの中で、原則的には状況に応じればいつでも出せるよという状況だというふうに御理解をいただいてよろしいかと思います。

ただ、誰でもという部分につきましては、衛生面の問題とか、あるいは機器の取り扱いの関係、あるいは運転ですね、普通免許で運転できる車ではありますけれども、箱が乗っていたりというようなことで、普通の乗用車よりは少し気を使うような部分も出てくるかと思います。そういう一定のルールは必要かとは思います。

また、村内でということになれば、まずは役場ですとか、社協の職員がついてということが可能になると思いますし、そこで日赤奉仕団の方等にお願いして、炊き出しをというようなことは十分可能ではあるかなというふうに思います。

また、村外でも、状況によってですけれども、責任持って運用していただける方がいれば、 使っていただける準備はあるということでございます。

今回、社協中心にJAとか、森林ですとか、商工会の皆さんとか、郵便局とか、村内の各団体の皆さんの有志で長野市の被災地へ炊き出しに出かけていくというような計画を立てていたわけですけれども、受け入れ側のほうでちょっとストップといいますか、かかってしまったというようなことで、実現はしなかったわけですけれども、そんなような準備はあるということで御理解いただければと思います。

〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。

○1番(宮入隆通君) 今回、長野市を中心とした大きな災害があったわけなんですけれども、 青木村の若いお母さんたちを中心とした方たちで、そういう炊き出しをしたいんだけどとい う要望が、長野まで行ってやりたいんだけれどと、そういったときにそのタチアカネGOを 使う方法はないのかなと、ちょっと御相談を受けたことがあって、こういった質問をさせて いただいています。

今、もちろん御検討いただいているということであるかと思うんですけれども、そういった方たちが、例えば民間のボランティア団体という形で何か立ち上げをして、そういった何か支援に行きたいとか、もちろん本当の目的は、もちろん青木村で実際タチアカネGOを使いたいというときに、お手伝いでもいいんですけれども、使えるようにしておくということが前提にはなるんですけれども。

やはりいきなり使おうと思っても、もちろん使えないでしょうし、あれは車ですから、やはり車として少し使っていないと、いざというときに使えないという可能性もありますし、そういった訓練とか、そういった際には使っていただいて、多くの人たちが実際そういったタチアカネGOを使っていろいろやりたいんだという人たちが、もしいるんであれば受け入れていただいて、使いたいというときには使ってもらうというようにして、タチアカネGOを維持していくためにも、そういったことを定期的に、もしくは何かほかのエリアで災害があったときにお手伝い、行きたいという人たちには何か貸し出しという形でできないかなというふうに考えています。

ボランティア団体なので、いろんな経費とか、そういったものもできるだけ自分たちの中でつくり出していくような仕組みをつくってもらいながら、村のそういったものを使って支援できるような体制。あと、やはりちょっと今回思ったのが、台風が来て、私、この2日後か3日後ぐらいにちょっと相談に来たんですけれども、そのときにタチアカネGOを使うことができないのかという話を僕はしにいったわけなんですけれども、実際、村の職員の方は、台風の対応でほとんどいない状況で、こういう状況でタチアカネGOを本当に誰が使えるのかとか、使う人はいるかもしれない、使える人はいるかもしれないですけれども、実際やれる人っていないんじゃないかなとちょっと思ったんです。

先ほど社協の方という話もあったんですけれども、そういったボランティアセンターとか、いっぱい立ち上げてやっていかなければいけないときに、本当にそういったことをやれる人っているのかなと、ちょっと本当に不安に思ったんです。もちろんそのために、そのためだけのタチアカネGOではありませんけれども、やっぱり本当にそういった必要なときに使えるようにしておくという仕組みを、やはり今から準備しておいてほしいなと思っていますので、ぜひそういった要望があった際には受け入れられる体制をつくっていただけたらなと思っていますので、お願いします。

〇議長(宮下壽章君) 北村村長。

○村長(北村政夫君) 大変ありがたい御質問いただいたというふうに思っております。ちょっと今回の台風とタチアカネGOの話をもう少し詳しくさせていただきたいと思いますが、確かに二、三日後は、自分のところの村内のことで手いっぱいで、これは村内で炊き出しが必要でタチアカネGOを使うなら、それは出せたと思うんですよ。そういう状況ではなかったものですから、例えば長野へ行くというのは、少し私どもは対応できなかったというふうに御理解をいただきたいと思っております。

ふだんから使えるようにというのは、本当にそれはありがたい話でありまして、大して難しい話ではありませんけれども、水の系統だとか、火の系統だとか、バルブを、ガスボンベの何をどうするというというようなことがちょっとありますので、それは覚えておいていただくのと、ちょっと普通の車より高いんです、幅があるんです。そういうふうな運転も慎重にしなければいけないとか、そういうのもありますので、日ごろからそういう訓練をしていただく、参画していただくというのは、大変ありがたいことだと思っております。

実は、少し役場のほうが落ち着いてから、村の災害が落ち着いてから、今、片田課長が申し上げましたように、少しタチアカネGOを使ってボランティアで炊き出しに行こうかということで、まず、日ごろ、おつき合いのある南佐久の2カ所、それから北信の1行政体に言ったんですが、もう炊き出しはいいということでした。長野を少し東御の社協が少し通っているという話があったので、東御の社協に言ったり、それから向こうのボラセンにつないでもらったんですけれども、やはり民間の方々がたくさん行っていまして、土日は、私ども行けるとしたら土日しかなかったものですから、もう手いっぱいで、予約がいっぱいでということで、うまくいかなかったんです。

もうちょっと言えば、実は今週の土日に行こうかという話があったんですけれども、ちょっとお願いしている民間の皆さんの御都合、この時期ですから悪くて、また1月20日以降に行こうやということになった、それはタチアカネGOを使うほど大きなところではないんですけれども、そんなことをやっています。

もう一つ注意しなければいけないのは、無料だからいいんですけれども、保健所の許可を とるときに、衛生面のことをよくよく言われておりますので、そういうことも研修の際には 加えてやらせていただきたいというふうに思っております。

〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。

○1番(宮入隆通君) 村としてそういった受け入れの体制もできていると、ちょっと認識したので安心したんですけれども、そういった方々があったときには、何か研修できるようなことをしていただけたらなと思います。

続きまして、ふるさと公園の安全性について伺います。

ふるさと公園なんですけれども、青木村だけではなくて、上田市周辺からもたくさんの家族連れでにぎわうところでありますけれども、道の駅や直売所との相乗効果もあって村の代表的な施設となりました。

先日も、公園で出会った上田で暮らす子供たちを連れた御家族とお話をする機会がありま

したけれども、やっぱりこんなところで暮らしたいなと、上田で暮らしている人でも、ここ 青木村に来ると、そう思われる、そういった場所になってきています。青木村のイメージア ップ、移住促進のためにも役に立っているわけでけれども、やはり安全に遊べる施設でなけ ればならないと考えています。

現在のふるさと公園の安全管理の責任というのは、どこにあるんでしょうか。お願いします。

- 〇議長(宮下壽章君) 中沢商工観光移住課長。
- **○商工観光移住課長兼商工観光移住係長(中沢道彦君)** ふるさと公園あおきの安全管理についての御質問についてお答えいたします。

ふるさと公園あおきの管理につきましては、平成28年4月に村と株式会社道の駅あおきが、 道の駅あおき及びふるさと公園あおき施設の指定管理者による管理に関する基本協定を締結 し、これが令和3年3月までの5年間、株式会社道の駅あおきを指定管理者に指定している ところでございます。

委任業務ですね、協定の中で委任業務の責任分担が定められております。その中で、管理上の瑕疵による施設、設備、備品の不備による事故や火災に伴う利用者への損害は、株式会社道の駅にございますが、管理上の瑕疵によらない施設、設備、備品の不備による事故や火事、火災等による利用者の損害は、村と株式会社道の駅あおきとの協議事項となっております。つきまして、基本的には管理上の瑕疵によらないような場合につきましては、村と道の駅あおきにあると理解しております。

- 〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。
- ○1番(宮入隆通君) それでは、ふるさと公園内の設備の安全管理の体制、メンテナンスなどのいろんな管理していかなければいけないものがあるかと思うんです。そういったメンテナンスなどの頻度というのは、どういった形になっているんでしょうか。
- ○議長(宮下壽章君) 中沢商工観光移住課長。
- ○商工観光移住課長兼商工観光移住係長(中沢道彦君) 設備の安全管理体制及びメンテナンスの頻度についてお答えいたします。

例えば、ふるさと公園あおきの遊具につきましては、国土交通省の安全確保に関する指針を踏まえて設計され、日本公園施設業協会加盟のメーカーが対応しております。また、その指針や施設業協会の基準では、例えば都市公園におきましては、遊具を年1回以上の点検の必要性が定められておりますので、ふるさと公園あおきにつきましても、それに準じ、業者

や協会の研修を受けた村職員などが年1回以上の定期点検を行い、必要な改修や修繕を行っている。また、目視におきましては、通常の管理業務の中で行っているというところでございます。

また、年1回実施する親水公園の取水口の調査につきましては、引き続き調査を行い、安全性の確保に努めたいと考えております。

〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。

○1番(宮入隆通君) ちょっと要望なんですけれども、先日、小さなお子さんを持つお母さんから、ふるさと公園のところで非常に危険な場所があるので改善してほしいという要望をいただきました。ふるさと公園と道路の境の部分なんですけれども、2カ所あります。

1カ所目は、公園とあずまやの道路の横断するところなんですけれども、我々の大人の視点で見た場合は、あそこというのは道路があって、次の向こう、反対側があるというのは、非常に見通しもいい場所なので、わかるんですけれども、これもその若いお母さんからちょっと指摘をされて、実際、その小さなお子さんの目線で見ると、どこが境なのかというのがわからなくて、公園側からあずまや側を見ると同じ公園のように見えて、そのまま突っ走っていっちゃうんだと、非常に危ないと。道路に車が走っているのに、子供たちは飛び出しちゃうんだと、実際にもうひかれそうになって、これはもう危ないから、早く本当に改善してほしいということでいただきました。

あそこに関しては、私が見てもそういう意味合いで言うと、人が行き来するのに横断歩道がない。言われてみてわかったんですけれども、確かにあれ、アスファルトでずっとなっているので、同じ色のアスファルトなので、どこが境なのかというのが非常にわかりづらいんです。

なので、境を明確化するために、最近よくあると思うんですけれども、道路なり歩道の部分をカラーに舗装するというやり方があるかと思うんですけれども、そういうふうにしてほしい。そこを走る運転者の人たちにも、そこをやっぱり意識してほしいなと思っています。

そういった意味合いで、横断歩道とそういった減速帯、よく最近、横断歩道があるところに何か視覚的にスピードを落とすようなものがあると思う、舗装でやる方法と、実際がたがたやってスピードを落とさせる方法とあるわけなんですけれども、あそこの場合だと人がいつも通るわけではないので、そういった舗装、視覚的にやるのがいいかなと私自身は思っていますが、そういった減速帯というのを設けてほしいなと思っています。あとは、公園側も、全てをやる必要はないんですけれども、道路との境のところをカラー舗装することで、ここ

から先は何か違う場所なんだよということを視覚的にわかるようにしてほしいということで すね。

あと、公園からの出入り口のところというのが、一応、境に間隔の広い石のポールが立っていて、一応そこで人が行き来できるようになっているわけなんですけれども、あれ、非常に間隔が広くて、小さい子供にとっては、そこが境のため、そのポールがあるという全く認識ができないんですね。

そういった意味合いからすると、やっぱり参考になるのは保育園のところなんですけれども、あそこは南の出口のところ、坂道があるかと思うんですけれども、そこのところに子供たちが物理的に飛び出さないように、コの字みたいなやつが、ちょっとジグザグしないと行けないようになっているかと思うんですけれども、ああいったタイプのポールにちょっと変更してほしいと思っています。

あと、余り行き来、人が余り行き来しないと、私自身はちょっと思っていたんですけれども、子供たちがちょっとそこを飛び出たんだという話で、公園のトイレがあったり滑り台があるほうから国道へ出る小さな出口が実はありまして、飲食店側の駐車場につながる、そこは小さな通路なんですけれども、そこにもたしか1つ石のポールが、2つだったかもしれないんですけれども、ポールがあるんですけれども、そこもそのお母さんが言うには、そこから子供がわあっと飛び出しちゃって、そのまま国道に出ちゃったことがあるんだということで、これも本当に危ないから何とかしてほしいと。やはり、私たちの目線と子供たちの目線というのが全く違うんだなと改めて思ったわけなんですけれども。

公園はもちろん親ができるだけ、特に小さい子に関してはそうならないように見てやっているわけですけれども、ある程度、走るようになってくると、なかなか追いつかなかったり、子供たち同士で一生懸命遊んでいると、そこが公園なのか何なのかわからないまま外へ飛び出しちゃうということがあるようなので、そういったことを考えると、やっぱりそうならないようにしておかなければいけないんじゃないかなと。

やっぱり安全で楽しく遊べる施設というのを、村としてももう一度、もちろん最初にそういったことは考えた上で設計していただいたとは思うんですけれども、これだけ多くの人たちが、しかも結構、初めてくるような人たちもたくさんいたりとかして、ちょっと私たちとは違う使い方というか、そこへ出ちゃうんだという、私からするとそこは余り行き来するところじゃないと思っていたけれどというところを何か飛び出ちゃったりとか、そういったこともやっぱりある程度想定していかないと、最終的にそのお子さんが何か大きな事故に遭っ

てしまうとか、そういったことがないようにやっぱりしてほしいなと思っています。

そういった公園との境の部分の改善というのを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- 〇総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 御指摘、幾つかいただいております。

まず、横断歩道の設置ということに関して、私のほうから御答弁申し上げたいと思います。 公園と今の飛び地を結ぶ部分です。本当に一つの施設の中に村道が走っているような構造に なっております。そんなことで、あそこへの横断歩道設置につきましては、もう開園以来、 ずっと公安委員会のほうにも横断歩道の設置ということで継続して要望してきているところ でございますが、なかなか優先順位からなのか、設置に至っていない状況でございます。

横断歩道については、こちらで勝手に書いてしまうということができないものですから、 引き続きこの辺については要望してまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(宮下壽章君) 中沢商工観光移住課長。
- ○商工観光移住課長兼商工観光移住係長(中沢道彦君) 今、片田課長の言ったように、現時点で公安委員会の横断歩道設置の要望を寄せられていることですので、非常に、議員御指摘の子供の目線というのは、非常に重要な視点だと私も理解をしているんですけれども、横断歩道の設置の方向性を確認できないと、カラー舗装や減速帯の導入というのはなかなか難しいということで、それは非常に総合的な研究は進めさせていただきたいと考えております。

また、石のポールの件でございますけれども、特にふるさと公園の滑り台やトイレから飲食店に出る境界のポールなんですけれども、実はこちら、こちらはこちらで歩道の路肩からポールまでの幅90センチあるんですけれども、これ、実は車椅子で通れるスペースというのを確保するための距離ということで、私ども公園設計の折にこのように設置しております。

ただ、その一方で、子供の目線というのも重要な指摘ではございますので、そういうこと について少し総合的な研究をさせていただければということで、承らせていただきます。

以上でございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。
- ○1番(宮入隆通君) 間隔の広いそのポールという意味合いが理解できたわけですけれども、 やはり安全性も確保しながら、皆さんが使えるやっぱり公園という形も考えていく必要があ るかと思いますので、今後もそういった視点で、ぜひその安全管理のほうを検討していって いただきたいと思いますので、今後もよろしくお願いします。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長(宮下壽章君) 1番、宮入隆通議員の一般質問は終了いたしました。 通告のありました6人の議員の質問は、これで全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長(宮下壽章君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。 これにて散会といたします。

散会 午後 4時31分

令和元年12月17日(火曜日)

(第3号)

令和元年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和元年12月17日(火曜日)午前9時開議

日程第 1 議案第 1号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係条例の整備に関する条例について

日程第 2 議案第 2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 3号 青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 4号 青木村消防委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 5号 選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第 6 議案第 6号 令和元年度青木村一般会計補正予算について

日程第 7 議案第 7号 令和元年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 8 議案第 8号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算について

日程第 9 議案第 9号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算について

日程第10 議案第10号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 について

日程第11 陳情第 1号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情について

出席議員(9名)

1番 宮入隆通君 2番 坂井 弘君

3番 松澤正登君 4番 金井 とも子 君

5番 宮下壽章君 6番 沓掛計三君

7番 居鶴貞美君 8番 小林和雄君

9番 堀内富治君

欠席議員(1名)

10番 山本 悟君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 北村政夫君 教育長 沓掛英明君

総務企画課長 兼事業推進 室 長	片	田	幸	男	君	参 事 兼 建設農林課長	花	見	陽	_	君
住民福祉課長	小馆	計	俊	樹	君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理	多	田	治	由	君
商工観光移住 課 長 兼 商工観光移住 係 長	中	沢	道	彦	君	教育次長兼公民館長	宮	下	剛	男	君
保育園長	若	林	喜	信	君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	宮	澤	章	子	君
建設農林課課長補佐兼農業振興係長	稲	垣	和	美	君	建設農林課課長補佐兼国土調査係長	小	林	義	昌	君
建設農林課課長補佐兼上下水道係長	横	沢	幸	哉	君	税務会計課課長補佐兼資産税係長	奈良		安	秀	君
総務企画課課長補佐兼企画財政係長	小	林	利	行	君	総 務 企 画 課 事 業 推 進 室 係 長	塩	澤	和	宏	君
住民福祉課住民福祉係長	上	原	博	信	君	住民福祉課保健衛生係長	早7	上 女		敦	君
総務企画課 庶務 係長	宮	澤	俊	博	君	税務会計課住民税係長	増	田	憲	寛	君
建設農林課建設係長	小	山	明	之	君	教育委員会 教育係長	金	井	大	介	君
総務企画課総務係長	小	林	宏	記	君						

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(宮下壽章君) 定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長(宮下壽章君) 本日の日程は、先日実施されました総務建設産業委員会の視察研修に ついての報告をいただいた後、議案第1号から質疑、討論、採決の順で行います。

◎視察研修報告

○議長(宮下壽章君) 初めに、総務建設委員会の視察研修について、委員長報告をお願いします。

堀内総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長(堀内富治君) おはようございます。

先日11月27、それから28と視察研修をしてまいりました。2カ所でございますけれども、 簡単に内容について報告を申し上げてまいりたいと思います。

議会議長、宮下壽章殿。

総務建設産業委員長、堀内富治。

青木村議会総務建設産業委員会で実施をしました視察研修につきまして、会議規則第74条 によりまして整理をし、報告をしたいと思います。

まず、視察研修でありますけれども、2日間の計画実施をしました。まず、1カ所は、松本市の波田、公益財団法人自然農法国際研究開発センター、ここで研修を受けたわけでございます。

大変いろいろと感ずるものがございました。その中で、向こうの歓迎の御挨拶の中で、青木村さんと言えば、非常にいろいろと工夫された事項を実行されているようですねというようなことでございまして、大変お褒めの言葉をいただいたわけでございます。その中で、波

田町のこの研究センターでございますけれども、昔はリンゴとそれから桃、それから生産種苗、それから山林種苗、こういう産地でありまして、松、カラマツ、ヒノキ、こういうような山林の木の苗づくりをしておったところでございますが、しばらくぶりで私もお伺いしてみますと、野菜あるいはスイカ等の作物に変わっているということでございまして、大変感銘を受けてきたわけでございます。

このセンターは、平成60年11月に農水省から財団法人として認可されておるわけでございまして、平成24年4月より、また内閣府より公益財団法人としての認可がされて、現在、業務が展開されていると、こういうような内容であり、組織になっておるわけでございまして、非常に最近のいろいろの情勢を考えたときに、いわゆる農薬問題等々、非常に難しい問題が数多くあるわけでございますけれども、それらのものをひっくるめまして自然農法というふうに言っておるわけでございます。肥料はまいてはいけない、あるいはまた農薬を利用してはいけない、こういうようなことが非常に重要な課題であるだけに、この研究施設も国と十分連携をし合いながら進めておるというふうに私は感じてまいったわけでございます。

なお、評議委員会が最高の決議機関でございまして、さらに普及部だとか、いろいろ組織があるわけでございます。この中に、私も一緒に仕事をしてまいりました長野県農業試験所長でありました方、野菜花き試験所長でありました方、こういうような皆さんも名前を連ねておりまして、こういう仕事を国の機関として進行しておるというようなことになっておるわけでございます。

非常に心配をしておりますことは、有機農業を担う人材の育成が不足しておると、非常に大変だと、こういうようなことがおっしゃられておったわけでございます。非常に講習会等も熱心にされておるわけであります。特に、この波田の地域周辺では、水稲もあるわけでございまして、水稲の自然農法についても大分真剣に取り組まれておったというふうに感じておるわけでございます。我々の感じていること以上に、この自然農業に対する真剣さを伺うことができたというふうに考えております。

大変御丁寧な説明をいただきました。その中でも日ごろ我々の実施をしておる内容とは全 く違ったような、いわゆる完熟堆肥を使いなさい、こうやりなさい、ああやりなさい、とて も我々にはまねのできないような状況でありますけれども、そういうようなことをしっかり といろいろと勉強をしてまいったということでございます。

なお、この日は9人の出席でございまして、委員会で5人、それから役場職員が3人、それから県の職員も1人加わりまして、合計9名で出席をしたわけでございますけれども、そ

れぞれ日ごろの私どもの考え方と違う点があるわけでございまして、若干疑問を感じながら、 将来に向けて私どもとしても真剣に取り組みをしてまいらなければいけないと、こんなこと を肝に銘じてまいったわけでございます。

細かなことについては、省略をしたいと思います。

次には、遊休農地を最大の活用とした自然栽培と取り組む戦略というようなことをキャッチフレーズにしていろいろと進めておったところでございますけれども。石川県でございます、羽咋市というところでございますけれども、そこで羽咋市の職員の方とJA羽咋市の幹部クラスの方にいろいろと説明を願ったわけでございますが、いろいろとここでも感ずることが多くございました。

平成22年2月から、リンゴだとか野菜、これらのものに対するところの化成肥料、あるいは農薬、それから除草剤、こういうものを使わない方向づけを出して、しっかりと生産者に指導しておる産地でもあります。全国的に見ても、こういう産地は比較的少ないではないかというふうに私は思うわけでございますが、非常に努力されておるわけでございまして感銘を受けたわけでございます。私が感じた中では、産地の行政とそれからJAとの連携プレー、こういうのが非常によく対応されておりまして、いろいろの国の施策あるいは村の施策、あるいはJAの施策、こういうようなものがしっかりと、それぞれ双方で話し合いながら進めておると、こういうような産地でもあったわけでございます。

いろいろとお話を聞いていますと、もう既に白い米はもう全部販売が完了しておりまして、 これからは、とにかくこういうようなものをさらに広げる工夫をしていきたいと、こういう ような意見があったわけでございます。私も米を食べてみれば、そんなにおいしいような米 ではないように感じておったわけでございますけれども、いわゆる銘柄米としてしっかりと 考えて、生産指導をされておるというような点が感じたわけでございます。

JAの事業とそれから行政の事業、これも長野県の産地の実態を見ても、非常に無駄な点も多いし、まちまちの点も多いわけでございますが、ここではいろいろな施策が一体化して、とにかく生産拡大、あるいは生産指導を生産者にされておるというふうに考えてきたわけでありますが、ちょっと整理をしますと、支援事項については3支援、非常にこれは難しい問題を含んでおるわけでございますが、3支援、9事業、こういうようなことがJAとそれから行政といろいろと結びついて進めておるというわけでございまして、国からの補助金も非常に有効に利用されておるという点が感じてきた内容であります。非常に協力体制につきましては、非常にすばらしいなと考えておるわけでございます。

向こうからの質問もあったわけでございますけれども、向こうの産地としては、生産はとにかく減少しておると、それから農業人口は減っておると、こういうようなことでこういう立派な生産体制が今後も続けていかれるかどうか、非常にこの辺、私どもとしては心配をしておりますと、こんな意見もあったわけでございます。細かなことは省略したいと思いますが。

青木村の状況をちょっと調べてみますと、10人から15人くらいの方々が、いわゆるこの 自然栽培に取り組みを始めておるようでございます。今後ふえると、こういう話も聞いてお るわけでございまして、こういうようなことによって差別販売をどういうように展開をして いくか、これも非常に重要な事項だというふうに私は考えておるわけでございます。

そうかといって、全部が全部こういうことで解決できるかというとそうはいかない。いわゆる販売数量はなかなか思うように進んでいかない、そういう中でも老齢化はしてくると。そうした場合に、JAとして、村としてどういうような対応が必要かと、こういうようなことをこれから真剣に考えていかなければいけないだろうというふうに私は感じてまいったわけであります。

最初の産地、それから2番目の産地、いろいろ聞いておりますと、非常に情熱に燃えて説明をいただきました。私ども、それなりに一つの目標を持って、しっかりと指導するところは指導していくと、こういう姿が必要ではないかというふうに私は感じておるわけであります。

ほか、細かい事項もたくさんありますけれども、時間の関係もありますので、簡単でございますが、議長への報告とかえさせていただきまして、終わります。ありがとうございました。

〇議長(宮下壽章君) 委員長報告が終了しました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(宮下壽章君) それでは、本会議開会日にお配りしました議事日程に沿って進めてまいります。

議案第1号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の 整備に関する条例について質疑を行います。 質疑ありませんでしょうか。

堀内議員。

○9番(堀内富治君) それでは、お願いしますが、議案第1号でございますけれども、2/ 2のページでございますが、内容については細かく書いてあるわけでございますが、ちょっ とやはり理解がしにくい面があるわけでございまして、その辺しっかりともう一回ちょっと 説明をお願いをしたいというふうに考えております。

まず、今、成年被後見人の制度を担当しているのは上田市の社会福祉協議会だと私は承知をしておるわけでございますけれども、3人ぐらいで担当しておるかなというふうに思いますが、ここに青木村は委託をしておるというような状況であろうというふうに私は思います。現状、青木村の成年被後見人制度の活動の内容、後見人の活動状況ですかね。後見人の活動状況について、青木村の実態をお伺いをしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 上原住民福祉係長。
- ○住民福祉課住民福祉係長(上原博信君) 今、議員さん、おっしゃられたとおり、上田市社会福祉協議会の中にあります成年後見支援センターへ委託をさせていただきまして、青木村の方で成年後見をお願いしたいという方につきましては、そのセンターへお願いして後見人を選任をしていただいているところでございまして、今のところ、専門職の方、弁護士の方、行政書士の方にお願いをしているところでございまして、センターのほうへ後見人をお願いしているという事例は今のところございません。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 堀内議員。
- ○9番(堀内富治君) 2/2の項で、下から2枚目にありますけれども、「所要の改正を行う必要が生じたため、関係する条例の規定を一括して整理するための」と、こういう文面があるわけでございますけれども、この辺の細かな内容、それからもう一点は、非常にこれから老齢化していく中で、この対応を従来とやはり違った対応をしていかなくちゃいけないというような問題もあるわけでございますが、その辺の内容についてお伺いをしたいと思います。
- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 今回の条例の改正につきましては、成年被後 見人ということで、後見を受けられる方でございますその方の権利の保護でございます。す なわち、後見を受けているということの理由をもって一律に排除してしまうというようなこ

とを規定から除くということでございます。

成年被後見人かどうかということよりも、心身の故障の状況等とか、個人的実績に審査をして、必要な能力の有無を判定するという規定へ改正をしていくという内容でございます。 成年被後見人であるというだけで今まで排除していたものを、その方の実力、能力に応じて、 排除といいますか、その方の状況によって決めていくんだということでございます。

成年被後見人だという理由だけでは排除されないということを保護する条例改正になって いるということで御理解いただきたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 堀内議員。
- ○9番(堀内富治君) そうすると、現在、実行している内容と比較しましても、余り変わりはないという解釈でよろしいですか。それとも、青木村としてはこういう点をこういうふうに修正をしていかなくちゃいけないとか、そういう展望というものはないんですか。
- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 現状に照らしてみますと、該当する案件というのは余りないかなというふうに思われます。
- ○議長(宮下壽章君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する声なし]

○議長(宮下壽章君) これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長(宮下壽章君) 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長(宮下壽章君) 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[举手全員]

〇議長(宮下壽章君) 全員賛成。

議案第1号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の 整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(宮下壽章君) 続いて、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例について質疑を行います。

沓掛議員。

○6番(沓掛計三君) この条例、人事院勧告等の条例から入ってくるかと思いますけれど、 私もこの給料表が6等級制ということで、これ、かなり下のほうに厚い部分持っているかと 思います。青木村は実際にラスパイレスもかなり低いところにあるというのは、これ、いつ までも6等級制を保っていること自身がかなり無理がかかってきているんじゃないかなとい う感じがしております。

長野県の特に村については7等級制使っている、8等級制使っているところ、少ないかもしれませんけれど、これが6等級制で最高限度額でも41万9,000円ということです。課長クラスで一番上行っても41万9,000円、特例方法使えばまた別かもしれませんけれど、そんなことで、これ、村長さんにお聞きしたいんですけど、職員組合のほうから等、いろいろなほうから7等級制という考え方、これ、経費が上がりますから、なかなか結論は難しい部分があるかと思いますけれど、そういうような検討課題というもの、検討というものを今後していかなくちゃいけない部分が出てくるんではないかと思いますけど、この点についてお聞きできればと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 職員、本当によくやってくれているという中で、やはりこの給料というのは大事なベースだというふうに思っております。私が一番気にしているのは、特にお金を使う世代、子供たちが学校へ行く、あるいは高等学校、攻究の学校へ行く、そういうような世代について手厚くするようなことを特に考えてやっているところでございます。

今、御質問の最高額で41万9,000円はというお話ありました。6でいうと、これが最高限度であります。特に、課長さんたちは、残業手当が出るわけでもないですし、管理職手当のみで今回のような台風の状況を見ていると、これは大変、この面では申しわけないなというふうに思っております。今後、またそういうようなことも含めて検討課題にさせていただきたいと思います。

○議長(宮下壽章君) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

堀内議員。

○9番(堀内富治君) 私も沓掛議員と同じでございますけれども、このバランスの内容を見てもよくわかりませんけれども、もう何年にもなるわけでございまして、北村村長にかわる前からでございまして、毎回毎回、問題になる事項ではないかというふうに私は思います。

金額的な問題については、北村村長も大分御努力をいただきまして、職員の皆さんに理解をしてもらう努力をされているかというように私は思いますけれども、将来的に、現状はともかくこれはしようがないというようなお考えではないとは思いますが、その辺の職員の給与に対する意欲についてお伺いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** お答え申し上げます。

一つ、ラスパイレスで例をとって答弁したいと思いますけれども、私が就任する前は90未満でございました。今は、人数は少ないですから、年によって上下が大きいんですけども、90と95の間ぐらいに毎年なっております。

近隣と比べると低いわけでありますけれども、村という中でいけば他の町村と比べて、そう大きくは遜色していないというふうに思っております。職員に対する気持ちというのは、 一番はこの給料表にかかわることなものですから、ここは大事に今後もしていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(宮下壽章君) 堀内議員。
- **〇9番(堀内富治君)** そうすると、近いうちにはかなりこのバランスもとにかくとれていく というお考えでもよろしいですかね。
- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** 今回も国家公務員に準じて、あるいは県の職員に準じての改正でございます。ほかの町村と比べてそう遜色ない内容というふうに思っております。
- ○議長(宮下壽章君) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[発言する声なし]

○議長(宮下壽章君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長(宮下壽章君) 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

〇議長(宮下壽章君) 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[举手全員]

〇議長(宮下壽章君) 全員賛成。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案の とおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(宮下壽章君) 続いて、議案第3号 青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例に ついて質疑を行います。

居鶴議員。

- **〇7番(居鶴貞美君)** 村長が特に必要と認めたものと、このようになっているんですが、災害云々というようなこともあったと思うんですが、もう一度、内容についてお聞きをいたします。
- 〇議長(宮下壽章君) 多田税務会計課長。
- ○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) 今回の改正でございますが、 免除規定を新たに設けた形になっております。従来の手数料条例のままで実施していきます と例外規定がございませんので、免除規定については第6条でうたってございますけれども、 8項目、今上げてございます。

それに該当しない物件といいますか、案件ですね。今回でいうと、特に罹災証明を交付することについて、今回の台風の件以来、精査してまいりまして、その中で今までの条例のままですと、罹災証明につきましても、被災者の方に交付するに限らず200円の徴収をしなければならない、そういう状況にありましたので、例外規定を設けたものです。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** 第6条につきましては、手数料を徴しないと、こういうことでありましたとおり、1から8まであります。そして、ここにないからということでありましたが、

ここに特にその項目なしで、「特に村長が必要とみとめたもの」と、このようになっておりますが、これを具体的に、今、罹災証明あるいはそういう項目になぜしないのかどうかということをお聞きをいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 多田税務会計課長。
- ○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) 今後の運用の中で、さまざまな書類とか証明関係の手数料にかかわる事務が発生してくることが考えられますが、その都度、改正をするというよりは、必要なものについて、その都度、判断できる体制をつくっていきたい、そういうことの解釈でお願いしたいと思います。
- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- ○7番(居鶴貞美君) この項目の中に、それに関連して、この村の住民で村長にて手数料を 納める資力がないと認めるものが請求したときと、これと今の内容とは違うかとは思います が、今、申し上げたとおり、そんなに項目が出てこないだろうということで、今お聞きをし ているんですが、この5番との整合性についてもお聞きをいたします。
- 〇議長(宮下壽章君) 多田税務会計課長。
- ○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) 今後、事務として想定できる もの、今現在、全てを想定することが不可能ですので、その時点で判断できる材料を残して おくということで御理解いただければと思います。
- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** なぜ、私、こだわるかといいますと、この手数料収入もどこの企業も、もちろん自治体もそうなんです、大きな財源の一つになっておりますので、今のそういう事情のある方、もちろんそうなんですが、手数料をこれから財源の一つとしてお考えをいただきたいというふうに思っております。

御回答はよろしいですが、以上で終わります。

- ○議長(宮下壽章君) 答弁はよろしいですか。
- **〇7番(居鶴貞美君)** いただければ。
- 〇議長(宮下壽章君) 多田税務会計課長。
- ○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監(多田治由君) そういった案件が出てきて、 判断する段階では、正当な理由、それから状況等、鑑みた中で判断してまいりたいと思いま すので、よろしくお願いします。
- ○議長(宮下壽章君) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[発言する声なし]

○議長(宮下壽章君) なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長(宮下壽章君) 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長(宮下壽章君) 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(宮下壽章君) 全員賛成。

議案第3号 青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決 されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(宮下壽章君) 続いて、議案第4号 青木村消防委員会条例の一部を改正する条例に ついて質疑を行います。

松澤議員。

○3番(松澤正登君) お願いします。

この消防委員会の条例につきまして、現行から改正で人数が変わるわけでございますが、 特に村議会につきましては、建設産業委員会は5人しかおりませんので、5人以内というこ とでいいんですが、そのほかの変更になる理由、それから11人以内という組織になるわけで すけれども、これ、ちょっともう一度、内容、それから学識経験者4人以内というのはどん な方がなるのか、その辺のところ、もう一度、説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 過日御説明申し上げたとおりでございます。 議員さんについては、今、お話しいただいたとおりでございます。学識経験を有する者、

今まで2人以内というところを4人以内とさせていただきたいということでございます。内 訳は、消防団のOBの方、それから現役の消防署の署長さんが入っておりませんでしたので、 その方にも御意見をいただくために入っていただきたい。それから、公益を代表する者お一 人については、女性の方が一人もその委員の中におられませんでしたので、女性の方にでき れば公益を代表する者として入っていただきたいということでございます。

御案内のとおり、今、消防、とりわけ消防団を取り巻く環境は大変厳しい状況があるわけ でございまして、大勢の皆さんの意見をお聞きする中で、消防委員会としてまた検討してい きたいということで、今回の改正をお願いするものでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) 今、公益を代表する人ということで女性を入れるというふうに御説明ありましたが、現在、もう既に決まっているのか、これからお願いするのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。
- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 現状は、まだどなたにお願いするかとかということは決まっておりません。今後、検討させていただいてお願いしていきたいと思います。
- ○議長(宮下壽章君) 松澤議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[発言する声なし]

〇議長(宮下壽章君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長(宮下壽章君) 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

〇議長(宮下壽章君) 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(宮下壽章君) 全員賛成。

議案第4号 青木村消防委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決 されました。

◎議案第5号 選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長(宮下壽章君) 続いて、議案第5号 選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題 といたします。

お諮りします。

選挙の方法について指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(宮下壽章君) 異議なしと認めます。

それでは、指名推選の方法で行います。

別室にて協議しますので、ここで暫時休憩といたします。

議員の皆さんは、議員控室へお願いいたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時51分

○議長(宮下壽章君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

別室にて御審議をいただいた結果、選挙管理委員には、青木村大字沓掛772番地、池田好由喜さん、生年月日、昭和28年11月10日。次に、青木村大字夫神759番地1、清水剛さん、生年月日、昭和25年2月2日。3人目ですが、青木村大字村松971番地1、中澤照子さん、昭和29年6月24日。もう一名、青木村大字田沢3435番地1、松田正人さん、生年月日、昭和30年1月15日。

補充員ですが、順位1から順に申し上げます。青木村大字田沢1190番地1、氏名、若林 眞一さん、生年月日、昭和27年10月18日。2番、住所、青木村大字殿戸306番地、氏名、小 林護さん、生年月日、昭和29年3月11日。3番目、青木村大字当郷1911番地、氏名、朝倉 くみさん、生年月日、昭和34年12月8日。4番目、住所、青木村大字田沢3072番地3、氏 名、宮原洋子さん、生年月日、昭和46年11月26日。

令和元年12月11日提出。青木村村長、北村政夫。

以上の方を指名します。

事務局より資料の配付をお願いします。

[資料配付]

○議長(宮下壽章君) ただいま指名した方を、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(宮下壽章君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員に池田好由喜氏、清水剛氏、中澤照子氏、松田正人氏、選挙管理委員補充員に若林眞一氏、小林護氏、朝倉くみ氏、宮原洋子氏が当選されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(宮下壽章君) 議案第6号 令和元年度青木村一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

沓掛議員。

- ○6番(沓掛計三君) それでは、19ページの保育所費ですけれども、保育所費、今回の補正 についてのではないのですけれども、私、今回、9月にも質問したかと思いますけれど、財 源が今回もまた動いていないということ、この理由についてお聞き願えればと思います。
- 〇議長(宮下壽章君) 若林保育園長。
- ○保育園長(若林喜信君) 無償化に伴う財源の関係ですけれども、それも先週、県より通達がありました。無償化に伴う補助金の所要額について、現在取りまとめを進めているところです。今後、交付申請等を行っていくことになると思いますけれども、3月議会での補正をまたお願いしていくようになるかと思いますが、よろしくお願いします。

それで、今回、所要額として提出予定のものですけれども、まず施設型給付費、これは青木村保育園で10月から3月までかかってくる経費、それと幼稚園ですとか、認可外保育施設です、そういったところに対する補助金、また事務にかかってくる経費です、それから無償化に伴うシステム改修費、そういったものに対する補助金が交付申請の対象になってくる予定です。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。
- ○6番(沓掛計三君) 私、今回のこの幼保育無償化について、私、自由民主党ですが、政権 与党ですけれど、今回に当たっては、10月の消費税を2%、10%とは私、申し上げません けれども、2%増税したときの代替として税収の半分は国民に上げますよという約束でやっ てきた増税だと私は考えております。

それで、それについては高額な教育費等、また公平に各家庭の子供たちを養育していくんだという中で、目玉として消費税を上げるに当たって国民と約束してきたことではないかと思います。そうすると、このやったことについて、消費税の約2%分の増税分の約7,700億円は5兆円ぐらい入る予定だったということで、7,700億円はこちらのほうへ回すということを実際、言ってきたわけなんです。

それなのに、いまだかつてまだ財源についても、保護者からは10月からはいただいていないということだと思います。それなのに、財源のどのくらいを市町村に出すのか、出さないのか、そこもまだ確約、これから説明しますということではなくて、実質的にもう動いていて、それぞれのところの行政は実際にもうその保育料を肩がわりしているわけなんですけれども、どのぐらい入ってくるのかもまだ示さないということは、私も自由民主党の支持者といいますか、そうなんですけれど、今回については、これ、もう少し国のほうも無責任過ぎるんじゃないかと私は思います。また、県もそのとおりに動いているということ、私は本当に今回おかしいんじゃないかなという考え方を持っております。

これらについて、今、答弁で言いますと3月と言いますけれども、では3月前にしっかりと、どのくらい青木村に入るのか、どのぐらいを国が責任持つのかという、これらの話について、まだ出てこないこと自身がおかしいということで、それとともに、その話について事務局のほうへ余り言ってもそれは仕方がないことかもしれませんけれども、村長さんとして、この財源をいつまでも出さないということに対して、村長さん、どのように考えていられるか、お聞きできればと思いますけれども。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 消費税、今回アップについて、この幼保無償化以外にも、いろいろ私 どもには戸惑う、国民と言いましょうか、村民の目線で見ても、戸惑ったり、はっきりしな かったり、その後の混乱があります。

例えば、このことで言えば100億単位で、私の記憶では300億円と記憶しておりますけれ

ども、これが今、試算上、国税、足りなくなるというようなことも言われております。この 9月議会で、私どもはしっかりした数字を持って9月議会に臨みたかった。その直前になっ てもしっかりした数字、あるいは制度の内容についても来なかったというのが実態でありま す。

実は、ある首長さんとは常に連絡を取り合っていて、どうだい、そっち、何かあったかいというようなことをやるんですけれども、それは市なんですけども、市にも全く連絡がなくて困ったわいというのが、9月の議会の直前の話でした。だから、編成する時点での数字も9月の議会にもお示しできなかったということであります。

もう一つ、県に聞いても、県もわからないんですよ、正直なところ。国から来ていない。 だから、制度設計の中で、例えば、補助金の額が100億単位で足りなくなるなんてことは考 えられないんですけれども、何か政府の発表と、事務局のこの間が何か乖離しているのかな というふうにしか思えないんですけど、ということで、今回、はっきりした財源も言えなか ったし、むしろ私どもは、それで一番心配したのは、無償化になるんだけれども、今までの 青木村のやり方で各家庭が、保護者が、何か余計な出し分がなるんじゃないかという心配も、 という計算もしたし、そういうところもはっきりしなかったというのが9月の議会でありま す。これはもう県に聞いて、ある程度、想定でしかできなかったわけです。

今回のことも制度設計のところで、まだまだ事務的なところが詰まっていないというふうに思っております。こういうことは、各県下の自治体全て同じでありますので、いろいろな機会を捉えて、県あるいは県を通して国へはっきりお願いをしていきたい、物を申していきたいというふうに思っております。

もう一つは、来年度、当初予算を組むまでにはっきりしてもらわないと、当初予算もどのくらい、幼保無償化になって村は出さなければならないのか、少し財政的に楽になるのか、じゃその財源をもって何に、子供たちになんか今まで足りなかったところをどうするということもやらなきゃいけないのか、あるいは違うふうに使っていいのか、使うのか、何かそういうこともまだ議論できないんですよ。というのが、私の今の立場の悩みであり、実態というふうに御理解いただきたいと思います。

〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。

○6番(沓掛計三君) 本当にこのことについてはなかなか、私、本当まずいんじゃないかな と思うんです。それぞれ国の責任、県の責任、市町村の責任、特にトップに立つ人たちの責 任というのはかなり重いものだと思うわけです。 約束しておいたものを出さないでいて、最終的には今度は交付税算入だというような、そのような話がまた出てくるのかなという、来年度予算については、今度は交付税算入のほうへ、交付税のほうへ盛ってありますよと、ですからそちらのほうから出てくるものですから、財源については7,700億、これ約倍になりますと約1兆5,000億、なってくるわけですけれども、これらについてもはっきり財源を明確にした中で市町村に配分できるような方法というのを、これから村長さんにお願いするわけですけれども、町村会、また議長会等でいろいろなところで発信して、強く発信していってもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) もう一つ、私ども混乱しているといいますか、困っているのは、今年度に限りというのと、来年度はまた新たになる。今年度は国庫補助金で100%するけれども、来年度は2分の1、もしくは4分の1市町村負担というようなものもある程度あるんですよ。こういうところ、はっきりしないんですよね。はっきりしないというのは、新聞なんかで見ると、もう決まっているように思えるんですけれども、事務的な国からの通知とか見ると、またここも悩ましいところであります。

いずれにしても、来年度予算を組む、その私どもの村で言えば、1月下旬にははっきりしてもらわないと、次の行動が打てないという状況でありますので、これをしっかり検証してもらうように、私どもは国に直接というわけにはいきませんので、県を通して、あるいは県から情報をもらうようにしてまいりたいと思っております。

- **〇6番(沓掛計三君)** いろんなこと、言いましたけれども、よろしくお願いします。 ありがとうございます。結構です。
- ○議長(宮下壽章君) ほかに質疑ありますか。
 金井議員。
- ○4番(金井とも子君) 同じページでございますけれども、民生費の社会福祉費の中の報償費、出産祝金でございますけれども、見込みの増があるということでございますが、これの算定根拠を教えていただけるとありがたいんですが。
- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **〇住民福祉課長(小宮山俊樹君)** 出産祝金の当初予算の見積もりにつきましては、前年度の 実績を参考につくっているわけでございますが、子供の出生数といったものは、やはり年に よって多少変わってきます。ちなみに去年の場合ですと、20人出生がありましたが、ことし

は現在、既に18人で、今後3月までに生まれる者、それから若干余裕もあって転入とかもあるかもしれないということで、3月までの分で15人、合わせて33人を見込まさせていただいたものでございます。

かなりの人数の増である点がまず一つ、それからもう一つ、第1子から順番に出産祝金の 金額はふえていくわけでございますが、ことしは、第2子が今のところ9名ございます。去 年は、4名ということでございますので、第2子以降の者もまたふえていると、そういった ものを数字、足し上げた結果、かなりの大幅な増となったということでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 金井議員。
- ○4番(金井とも子君) 昨年に比べますと、大分人数が伸びているということで、村長さんの目標としています2クラス化に多少近づいているかなという気もいたします。ここで転入の方があれば、本当に2クラスになるのではないかと思いますので、期待をさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

- ○議長(宮下壽章君) ほかに質疑ございませんか。
 居鶴議員。
- ○7番(居鶴貞美君) それではお願いをいたします。

23ページになりますが、環境衛生費の中に負担金補助及び交付金で、生ごみ減量化資材生産者補助金10万円があります。竹チップというような説明があったと思うんですが、もう一度説明をお願いいたします。

- ○議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小宮山俊樹君)** 環境ごみ処理の関係で、いろいろな補助金、コンポストとか、そういったものに今まで出していたわけでございますが、今までの補助金につきましては、購入者がその領収書を持って役場に申請するという形をとっておりました。

今回、竹パウダーでございますが、こちらもまたごみの堆肥化に大変有用なものであるということで、その対象に加えたいと思ったところでございますが、実際に、相当、これが普及すると、販売量が相当な数になるということですので、購入者にその都度、補助を出すという形ではなく、生産者のほうが販売した額に応じて、量に応じてそちらのほうに支払うという形で、購入者に対してはその分安く、補助金分を安く購入できる、そういうメリットが出てくるという、そういう形で事務の省力化とそれから普及と、両方兼ねた形で設計させていただいたものでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- ○7番(居鶴貞美君) この関係については全く大賛成なんですが、まず今、生産者という御説明なんですが、今、この関係の生産者、この10万円の対象者といいますか、これは何人ぐらいを想定されておいでになるんですか。
- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(小宮山俊樹君)** 一定の比率を保ったものを出していただけるなら、特に人数等は指定しておりません。一応、販売された量としては、10キロ入りの袋を500袋分程度のことを想定しております。

生産者の団体につきましては、建設のほうでまた回答申し上げますので。

- 〇議長(宮下壽章君) 花見建設農林課長。
- ○参事兼建設農林課長(花見陽一君) 竹パウダーの関係につきましては、何グループかございます。今、稼働しているのが1グループございます。そのほかにも、各地区でも既に竹パウダーの製作に当たりまして動きが出ている状況でございますので、これからまだふえていくのかなという状況でございます。
- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) もう一つ目的は、資源循環施設は御案内のとおりの状況で、まだ地元の皆さんの合意は得られておりません。こういった皆さんと団体交渉する中で、ごみの減量化、特に生ごみの減量化については強く要請されております。

ほかの市町村は、牧場で堆肥化したり、堆肥施設を新たにつくったり、あるいは中型の機械を自治体に貸し出しておりますけれども、青木村はそういうことは何もやっていないわけでありまして、今回、こういうことを通して、ごみの減量化あるいは堆肥化をすることによって地元、今、上田市の清浄園のところでお願いしているわけですけれども、こういったことを含めて、この事業はしっかり私どもも応援をしていきたいし、お願いをしていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- **〇7番(居鶴貞美君)** この竹パウダーにつきましては、効果というか、効用につきましては 私も承知をしております。

それで、この10万円についてというか、この時期にここで補正で出てきたということなんですが、これ、また来年度も同様以上にこの補助が当然出てきてほしいというような気もいたしますが、要は今後の竹パウダーについての見通し的なことをお聞きをいたします。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** 私も個人的に、生ごみは、家族は少ないですけど全く出さずに、このパウダーを少しまいたりしてやって、堆肥化しております。

女性団体連絡協議会の女団連の皆さんにも、この生産者の皆さんが勉強会に呼んでいただいたり、勉強会をしたり、それから道の駅でも販売するというようなことでPRする中で、上田のある方は小型トラック1台欲しいとか、少しPRをしていくことによって、来年度もさらに引き続いていかれるように、私どももしっかり応援をしていきたいというふうに思っています。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- ○7番(居鶴貞美君) 竹パウダーにつきましては、これ、食品のほうにも使えるというような話もございます、この堆肥化だけじゃなくて。今後、この竹パウダー恐らくかなり広がってくるんじゃないかなと、このように思われますので、今後積極的にこちらの関係を支援をしていただければというふうに思います。

以上です。

- ○議長(宮下壽章君) 答弁よろしいですか。
- 〇7番(居鶴貞美君) はい。
- ○議長(宮下壽章君) ほかに質疑ありますか。 堀内議員。
- ○9番(堀内富治君) 10ページと、それから21ページになるかと思いますけれども、それぞれ診療所の基金の関係であります。金額的には両方とも同じでございますけれども、きちんと本年は整理されるかなというふうには期待はしておるわけでございますが、診療所の先生も、非常に一生懸命努力して、患者のために頑張ってもらっておるというふうに、私は村民の皆さんから聞いておるわけでございまして、本当に感謝を申し上げているところでございます。

こういう内容で本年は実施されたわけでございますけれども、来年の対応等については、 村長、どんなふうにお考えであるか、お願いをしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 今のところ、先生からは次の大型の機器、あるいは建物、あるいは施 設の改修についての御要望はいただいておりません。とりあえず今回のところで一段落かな というふうに思っております。

今後、必要ならば、先生のほうの御要望を聞いて、また議会の皆さんと相談させていただ きたいと思います。

- ○9番(堀内富治君) はい、わかりました。
- ○議長(宮下壽章君) ほかに質疑ございますか。
 小林議員。
- ○8番(小林和雄君) この10ページにもありますけれども、五島慶太翁の寄附金ですけれども、この見通しとしてどのぐらいの、どのような見通しがあるのか、お聞きしたいんですが。
- 〇議長(宮下壽章君) 塩澤事業推進室係長。
- ○総務企画課事業推進室係長(塩澤和宏君) 今回、補正の財源としている寄附金につきましては、既にいただいた分を補正財源として活用されていますので、この金額が現状と御理解いただければと思います。

今後につきましては、まだ数件、企業等から問い合わせありますので、もう少し10万単位になろうかと思いますけれども、寄附金はいただけるような予定も入っております。 以上でございます。

〇議長(宮下壽章君) よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

松澤議員。

○3番(松澤正登君) お願いします。

15、16ページになりますが、財産管理費の中の18の備品購入費で、たしかドローンを購入するというふうにお聞きしております。そういうことで、このドローンのどのくらいの性能のあるものなのか、それから、これから用途としてどんなふうに使われていくのか。それからまた、それを運転、操作する人は誰でもいいのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) ドローンの購入費用として、22万8,000円を この中でお願いをしてございます。

金額もピンからキリまで100万円以上するものから、1万円も出さなくても買えるようなものもありますけれども、業者等とも相談する中で、比較的操作が簡単で、持ち運びが楽で、機能としても十分な機能を備えているものという中で、今回こちらの機器をお願いするということでございます。

既に、操作研修等も職員間で行いまして、複数の職員が入れかわり立ちかわり、操縦に携わる訓練を実施いたしました。操作も比較的簡単でございまして、私もやりましたけれども、十分に見えている範囲でしたら、操作ができるというふうに考えているところでございます。したがいまして、今後、例えば災害等でも林道等、例えば道の先が行くことができないようなところでも、空から確認することもできますし、被災の状況ですとか、そんなようなものも確認できるかなと。同時に、当然、動画あるいは静止画等の撮影も可能になっておりますので、幅広い活用が期待できるかなというふうに考えてございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- ○3番(松澤正登君) このもうちょっと性能を聞かせてもらいたいんですけれども、どのぐらいの距離まで行くのか、どのぐらいの高さまで、高さっていうのはある程度、ドローンは制限があるわけですけれども、それとこれから役場の行政の仕事に使っていくのが主だと思いますけれども、各区への例えば要望があれば貸し出しというか、運転つきというか、そういうふうに考えると思うんですけれども、そんなところはどんなふうにお考えでしょうか。
- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 性能につきましては、距離はおおむね100メートルぐらいは、今の操縦元のところからは大丈夫です。それと、時間も1回のバッテリーで15分程度の飛行が可能ということで、バッテリーも予備に2つぐらいついているものでございます。

今後の活用については、また御相談申し上げながらということになりますけれども、一番は、それによって事故等が起こったりとか、そんなような心配もあるわけでございますので、また個々の事例については御相談いただいたところで、責任持って誰かがついていくとか、そんなような形で対応ができるのであれば検討してまいりたいというふうに思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 松澤議員。
- 〇3番(松澤正登君) ありがとうございました。
 有効にぜひ使えるように、お願いしたいと思います。
- O議長(宮下壽章君) ほかに質疑ございますか。 宮入議員。
- ○1番(宮入隆通君) 同じく15、16ページ、情報通信サービス事業費の消耗品費で、情報 電話の子機を購入したと伺ったかと思いますが、その点、詳しく教えてください。
- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 情報電話の電話機では、御希望のある方については、家庭内にコードレスの子機を別途御購入いただいて、御利用いただいている御家庭もございます。役場内でも利用させていただいているわけなんですけれども、こちらの機器をお求めになりたいという方がいらっしゃるんですが、当初から、かなりの年数を経過しておりますので、もうその子機自体がだめになっちゃうとか、あるいはバッテリーがだめになっちゃうとかっていうようなことで、交換を求められるケースが出てきております。

今、この子機も生産から年数がたっておりまして、もう生産終了というような声が聞こえてきておりますので、買えるうちに少しストックといいますか、そういうような形の中で押さえておきたいということで今回お願いするものでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 宮入議員。
- ○1番(宮入隆通君) その子機が故障した場合は、今、予備で購入したものを、また今お使いいただいている方がまた購入するということだということでよろしいですか。
- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) はい、そのとおりでございます。
- ○議長(宮下壽章君) ほかに質疑ございますか。
 沓掛議員。
- ○6番(沓掛計三君) 5ページの地方債なんですけれど、今回それぞれ防災関係等いろいろなものについて書いておりますけれども、利率ですけど、これ、ずっと年3%とありますけど、現時点はどのぐらいの実質年利になっているのか。

また、それと、それぞれの交付税算入措置というのはどのくらいあるのか。

もう一つ関連ですけど、防災対策事業債ということで3,000万円借り入れるようになっており、これ、琴山の災害2,900万という大きな災害にかかったところに充当されるようになっておりますけれども、これ、なぜ本債とれなかったか、その理由等についてお聞きできればと、お願いします。

- 〇議長(宮下壽章君) 小林企画財政係長。
- ○総務企画課課長補佐兼企画財政係長(小林利行君) 御質問いただきました利率の関係でございます。

こちらのほうは、政府の財政融資を借りたいと意向でございまして、昨年度の利率で見ますと0.04%でしたので、ことしにつきましても同じ0.04%で見込みたいと思っております。また、交付税の算入率につきましては、補助債につきましては95%、いわゆる元利償還金

に対する交付税措置は95%を見込んでおります。小災害の農地につきましては100%を見込んでおります。

防災対策事業債の3,000万円につきましては、こちらにつきましては塩澤のほうから説明 させていただきます。

- 〇議長(宮下壽章君) 塩澤事業推進係長。
- 〇総務企画課事業推進室係長(塩澤和宏君) お答えします。

まず、なぜ災害でとらないかというお話なんですが、今回予定しているのが別荘地内の琴山川という河川の改良工事、当然、今回の台風19号により、一部護岸が壊れた状況になっているんですが、こちらのほうを、ただ災害復旧ということではなく、今後、災害が起こらないように改良する工事を含むということで、災害査定というか、そもそも普通河川の認定を受けていない河川になりますので、災害の対象外になるということで、こちらの起債事業を活用したということと。

今回の自然災害の防止事業債につきましては、青木村の防災計画の中で緊急を要する箇所 の指定を受けたものについて、100%充当の交付税の算入につきましては28.5%から57%算 入ということで、財政力によって算入率がかわるわけですが、青木村については財政力指数 が低いですので、57%ということで、かなり起債の財源措置、交付税措置のいい起債となっ ております。

今年度、3,000万の事業費で実施するわけですが、今後は、琴山川については別荘地内の一番下のエリアにありまして、今回、その川を挟んで上下周辺が大きな災害に見舞われたということを判断しまして、計画的に10年ぐらいの期間を設けて全線で改良工事、こちらの起債を利用して、改良工事を進めていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 沓掛議員。
- ○6番(沓掛計三君) ちょっとわからなかったんですけど、1,800万、緊急防災債、この算 入率はどのぐらいだったと言いましたか。
- 〇議長(宮下壽章君) 小林企画財政係長。
- 〇総務企画課課長補佐兼企画財政係長(小林利行君) 充当率につきましては100%でございます。交付税の算入率は70%になっております。

以上でございます。

〇議長(宮下壽章君) よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

坂井議員。

○2番(坂井 弘君) お願いします。

まず、13、14ページの職員手当の超過勤務手当ですが、台風19号救護災害対応ということでの御説明を受けておりますけれども、これ、一般職の超勤ということだと思いますけれども、管理職については、先ほどの2号議案の御答弁の中でも多少述べられておりましたけれども、そうした管理職の部分に対して超勤手当は出ていないと思うんですが、そうした声の対応といいますか、何らかの報奨的なものとか、そういう形での対応はできないものでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 今、議員さん、おっしゃるとおり、管理職については超過勤務手当の対象外となっております。このような特別な出動があった場合には、管理職特別勤務手当というものが規定がされております。金額についてはわずかでございます。例えば、6時間以上1回出動に4,000円とか、そんなようなものでございます。

なおかつ、特別な事情というか、深夜に及ぶような場合は、その1.5倍を支給することができるという規定になっておりますので、最大で1日6,000円は支給が可能というふうなことをとりまして、その出動の出勤の状況に応じて支給を考えてございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) わかりました。

本当に御苦労いただいているわけで、そうしたことに少しでも報いるような手だてをとっていただければというふうに思っております。

別の件でよろしいでしょうか。

- ○議長(宮下壽章君) はい、よろしいです。
- ○2番(坂井 弘君) 2点目の質問ですが、15、16ページにかかわりますけれども、電算の委託料で、システム変更というふうなことが、ここのページにかかわらずあちこちに出てきますけれども、昨今、ハード機器の廃棄物の流出というようなことが問題になっていますけれども、本村では、そうした廃棄にかかわっては、どのような業者がかかわり、また問題になっている部分との取引等についてはそういった心配はないのかどうか、お聞きします。
- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- ○総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) 本村におきましても、パソコンが5年に1回

ぐらい更新になってきております。導入以来ずっと、地下の倉庫に何十台も当然、施錠して ストックしてあったわけですけれども、これはしかるべき処分をしていかなくちゃいけない ということの中で、社会福祉施設ですが、エリスンという施設がございます。そこの施設で、 障害者の皆さんがパソコンを分解して、そこからお金になるものをとって、その活動なりそ ういうところに充てていくというような趣旨の営業をいただきました。

そんな中で、我々が今、議員さんおっしゃるとおり、一番懸念していたのは情報の部分、 ハードディスクとか、そういうようなものがきっちり処分されるかどうかというところにつ いてでございます。

私どもについては、特に細かいお願いをしてしまったんですけれども、1台、1台、全部写真をとって、本体の状況、それから分解した状況、それからハードディスクに確実に穴といいますか、破損をさせて読み取りができない状況になっているというところまでの追跡、1台1台をお願いして、その証明を出すのに1枚500円はくださいということなものですから、処分料がかからない分、私どもの安全管理として1台当たり500円の支出をして処分をいただいているところでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** 今の御説明は、この間、問題になっている以前からそうした措置がとられているということで理解してよろしいでしょうか。
- 〇議長(宮下壽章君) 片田総務企画課長。
- 〇総務企画課長兼事業推進室長(片田幸男君) そのとおりでございます。
- 〇議長(宮下壽章君) よろしいですか。 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** ありがとうございました。 別の点、いいですか。
- 〇議長(宮下壽章君) はい。
- ○2番(坂井 弘君) あと2点あるんですけれども、1点目ですけれども、先ほど小林議員が質問された五島慶太未来創造館の件ですが、御説明で展示に440万円、そのほか寄託品の修理というふうな御説明だったかと思うんですけれども、その内容をもう少し詳しく御説明いただけたらと思います。
- 〇議長(宮下壽章君) 中沢商工観光移住課長。
- ○商工観光移住課長兼商工観光移住係長(中沢道彦君) 展示につきましては、現在、私ども

展示のパネルの解説文のほうを職員で下原稿はつくっておりまして、それを最終的に展示のパネルに、サイズに製品化する、それをまた館内に配置する、また重機とか展示に係るパネルケースとか、そういうものを用意するという委託ということで計上しております。

また、修復については、資料の中で、少し資料の補修をするようなものが必要ということで、ちょっとそれについて修理を見込んでいるところでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** 1つ、展示のほうはパネル化の作業が主なものということ、そして補修というのは、例えばどんなような補修が必要なんでしょうか。
- 〇議長(宮下壽章君) 中沢商工観光移住課長。
- ○商工観光移住課長兼商工観光移住係長(中沢道彦君) 現在、書ですね。五島慶太の実際に書かれた書が大分傷んでいたりするもので、それにつきまして補修、また表装化というものを行います。また、絵画のほうもちょっとあるんですけれども、こちらについては今、内部の交渉がそうしておりまして、ちょっと見込みのほうでまだ検討中の部分もございます。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) わかりました。ありがとうございました。

最後1点ですけれども、23、24ページにかかわります健康延伸プロジェクトの印刷費の 印刷製本費の部分ですが、健康延伸プロジェクトの計画書ができ上がって、その印刷費とい うふうな計上ですが、この計画書につきまして、御説明の中では来年度予算に盛り込んでい くと、実施に当たってということでしたけれども、それ以前の段階で、パブリックコメント は実施したのかどうか、この点いかがでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 小宮山住民福祉課長。
- **〇住民福祉課長(小宮山俊樹君)** パブリックコメントはまだ実施しておりません。
- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** 実施予定はありますか。
- **〇議長(宮下壽章君)** 小宮山住民福祉課長。
- **〇住民福祉課長(小宮山俊樹君)** 最終校正が済んだ段階でその点について、もう一度検討したいと思います。
- ○議長(宮下壽章君) よろしいですか。 坂井議員。
- **〇2番(坂井 弘君)** そうしますと、するかしないか、まだ決まっていないというふうに理

解してよろしいですね。

そうした場合に、パブコメをする場合としない場合、今までも幾つか案件について実施してきたのがあったりすると思うんですが、やるもの、やらないもののすみ分けはどんなふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- **〇村長(北村政夫君)** 一般的には、パブコメはたくさんというか、やりたいというふうに思っております。

今回の健康延伸プロジェクトは、これは専門家が、あるいは村の代表の皆さんが集まって 議論を重ねて積み上げていった。だから、住民の皆さんの意見を聞いて、健康延伸プロジェ クト、あるいはその内容を詰めていくという内容ではなくて、これを村民の皆さんに実施し ていただくということを念頭に置いて、専門家等々の意見をやっていたものですから、例え ば、自然保護をどうしていくかとか、そういうようなものとは性格が違うということであり ます。

ですから、なるべく村民の皆さんの意見を聞いて、例えば村の5カ年計画ですね、そうい うようなものは村民の皆さんの意見を聞いて積み上げていくというものと、片方は専門的な 人たちがまとめたものとの違いということで御理解いただければと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 坂井議員。
- ○2番(坂井 弘君) 御説明は理解いたしました。

ただ、この健康延伸プロジェクトにかかわっては、やはり村民がどれだけこれに参加できるかということも大きな部分だと思いますので、そういう点からも、村民の関心を深めたり、あるいは村民の中でそれに対してこうしたらという工夫なども考えをお持ちの方もいらっしゃるかなと思ったりするものですから、そういう点では、私としては実施していただいたほうがいいかなというふうな御要望を申し上げておきたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) この健康延伸プロジェクトのこれのみについて申し上げたいんですけれども、村民の関心とか、こうしていきたいというような御提案をいただいているわけでありますけれども、それは健康延伸プロジェクトができて、じゃ次の段階で、これについて村民の皆さんはどういうふうにかかわるのか、自分の問題としてどういうふうに捉えて改善していくのか。そういう点に、次の展開の中で、今、坂井議員が要望されたことはすべきというふうに、私どもは今の時点で思っております。

○議長(宮下壽章君) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

金井議員。

- ○4番(金井とも子君) 30ページですが、消防費、消防施設費の中の工事請負費ですが、 1,540万です。指定避難所空調設備整備工事ということですが、これはどういった公民館等 に設置されるんでしょうか。公民館の名前を教えていただけたらありがたいんですが、お願 いします。
- 〇議長(宮下壽章君) 小林企画財政係長。
- ○総務企画課課長補佐兼企画財政係長(小林利行君) 御質問いただきました指定避難所空調 設備の整備工事につきましては、地元の地区の設置の意向に沿いまして進めてきました。

今年度は、当郷公民館、村松アイリスの館、入田沢洞コミュニティセンター、入奈良本防 災研修センター、あと青木義民の里を予定しております。

以上でございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 金井議員。
- **〇4番(金井とも子君)** ことしはということは、まだ設置しない場所もあるということでしょうか。
- 〇議長(宮下壽章君) 小林企画財政係長。
- ○総務企画課課長補佐兼企画財政係長(小林利行君) 地元の要望によりまして予算をとれた ところでというような意向がありました。今年度と来年度の2カ年で設置を進めたいと考え ております。ですから、来年度、残りの地区の意向に沿いまして設置していきたいというふ うに考えております。
- 〇議長(宮下壽章君) 金井議員。
- ○4番(金井とも子君) 地元の負担金は、大体何%といいますか、どのぐらいの予定でしょうか。
- 〇議長(宮下壽章君) 小林企画財政係長。
- 〇総務企画課課長補佐兼企画財政係長(小林利行君) 地元からは工事費の3割の負担を予定 しております。

以上でございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 金井議員。
- ○4番(金井とも子君) 細かく質問してすみません。

これは、指定避難所ということになっているところなんですけれども、夏の暑いときは、
ふだんも使用してよろしいということで、ちょっと当たり前のような質問で申しわけありませんが、それでよろしいでしょうか。

- 〇議長(宮下壽章君) 小林企画財政係長。
- ○総務企画課課長補佐兼企画財政係長(小林利行君) 広く使っていただきたいというふうに 考えております。
- ○議長(宮下壽章君) よろしいですか。
- 〇4番(金井とも子君) はい。
- ○議長(宮下壽章君) ほかに質疑ありませんか。
 居鶴議員。
- ○7番(居鶴貞美君) 先ほど来の五島慶太未来創造館等に関係してお二人から質問されているんですが、この財源として、五島慶太翁事業寄附金200万円がありますが、現在まで何件で、総額どのくらいになっているのかどうか、おわかりでしたらお願いしたいと思いますが。
- 〇議長(宮下壽章君) 塩澤事業推進室係長。
- ○総務企画課事業推進室係長(塩澤和宏君) お答え申し上げます。

12月11日現在で申し上げます。五島慶太翁顕彰事業に係る寄附金は63件で、578万円収入済みでございます。

- 〇議長(宮下壽章君) 居鶴議員。
- ○7番(居鶴貞美君) 同様に、今回の委託料のところに青木村ふるさと応援寄附金360万円と、このように財源になっているんですが、こちらも今どのくらい、当初1,200万予定されているようなんですが、現在どのくらいまで来ていて、この関係にどの程度使っていくのかどうか、お聞きをします。
- ○議長(宮下壽章君) 塩澤事業推進室係長。
- ○総務企画課事業推進室係長(塩澤和宏君) お答え申し上げます。

現在の個人のふるさと納税の総額については、ちょっと手元に資料ないんですが、既に入った寄附金のうち使用用途が五島慶太翁の顕彰事業に係るものについて今回補正財源として活用してございます。

ちょっと総額については、今現在の資料は手持ちにございません。

- 〇議長(宮下壽章君) 小林企画財政係長。
- **〇総務企画課課長補佐兼企画財政係長(小林利行君)** ふるさと納税の関係につきましては、

現在およそ600万ということで記憶しております。

- ○議長(宮下壽章君) よろしいですか。
- ○7番(居鶴貞美君) ありがとうございました。
- ○議長(宮下壽章君) ほかに質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長(宮下壽章君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(宮下壽章君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(宮下壽章君) 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(宮下壽章君) 全員賛成。

議案第6号 令和元年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

10時55分より再開いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長(宮下壽章君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

〇議長(宮下壽章君) 議案第7号 令和元年度青木村国民健康保険特別会計補正予算につい

て質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(宮下壽章君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(宮下壽章君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(宮下壽章君) 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(宮下壽章君) 全員賛成。

議案第7号 令和元年度青木村国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり 可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(宮下壽章君) 続いて、議案第8号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算に ついてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(宮下壽章君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(宮下壽章君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(宮下壽章君) 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[举手全員]

〇議長(宮下壽章君) 全員賛成。

議案第8号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決 されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(宮下壽章君) 続いて、議案第9号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算に ついてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありませんか。

堀内議員。

○9番(堀内富治君) 一つ記憶にはあるはずですけれども、別荘会計には基金がありました ね。

そんなことを考えたり、それからもう一つは、災害があるごとに、災害というか、雨が降ったり雪が降ったりするたびに、とにかくいろいろと事故が発生しておるということでございまして、非常に私はお金のかかる地域だなというように、悪い意味じゃなくて、考えておるんですけれども、今回もこういう形で193万6,000円出てきているわけですけれども、この辺の実態やら、それで将来どういうように考えていくのか、現状の基金方式でそれでいくのかどうか、その点、お伺いをしたいと思います。

- 〇議長(宮下壽章君) 北村村長。
- ○村長(北村政夫君) 別荘は、御案内のとおり、高い海抜にあります。三才山と青木峠を比べてみると三才山のほうが事故が多かったりする、いわゆるこれは海抜が高い長野県の地形上の気候との関係の特徴だろうというふうに思います。

今回も、水路があるいは河川が崩れてというようなところがありましたけれども、ほかのところより多分雨量が、入奈良本の公民館の雨量計よりは、あるいは多かったんじゃないかというふうに思います。ですから、今後もそういう安全・安心の面からもチェックしていかなければならない場所であるのであります。当然、雪も入奈良本の地元の除雪する人が、基準に自分ちの前と違うというようなことをおっしゃるように、そういった点にも配慮してい

く必要があると思っております。

基金なんですけれども、基金は余剰金をもって基金に充てているわけですけれども、この余剰金というのは、余剰金と言いましょうか、年度末の繰越金ですね、全体量が絶対量が少ないわけですから、基金の額も非常にわずかでございます。少し柔軟性を持たせるために基金を最近つくったんですけれども、今後も足りない分については一般財源等々から地区の災害復旧のため等については、一般財源を使わせていただき、日常的なものについては別荘会計の中の皆さんから納めていただく管理費等々で行っていくというふうに考えております。いずれにしても、平地よりは自然災害の多い地域だということを念頭に置いて一生懸命や

〇議長(宮下壽章君) 堀内議員。

ってまいりたいと考えております。

○9番(堀内富治君) こういう災害が発生するたびに私、思うんですけれども、本当にお金のかかる地域だなというふうには思うんですが、人が住んでいるものですから、きちんとやっぱり修理するところは修理をしていかなくちゃいけない。こういう問題もあることは事実でありますが、できるだけ、毎回毎回とにかく金を投ずるような、そういうようなことを避けていく、そういう努力をしてもらうことも必要ではないかというふうに私は思いますが、今、村長の答弁の中にあったとおりでございますから、回答は求めませんけれども、どうかひとつそういう配慮も十分にお願いをしておきたいと思います。

以上です。

- ○議長(宮下壽章君) 答弁よろしいですか。
- ○9番(堀内富治君) はい。
- ○議長(宮下壽章君) ほかに質疑ありませんか。
 小林議員。
- ○8番(小林和雄君) この別荘ですけれども、売れている戸数がどのくらいか、それから永 住されている方が何戸あるのか。それから、買った人が出ていった人はどのくらいあるのか。 ちょっとそれについてお願いしたいと思います。
- **〇議長(宮下壽章君)** 塩澤事業推進室係長。
- ○総務企画課事業推進室係長(塩澤和宏君) お答え申し上げます。

全部で区画は405ございます。うち、建物が建っているのが297と記憶してございます。 残りは更地の状態になっております。永住者につきましては、30年度末で28世帯の方が住 所を置いて永住されております。 昨年度、中学生を含む新規の入居された方がいらっしゃいましたが、年度内中に転出されたというような状況で、毎年1世帯程度、永住の世帯がふえているような状況です。年代とすると、やはりリタイアされた、退職されてから数年間住みたいという方が多いような傾向になっております。

以上です。

- 〇議長(宮下壽章君) 小林議員。
- **○8番(小林和雄君)** 特に出ていく人が多いとか、少ないとか、そういう点についてはどうなんですかね。
- 〇議長(宮下壽章君) 塩澤事業推進室係長。
- 〇総務企画課事業推進室係長(塩澤和宏君) お答え申し上げます。

永住されている方の年齢層が、やはり70代が中心になりますので、今後はやっぱり医療体制だとか、介護の問題を考えると、転出されている方がふえていくのではないかと予想されます。

- ○議長(宮下壽章君) よろしいですか。
- ○8番(小林和雄君) はい。
- ○議長(宮下壽章君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(宮下壽章君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(宮下壽章君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(宮下壽章君) 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[举手全員]

〇議長(宮下壽章君) 全員賛成。

議案第9号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決 されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(宮下壽章君) 続いて、議案第10号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業 特別会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(宮下壽章君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(宮下壽章君) 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(宮下壽章君) 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[举手全員]

〇議長(宮下壽章君) 全員賛成。

議案第10号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については、 原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長(宮下壽章君) 続いて、陳情第1号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める 陳情についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

[発言する声なし]

○議長(宮下壽章君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

〇議長(宮下壽章君)賛成の方の討論を許します。金井議員。

○4番(金井とも子君) 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情について、女性の立場から賛成の意見を述べさせていただきます。

妊娠しますと、ホルモンバランスが大きく変わり、口の中もトラブルが起こりやすくなります。私の何十年も昔の経験からも、当時は口腔内に異常を感じ、歯からカルシウムが奪われていくような感じがしたことを覚えております。

12月13日の東信ジャーナルの瀬音というコラムにも、防げ、ロ内フレイルのタイトルで掲載されておりましたので、一部読ませていただきます。妊娠中から産後にかけては虫歯になりやすいらしい。例えば、つわりで胃酸が逆流し、口腔内が口の中が酸性に傾く。また、乳児の世話の慌ただしさから食事が不規則になったり、歯磨きがおざなりになったりと、口内環境にはよくない条件が整っている。乳幼児を連れてはなかなか歯科にかかりにくいのも問題だと、作者が子育て中で親知らずが虫歯になったことから書いております。

さらに、日本歯科医師会では、オーラルフレイルという口腔内機能の低下についても指摘 している。滑舌の低下、食べこぼし、むせ、むせるということですね、噛めないなどの衰え につながるということで、8020運動とあわせて、いつまでも元気なママでいるために、ま た子供たちに虫歯菌をうつさないためにも歯科通いをしばらく頑張らねばと結んでおります。

この方の場合は、多少論点もずれているかもしれませんけれども、子育てに忙しく、歯科 医院にもかかれずにいて、産後2年ぐらいして歯の痛みが出たようでございます。それを予 防するためにも、時間のとれる妊娠中に歯の検査を受けておくことが大変重要ではないかな というふうに思います。

妊婦に対する歯科健康診査や、この陳情書にも記載のとおり、妊娠中の口腔内異常の予防 となり、長い人生において、一女性の健康を守るため、また次世代の子供に虫歯菌をうつさ ないためにも大変大切なことと考えられます。

上田市などの大きな自治体では、既に実施されております。子育でするなら青木村です。 ぜひ村当局に、妊婦の健康診査を実施していただくよう議会からも村への働きかけをしてい ただくことをお願いして、この陳情に対しての賛成討論といたします。

○議長(宮下壽章君) ほかにございますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(宮下壽章君) 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(宮下壽章君) 全員賛成。

陳情第1号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

〇議長(宮下壽章君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(宮下壽章君) 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第4回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時10分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

元 年 第四回〔十二月〕定例会

令

和

令

和

元

年

第四回〔十二月〕定例会

青木村議会会議録

青

木

村

議

会

会

議

録